

# 破防法研究

5号\ '70-3

三里塚・現地

反対同盟 反戦・全学連現闘 弁護団

支配の構造と崩壊の要因(一) 小長井 良 浩

戦後民主主義とはなにか

破防法公判記録(二)

日米共同声明と日本帝国主義の危機

七〇年代における革命の現実性をめぐって

北 小 路 敏

三里塚・天浪団船小屋

破 防 法 研 究 会

# 過渡期経済論

プーハーリン著作選 全六巻七冊

700円

救仁郷繁訳「第一回配本」  
共産主義への過渡期社会がはらむ内的矛盾に、驚くべき理論的凝集力をもって迫り社会主義社会建設の道を唱導する。ロシア革命時随一の理論家プーハーリンの画期的労作を完訳する【続刊】一経済学者のノート(次回4月刊) 共産主義のABC 世界経済と帝国主義 帝国主義と資本の蓄積 史的唯物論

第二期 トロツキー選集 全21巻 呈目録

# 一九〇五年

原譯之訳「第一回配本」第2巻

1000円

一五五年革命で史上初めて創出された労働者自身の権力機関であり闘争組織である「ソヴェト」を指導した不屈の革命家トロツキーが、その理論的透徹性を武器に革命的諸事件を註述しストライキ論・蜂起論等を展開する古典的名著【本邦初訳】

# ローザ・ルクセンブルグ選集

各巻900円

□A5判・並製・全四巻  
第1巻 社会改良か革命か/裏切られた期待他 高原他訳  
第2巻 大衆ストライキ・党および労働組合他 野村修他訳  
第3巻 社会民主党の危機/理論の御用化他 田窪清秀他訳  
第4巻 ロシア革命論/あれかこれか他 救仁郷・高原他訳

東京都文京区小日向1-24-8 現代思潮社  
振替/東京七四二 電(九三)四〇六

この圧倒的問いかけに応えよ!

# ドキュメント 沖繩闘争

新崎 盛暉編 沖繩を欠落させた虚偽の戦後史認識を正さずには激動の70年代の展望を写らたてえない。孤高な問いを貫き抜いた25年の闘争史を日本階級闘争の最前線として位置づけ 沖繩闘争の世界史的意味を浮き彫りした。

B6・七五〇円

〔近刊〕大阪部落解放研究所 B6・七五〇円  
部落からの告発

戦後民主主義への告発  
竹内静子 B6・四五〇円  
60年代後半の反権力の運動を内側から観察しつづけてきた一線ジャーナリストが戦後史総体を批判の座に据えて70年代運動の質を論ず

現代革命への構想力  
小林良彰 B6・三五〇円  
各国革命史研究の蓄積に立脚して現代資本主義社会におけるマルクス主義の革命綱領の革命理論と骨格を大胆に提起した野心的労作

反戦労働運動  
陶山健一 B6・六五〇円  
反戦青年委員会の旗の下に民間・日共統制下から湧きおこった新たな潮流の実相と理論・戦術を先頭で指導してきた著者が縦横に論ず

## 亜紀書房

東京・神田神保町1-51

轟砲 獲得目標について本気か・2

日米共同声明と日本帝国主義の危機 北小路 敏・4

七〇年代における革命の現実性をめぐって

歴史への証言 三里塚・現地・42

●三里塚芝山連合空港反対同盟

●反戦・全学連現闘

●三里塚闘争弁護団

支配の構造と崩壊の要因(一) 小長井良浩・84

戦後民主主義とはなにが

破防法公判記録(二)・97

付 弁護団辞任にあたって



## 獲得目標について本気か

獲得目標がはっきりしていないものには、ひたむきな行動があらわれようもない。そればかりか、勝てる情勢がきても、やろうとしない、わからない、誤解しているというひどいことが起こる。勝ったか敗けたかということも、獲得目標との関係で決まることである。獲得目標が不明確では、結果に対する評価と責任も曖昧となる。ここに、頹廢が生ずる。

本気で獲得すべき目標を定めれば、ここからそこへ向かって、なにをすればよいのかということとは、はっきりと決まってくる。

このはっきりした関係を認めるならば、自分にとって大変なことになるという場合、やれ、別のやり方もあるのではないか、やれ、異なる方法でもよいのではないかという俗説がしつこく現われてくる。革命と暴力との関係についての諸説が、その典型例である。

しかし、この関係は、非情にも、はっきりしているから、獲得目標について本気でたちむかうからには、目標を達成できる手段、方法によるほかないわけである。

達成する手段、方法がとてもしないとなつたが最後、もはや目標について本気で獲得する意志がないということになり、建前と本音とのどうしようもないいちがいが生じて、運動として必然的に頹廢する。

目標が立派であるところには、ひきつけられて魅惑から離れたい善意の人も多く出る。それは、目標が素晴らしい運動には、当然にともなう。けれども、目標を達成する運動の前衛たらんとするならば、

ば、遮二無二、獲得目標に向かっていく火の玉の主体でなくてはならない。

いくら本気だと観念していても、すごいスローガンを提出しても、さらに本気だと演説したとて、現実にやらないのでは空論である。こんな頹廢につきあってはいられない。

獲得目標もはっきりしない、目標を本気でかちとろうとしない、目標をどんなことがあっても達成しようとする進もうとしないというのでは、どうしようもない。よくそんなに平気だ、と言いたくなる。

えてして、獲得目標の問題は、見失われがちである。そこをただすことによって、対応が決まってくるであろう。

目標をしっかりと定める。安易に立てない。高すぎもせず、低すぎもせず、なにを目標とすべきかを問い、明確にする。

獲得目標がしっかりしているならば、「ツァーリズムのためにやむをえず亡命したおかげで、革命的なロシアは一九世紀後半に、世界のどの国にも見られないようなゆたかな国際的結びつき、革命運動の世界的な形態と理論とに関するすぐれた知識をもつにいたつたのである」(レーニン『共産主義における「左翼」小児病』)といわれるように、いかなる事態をもとらえかえすことができる。なにも、おそれることはない。

目標を達成するには、それへ向かって確実に進むはかはない。最終的な結果が、いきなり達成できるのではない。一手一手勝負である。段階をふみ、固めて、つめていく。

そして、決定的な時機をとらえ、勝負する。

今、このときをつかまなくてはならないという局面で、そこに有効打を加え、がむしゃらに突込み、決定打にせよ。なにがなんでも、目標をなしとげるのだ。そのときになつても、のんびんだらりんとゴチャゴチャやっていて、うまくいくことは、一度だってないのだ。

本気でやりとげる意志がないのなら、迷惑するから、まぎれこんで人をまどわすことは、やめてもらいたい。

# 日米共同声明と日本帝国主義の危機

七〇年代における革命の現実性をめぐって

北小路 敏

【目次】	はじめに	日米共同声明の内容	七〇年代世界危機の一般的性格
	世界危機の焦点としてのアジア	日本帝国主義の伝統的世界政策	
	日本帝国主義のアジア侵略への衝動	日本帝国主義の軍事的・政治的脆弱性	
	沖繩問題と日米共同声明の宿命	おわりに	

## はじめに

四千名にもぼる逮捕者と、それに匹敵する負傷者と、糟谷孝之君の生命によって十一月決戦はあがなわれた。そのおびただしい返り血を浴びた日米共同声明をもって、日本帝国主義は、アジア侵略の道について決定的に踏みこんだのである。

だが、この日本帝国主義のアジア侵略は、それ以外によっては絶対に乗りきることできないような、日本帝国主義の歴史的危機の質的深まりを基礎としている。日本帝国主義のアジア侵略は、そ

強さをではなく、その危機を前提としているのである。しかも、危機を乗り越えようとして日本帝国主義がアジア侵略にあげればあがるほど、ますますその危機は深くなり、激しいものとなっていくかざるをえない。だから、日米共同声明の道は、日本帝国主義の二度とかえらぬ破滅の道だといわなければならないのである。

この点の徹底的な把握こそ、七〇年代における日本帝国主義の命運をみぬき、それになりたいする日本の労働者階級人民の闘いの展望を解きあかす鍵をなすものだ。日米共同声明が、その根拠にまで分けて入って究明されることなしには、七〇年代闘争の総路線を打ちたてることが決してできないのである。

しかるに今日、社会党、共産党は論外だとしても、それを乗りこえて闘っていくことを希求しているはずの「新左翼」諸組織のあいだにすら、日米共同声明の根拠についての検討をなおざりにしている人びとが少なくない。こうした人であればあるほど、口では「日米共同声明反対」や「粉碎」を口にしながら、実際には「日本帝国主義は強固だ」という観念にとりつかれ、日帝の「繁栄」のうちにその安定を、その侵略のうちにその活力を、その凶暴な弾圧のうちにその強大さのみみてとり、したがって七〇年代闘争の勝利の展望をもちえぬまま、屈服的対応におちいっていきつつある。こうした事態を徹底的に突破していくことは火急の課題である。

そうした問題意識から、本稿では、日本帝国主義が直面しつつある歴史的な危機を究明しつつ、日米共同声明の根拠を明らかにし、その破滅的宿命を展望することとしたい。もちろん、七〇年代闘争の総路線は、日本革命に勝利する党の建設をもちとっていく立場から十一月決戦にいたる闘いを総括し、そのなかで日本帝国主義の危機をとらえかえすことによって、はじめて展開することができるのであるが、今回は、紙数の限界から、その点については割愛せざるをえないことを許していただきたい。

## 日米共同声明の内容

本論に入るまえに、日米共同声明の内容について、一応目を通しておいたほうがよいだろう。

日米共同声明は、日本帝国主義の七〇年代における唯一無二の進路を宣言すると同時に、そのもとへの国民的合意の形成を意図しつ

つ、アメリカ帝国主義との盟約書として取り交された外交文書である。したがってそれは、国民的合意をとりつけるための数かずの粉飾や偽飾的言辭にもかかわらず、それがなにもとの国民的合意であるかというかぎりでは、当然のことながら自己の真意をかくすことはできず、戦後日本帝国主義の世界政策たる日米安保同盟政策の七〇年代におけるプログラムを、その核心点においては明らかにしないわけにはいかなかったのだ。

そしてそれは、一見して明白に、これまでの歴代の日米共同声明とは比較を絶した、露骨きわまるアジア侵略宣言となっている。安保条約に即していえば、現行条約の運用についてのたてまえを全面的に書きかえたに等しく、つまり、安保条約のウルトラ・エスカレーションとしての実質的大改定なのである。そこに、日本帝国主義がいかに重大な死活的危機にあるかということがあらわされているといわねばならない。

全文十五項目からなるこの日米共同声明の内容は次のようなものである。

第一に、アジアにおける帝国主義支配体制維持のための日本帝国主義の積極的な共同意志を確認したことである。アメリカ帝国主義の代表、ニクソン大統領と、日本帝国主義の代表、佐藤首相は「現在の国際情勢、特に極東における事態の発展」、すなわち戦後世界体制の根底的動揺とその焦点としてのアジアの激動にたいする深い危機意識を共有しあい、そのうえにたつてニクソンは、アジアにたいする「深い関心」と「この地域の平和と繁栄のため日米両国が協力して貢献すべきであるとの信念」を披瀝しつつ、今後アジア侵略の体制を確保するものであることを「確言」した。これにたい

して、佐藤は「米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつていよう認識」を述べつつ「日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えである」こと、つまり、アジア侵略に積極的に加担するものであることを公言したのである。このことだけをみても、もはや日米安保同盟が、アジア全域における帝国主義支配体制の枢軸として位置づけ直されていることは明白である。(第二項、第三項)

第二に、さらに重大なことは、日本帝国主義が、朝鮮、台湾、ベトナムを自己の生命線だと宣言したことである。朝鮮の危機を明文をもって認めたりえ、「佐藤はそこにおける「国際連合の努力」、すなわちアメリカ帝国主義の朝鮮侵略を「高く評価」しつつ「韓国の安全は日本自身の安全にとって緊要である」と宣言したのである。また佐藤は「台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素である」と言明した。さらに、ベトナムについて、佐藤は「日本としてはインドシナ地域の安定のため果しうる役割を探索している」と述べたが、この言葉は、その前段にある「沖繩返還」とベトナム問題との関係を受けたものなのだ。すなわちそれは「万一ベトナムにおける平和が沖繩返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、……米国の努力に影響を及ぼすことなく沖繩の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議する」ということであり、つまり、「七二年返還」はベトナム侵略等のための基地確保を前提としたものであり、そのさいB52の存続等が必須的条件となること、少くともそれについては「協議」することを佐藤は承認したのである。このように日本帝国主義は、朝鮮、台湾、ベトナムを自己の保護国視したが、それは、

の努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした」ということは、沖繩に自衛隊(および本土の機動隊)を派遣して、基地撤去にたちあがる沖繩県民を鎮圧し、基地防衛と治安維持の任を果すことについての確約である。(第六項)

(3)さらにそのうえで、いわゆる「本土なみ」とは「施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに関連する諸取決めが変更なしに沖繩に適用されることに意見の一致をみた」ということを指すのであるが、それは、そのすぐあとの次のような箇所をみれば、民衆をたぶらかすトリックであることは明白となる。すなわち、佐藤は「日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識」(なんとこれは、朝鮮、台湾、ベトナムについての前記の言及にもまさる露骨な侵略意志だ!)にたつて「前記のような態様による沖繩の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米國が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解」を表明している。つまり、アジア支配の軍事的基幹部のカナメ石であり、現にベトナム侵略の最大の出撃基地となつている沖繩に安保条約が適用されること自体が安保のエスカラーションの決定的な基軸をなすものなのであるが、しかもそれにさいして安保は米軍の妨げとならぬということまで確約されているのであるから、「本土なみ」とは、沖繩「返還」を契機とした安保のウルトラ・エスカラーション、本土ぐるみの安保の実質大改定以外のなにもでもないのである。(第七項)

(4)次にいわゆる「核ぬき」もまったくのベテンである。佐藤政府

これまで安保がどちらかといえば「日本自体の防衛」という弁解的な意味によつて説明されてきたことを思うならば、安保の恐るべき攻撃的エスカラーションなのである。(第四項)

第三に、両者が、安保条約の自動延長を宣言したことである。自動延長それ自体も断じて許せないことであるが、さらに六〇年の改定以上の大改定が、一片の声明をもつて、実質的、なしくずし的に強行されることが宣言されたのだ。(だがこのことは、佐藤政府がそれを国会にかける自信すらないことの告白であり、日本帝国主義の危機と脆弱性を示すものである。)さらに、「両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に關し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた」という箇所は、とりもなおさず、いわゆる事前協議条項に藉口しての、安保の運用面におけるエスカラーションを示唆したものである。(以上第五項)

第四に、アジア支配の軍事的基幹部のカナメ石であり、現にベトナム侵略の最大の出撃基地となつている沖繩の治安確保と基地防衛の責任を日本帝国主義が引き受けようとしていふことである。そのなかには、極めて重大ないくつかの問題点が明らかになっている。すなわち、(1)七二年「返還」といってもそれは米軍基地にはいっさいの変更を加えずにそれを維持することが条件となつている。ニクソンと佐藤は「現在のような極東情勢の下において、沖繩にある米軍が重要な役割を果していることを認め」「米國が、沖繩において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を日米安保条約に基づいて保持すること」に合意している。(第六項)

(2)次に「復帰後は沖繩の局地防衛の責務は日本自体の防衛のためが「核ぬき」と称する論拠は「核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策」を佐藤が説明し、それについてニクソンが「深い理解」を示したうえ「沖繩の返還を右の日本政府の政策に背馳(はいち)しないよう実施する旨を確約した」という箇所にあるのだが、ところがその「確約」には「日米安保条約の事前協議制度に關する米國政府の立場を害することなく」という点が明確に含まれているのである。つまり、アメリカ帝国主義が沖繩にある核の存続、ないしは沖繩への核もちこみを要求した場合には、それを害してはならないのである。しかも、佐藤政府の核についての「政策」とは、すでに国会答弁でもくりかえされてきたように「戦術核ならば持ちこんでも遠慮ではないが、反対が強いから政策的配慮からいまはそれをやらないのだ」というものであることを忘れてはならない。要するに、右は「核ぬき」の規定ではなく、いつでも「核あり」に開き直る逃げ道をもうけた規定なのであり、したがって、事態は当面「核かくし」にされるものとみなければならぬ。(第八項)

(5)さらに、七二年「返還」の手続きについていえば、領土処理としての「具体的取決め」だけは、日米議会の議決を要するのであるが(第六項)、この「取決め」作製の「準備作業に対する全般的責任を負う」のは、東京にある日米協議委員会(日本の外相、防衛庁長官、アメリカの大使と太平洋軍司令官)であり、そのもとで「現地における協議及び調整」にあたるのは、沖繩に新設される「準備委員会」である。しかし、その構成員は「大使級の日本政府代表」とアメリカの「琉球列島高等弁務官」であり、沖繩現地からは琉球政府首席が構成員とは別の「顧問」となるにすぎない。つまり、沖繩

県民は、この「返還」準備過程のどこにも介在することを許されないのである。ここに、「七二年沖繩返還」が、基地沖繩の機能を確保しようとする日米帝国主義者によって沖繩県民を徹底的に踏みつけるものとして行なわれようとしているということが端的に暴露されているのである。(第十項。なお第十一项は、佐藤が日本の民衆むけに挿入させたつけ足しというべきであろう。)

第五に、日米帝国主義にとって経済上の最大の懸案たるドル防衛とアジア「開発」についても重要な確認が行なわれた。両者は、IMF体制の「維持と強化についてそれぞれ重要な責任を負っていること」を認めたのち、ニクソンは、アメリカ経済とドルの防衛のためにインフレを抑制する「決意」を述べ、だから日本も貿易自由化によってそれに協力せよと要求している。それに対して佐藤は、日本の貿易と資本の自由化をさらに急ぎ、七一年末までに輸入制限を基本的には廃止し、さらに自由化計画そのものも手直ししていくことを約束した。さらに、両者は「開発途上の諸国の経済上の必要と取組むことが国際の平和と安定の促進にとって緊要である」とし、佐藤は「アジアに対する援助計画の拡大と改善」によって「相当な寄与を行なう」と日本帝国主義の侵略的意図を強調したのである。(第十二項、第十三項。なお第十四項は、日米宇宙協力について、の自画自讃であり、第十五項の軍縮についての言及は、アジア侵略宣言としての日米共同声明への言いわけにすぎない。)

なお、このような日米共同声明には、いまひとつの重要な「付属文書」があることを忘れてはならない。それは、この声明発表直後の一月二日、佐藤首相がワシントンのナショナル・プレス・クラブでアメリカと世界の新聞記者をまえにして行なった演説であ

も、右の「事前協議」についての発言こそ、「イエスの予約」であり、沖繩処理とならんで安保の実質的大改定の核心的内実をなすものとして、重視されなければならないのである。

### 七〇年代世界危機の一般的性格

以上のような日米共同声明をわれわれがとらえかえす場合に、その核心的問題意識とされなければならない点は、冒頭に述べたように、それが日本帝国主義の危機の深まりを基礎としてだされてきたものだということであった。が、より正確にいえば、それはアメリカ帝国主義の危機の深まりをも基礎としているものであることはいうまでもない。すなわち、アメリカ帝国主義の危機が深まり、アメリカ帝国主義を主軸とする戦後帝国主義世界体制(ならびにそれを主導的構造とする戦後世界体制総体)の危機が深まってきたことが、日本帝国主義の危機の深まりを根拠から規定しているのであり、それによって、日米帝国主義は、日米共同声明を不可欠とするにいたったのである。

ではまず、戦後世界体制の今日における危機の深まりとはなにが、ということから見ていこう。

戦後世界体制の今日における根底的動揺は、もともと危機的本質をもっていた戦後体制それ自体が、その内部から必然的に産みだしたものである。

第二次世界大戦は、一九二九年に始まった世界恐慌のなかで世界経済がプロック的対立に解体されたこと、そしてその体制的危機を各国労働者階級人民への犠牲の転化によって乗りきろうとする攻撃

る。その草稿は、早くからニクソンに知らされ、声明文はそれを考慮に入れたうえで作製されたといわれており、米政府当局者も「共同声明と佐藤演説とはワンセットである」と強調している。

この演説で、佐藤は、まず第一に「沖繩における米軍基地の重要性について日米間の基本的な認識は一致している」とし、その基地の機能は「今後とも有効に保たなければならない」と強調し、そこから第二に、沖繩における「局地防衛の責務」を日本が引受けることを誓約している。さらに第三に、安保自動延長には二つの目的があるとし、「第一の目的は、わが国の力の足らざるところを友邦米國との協力によって補い、自國の安全を確保することだが、

「第二の目的」こそ沖繩と本土の米軍基地を「広く極東の安全のために使用するという形での日米協力だ」と言い切った。そしてそのうえにたつて、第四に、安保の「事前協議」について重大な発言がなされたのである。すなわち、「事前協議」は「日本を含む極東の安全を確保するという見地に立って同意するか否かを決めることが、わが國の国益に合致する」と、「事前協議」の侵略的エスカレーションについての一般的基準を提示したあと、とくに朝鮮について「米軍が日本国内の施設・区域を戦闘作戦行動の発進基地として使用しなければならぬような事態が生じた場合には、日本政府は、このような認識に立って、事前協議に対し前向きにかつすみやかに態度を決定する方針である」と断言したのである。プレス・クラブ演説には、このほかにも、日米間の経済的対立を日米同盟のワケ内で処理することについての言及や、あるいは、こうした安保新体制を「太平洋新時代」の「開かれた日米関係」、「世界的な大実験」と称していることなど、多くの問題点があるが、なんといい

をめぐって引き起こされた三〇年代におけるドイツ、スペイン、フランスをはじめとする帝国主義本国での内乱的死闘がスターリン主義の裏切りによって革命の側の完敗に終わったことを前提として爆発した帝国主義世界戦争であった。しかもその結果、帝国主義の歴史的危機はいっそう深まった。アメリカ以外の、西欧と日本の帝国主義は、戦勝国たると敗戦国たるとを問わず、自力では体制を維持することができない破局的危機に陥っていた。アジア、アフリカ、ラテン・アメリカにまたがる植民地支配体制も崩壊の状況を迎えていた。この破局的危機を解消しつつ帝国主義の世界経済を二九年以前的な統一性の姿にもどすこと、つまり三〇年代の危機を解決することは、いかなる意味でも不可能であった。

こうした帝国主義の深刻な歴史的危機が、革命の勝利に転化されなかつたのは、次のような二つの異常な措置がとられたからである。

第一には、ソ連スターリン主義官僚が「帝国主義戦争を内乱へ」というレーニン主義の原則を完全に放棄し米英仏の側になつて帝国主義戦争に加担したばかりでなく、その「反ファシズム戦争」の延長線上に、帝国主義とのヤルタ協定を結び、東ヨーロッパと一部極東をソ連が得ることを条件に、帝国主義の戦後世界体制の再建構想に同意を与え、各国スターリン主義者を駆逐して各国人民の戦後革命を内側から庄殺していったことである。

第二に、アメリカ帝国主義が、その巨大化した生産力と軍事力をもって世界支配政策を展開し、その枠組みのうちに西欧および日本の帝国主義を救済することによって帝国主義の戦後世界体制を構築していったことである。すなわち、アメリカ帝国主義は「世界の死

の商人」として全世界から収奪した龐大な富の一端を西欧・日本帝国主義や新興後進諸国に対する経済援助に還流させつつ、ドルを世界通貨とするIMF体制をつくることによって世界経済の統一性を擬似的に再建し、その一方、世界に米軍を配置して戦後革命圧殺の「最後の暴力装置」としての役割を果たしつつ、帝国主義的軍事プロククの網の目、いわゆる集団安全保障体制をつくりあげていったのである。こうしたことは、軍需産業をテコとして巨大化したアメリカ経済それ自体を維持するためにもなによりも必要なことだったのである。

このように、帝国主義世界体制の未曾有の崩壊的危機を、異常な二つの措置によって彌縫するものとして成立した戦後世界体制は、したがってその二つの措置が崩れないことを存続の必須条件としていた。つまり、アメリカ帝国主義の経済力がいぜんとして絶大であり、それを基礎としてその世界政策の遂行が保障されていること、および、ソ連を中心とするスターリン主義が一枚岩の団結をもって世界秩序の現状維持のために帝国主義への屈服的対応をしつつ、しかもその制動力によって全世界にわたる民衆の闘いを抑制していること、である。

しかし、この二つの条件は、いまや崩れるべくして崩れ始めたのである。

その必然的構造は、簡略にいえば次のようなものである。

——アメリカ帝国主義の世界支配の傘のおかげで、西欧や日本の帝国主義が再建の道をたどればたどるほど、その経済力はアメリカの商品・資本を世界市場で押し返し、世界経済に占めるアメリカ帝国主義の位置を相対的に低下させ、かくて、戦後世界体制を維持するた

いっそうアメリカの危機を世界各国の危機に連動させ、世界体制総体の動揺をますます促進させるものとなっているのだ。

——他方において、スターリン主義の制動力も崩れ始めた。今日の中ソ対立と東欧の動揺は、「一国社会主義」建設それ自体の矛盾の露呈と歴史的行き詰まりを基礎としている。この行き詰まりを、中国と東欧諸国をソ連の下請け的分業地帯とすることによって打開しようとするソ連スターリン主義官僚の政策は、各国スターリン主義官僚の特殊利害間に反目をひき起こし、スターリン主義圏の民衆の陰然・公然の抵抗がそれを促している。そしてそれぞれの支配の安定化を模索する各国スターリン主義官僚は、帝国主義世界体制の動揺からくる帝国主義のスターリン主義への懐柔と恫喝の政策に対してあれこれの屈服的対応を深めることによって、ますますスターリン主義圏の内部亀裂を拡大しつつある。そしてこのことが、全世界のスターリン主義運動の動揺と没落をもたらしている。かくて、ソ連、中国、東欧の「社会主義」の神話は、いまや地に落ち、吹きつり始めた帝国主義の攻撃と闘わねばならぬ世界の民衆は、いたるところで、スターリン主義を乗りこえて立ち上りはじめた。ことに、帝国主義各国における新しい階級闘争の波が、反スターリン主義的ないしは非スターリン主義的新興政治勢力によって推進されつつあることは、もはやスターリン主義の制動力が昔日のものとは化していることを示すもつとも重大なメルクマールである。

さて、こうして、いま音をたてて根底的動揺を開始した戦後世界体制は、七〇年代においてさらにどのような変容をとげるのだろうか。世界革命への可能性は、そのなかでいかにひらかれていくのだろうか。

めアメリカ帝国主義の物質的基礎を掘り崩していったのである。これは、アメリカの国際収支の赤字に端的にあらわれた。世界経済が戦後の発展期に入ったのは五年前後であるが、早くも五〇年代の末からアメリカの国際収支は慢性的赤字を記録するようになった。

そのことは、「アメリカ政府がドルの平価切り下げによって赤字の回復をはかるのではないか」というドル不安を世界的に引きおこした。金との交換を求めドル債権がアメリカ連邦準備銀行の窓口で殺倒し始め（アメリカの資本家自身がまさきにその手を打ったほどだ）、金はまたたく間にアメリカから流出した。IMF体制の基礎はまことに危いものとなった。ドル平価の切下げなしにここから脱出する道がもしあるとすれば、それは、第一に、アメリカの生産力の圧倒的浮揚を実現することであり、第二に、世界各国への援助削減、あるいは米軍の海外支出削減といった、一定の戦線縮小政策をとりとることである。ケネディは、この第二の措置に着手しつつも、思いきって第一の課題に挑戦し、インフレ政策とベトナム侵略戦争に訴えたのであった。だがそれは、かえってアジア危機を激成し、ベトナム戦費の累増はドル危機をいっそう促すこととなり、さらに、アメリカ経済の国内均衡自体も脅かすにいたったのである。

こうして、ジョンソン、そしてニクソンは、アメリカのインフレ政策に引き締めの手直しを加えつつ、いまでは、もっぱら海外援助削減と在外米軍縮小という「過剰な責務の整理」にドル防衛の重点を移しかえつつある。ところが、このことは、龐大なドル散布によってこそ維持することができた「アメリカ体制」としての帝国主義戦後世界体制の総体をガタガタにしかねないのであり、それを防止せんがために各国に経済的・軍事的負担を押しつけることによって、

それを考える場合、われわれは、いまなお左翼のなかに残っている一つの固定観念を打ち砕かなければならない。それは、ロシア革命が世界戦争のなかで闘いとられ、三〇年代の内乱が世界恐慌を前提として爆発したことから「したがって帝国主義本國における革命は世界戦争か世界恐慌がなければ起こりえない」とみなす固定観念である。今日の帝国主義各国間の対立の激化から、ストリートにアメリカの後退↓世界経済のブロックの対立の再来↓帝国主義間戦争を主観主義的に類推する見解や、あるいは、帝国主義世界戦争がそう簡単には起こりえない現実を、帝国主義の強さのゆえだと誤解して議会主義・合法主義に走り「ロシア革命は今日には通用しない」などと称する見解、さらには、そうした立場を古典マルクス主義的「教条主義的に叩きながら、現実には、「帝国主義の発展と繁栄」に屈服してゆく見解などは、いずれも、多かれ少なかれ、右の観念と無縁ではあるまい。言いかえれば、それらは、帝国主義の現実をその古典的タイプのあてはめによって解釈しようとするものである。帝国主義は、その運動のうちに矛盾を深め、延命の姿を変容させつつ、没落の道を歩んでいくものとして、その生きた歴史的現実において把握されねばならぬ。すなわち、今日における帝国主義とは、戦後世界体制のもとで「アメリカ体制」としての帝国主義世界体制という編成をもって延命してきた帝国主義だという自明のことを、われわれはあくまで現状分析の前提にしなければならぬのである。

この「アメリカ体制」としての戦後帝国主義世界体制の動揺について、世界市場における帝国主義間競争は激化している。「日米経済戦争」もその鋭い一端である。しかし、だからといって、各国帝

国主義は、アメリカ帝国主義の衰退を歓迎し、その破滅を待ち望むことは決してできないのである。なぜなら、アメリカ帝国主義の瓦解は戦後帝国主義世界体制総体の崩壊、したがって同時に、各国帝国主義の国際的存立条件自体の崩壊を意味するからである。ドル平価の切り下げですら、IMF体制の崩壊を招き、世界恐慌を引き起こすことは目にみえている。ところが、そうした破局にたえ、なおかつアメリカ帝国主義にとつてかかつて世界秩序の再建に乗りださるような帝国主義は、もはやどこにも存在しないのである。

つまり、もともと帝国主義世界戦争ないしは帝国主義間戦争は帝国主義の体制的危機の爆発的あらわれなのであり、それは帝国主義の歴史の没落を深めさせるのであるが、今日の帝国主義は、そうした帝国主義戦争に訴えて自己の死活を争うような生命力すら喪失しているほどの歴史的没落にあるのだといえる。

したがって、各国帝国主義は、世界市場における争闘戦を激化させながらも、それが「アメリカ体制」の崩壊に発展することは防止しなければならず、市場競争の一方では「アメリカ体制」防衛のための必死の協商をつげないわけにはいかない。ところが、そうした市場競争と体制防衛のための協商との錯綜した過程自体が、ますます戦後体制の動揺を拡大するのである。ドル防衛のための援助削減や米軍の部分的引揚げといった、アメリカ帝国主義の「ほんのわずかの」後退ですら、たちまち植民地後進国においては激動を生起させ、西欧や日本においては、それをカバーするための負担増がその経済に重圧を加え、あるいはその政治的動揺を招来する。そして、それに対する暴力的まきかえしが、事態をいっそう泥沼化させるのである。

を自己自身にもっとも集中的に蓄積してきたアメリカだからこそ、ニューディール以来の伝統的政策体系の破綻が明らかになるなかで、いまや黒人・反戦・大学の闘いが、民主・共和両党による独裁支配をついて、国内の分裂をおしひろげつつあり、それはついに「眠れる巨人」アメリカ労働者階級の内部にもおよび始めたのである。

要するに、私が言いたいのは、「アメリカ体制」としての戦後帝国主義世界体制は崩壊しないということではない。それを防ぐためのありとあらゆる試みにもかかわらず、それは必ず崩れるであろうし、われわれは、IMF体制の解体とそれが引き起こす恐るべき世界危機（そこにおいては、なんらかの世界戦争の危機すらありえないことではないような）を、そう遠くない将来のこととして念頭におかなければならないのであるが、しかし、革命はそれまで待たなければ起りえないというものではないということなのだ。戦後世界体制の根底的動揺の深化、その解体的危機の進展という過程のなかに、すでに半植民地後進国はもろろん、帝国主義各国の体制的危機もまた醸成され、内乱と革命の情勢がはらまれていくのである。矛盾の爆発を回避し引き延ばそうとする試行錯誤の過程自体が、それを促していくものとなっているのである。そこに、七〇年代世界危機の一般的性格があることを、われわれは銘記しなければならぬ。そこにおける闘いの如何こそが、戦後世界体制の崩壊を世界戦争とさせるのではなく、国際的な革命か反革命かの階級的死闘に発展させ、世界革命完遂の展望を押しひろくものだ、というべきである。

したがって、第一次世界大戦のさなかにレーニンによって掲げら

アジア情勢はまさにその噴火口であるが、たとえば中近東におけるアラブイスラエルの戦争もわかりである。欧米における民族的差別支配の最下層にあったユダヤ棄民を帝国主義の先兵としてパレスチナに送りこみ、アラブイスラエルの対立をつくりだしたうえで、その力関係を拮抗させることによって、総体として中近東の革命を抑制し、そこにおける帝国主義（またはスターリン主義）の権益を確保してきた戦後的な帝国主義とスターリン主義の中近東政策体系が動揺することによって、中近東の事態は不可逆的な動乱に向っている。それは「ヨーロッパ」としてのベトナム戦争」ともいべき様相を呈しつつある。

しかも問題は、戦後世界体制の周辺部のみならず、その心臓部たる帝国主義本国が、体制的動揺の過程に突入し始めたことこそある。フランスを見よ。一昨年の「五月革命」は「栄光のフランス」の仮面をはぎとり、フランス経済を回復したい没落におとし入れ、新たな体制的危機を準備させている。それにつづいてイタリアが、ストライキの波のなかで政府危機にあえいでいる。西ドイツにおけるアデナウアー・ヘルト政権の終焉とブランド社民党政権による東方政策の鼓吹も、西ドイツの経済成長がドイツ内外の戦後体制と衝突しその矛盾を激化させつつあることの表現である。このようにもともと巨大な戦後の発展を上げたかにみえたEEC諸国ですら、それによって戦後帝国主義世界体制の動揺をみずから促し、その内側で体制的危機を深めていくものであることを暴露したのである。まして日本が、日米共同声明をもって、そうした帝国主義世界体制動揺の最弱の環となりつつあることは当然のことだ。そして、ほかならぬアメリカでさえ、いや、戦後体制の支柱としてその矛盾

れ、貫徹された「帝国主義戦争を内乱へ」のスローガンは、今日においては、帝国主義戦争を待望するスローガンとしてではなく、「戦後世界体制の解体的動揺を内乱へ」という意味をもつものとして、とらえかえされねばならないのである。もろろん、その貫徹は、危機を革命に転化しうる革命的主体勢力の形成、すなわちスターリン主義を越えた革命党の国際的創出という問題を抜きにしては真に展望することはできないのであるけれども、それだけにわれわれは、現在の日本における日米共同声明「日本帝国主義のアジア侵略と激突しつつあるわれわれの闘いを、二十世紀における世界革命の完遂という巨大な事業を闘い」とついでいく歴史的な階梯として位置づけつつ、革命的野心を燃やして闘いきつていかねばならないのである。

### 世界危機の焦点としてのアジア

そもそも戦後のアジアは、戦後世界体制のもっとも脆弱な部分であったということが出来るが、そのことの当然の結果として、今日のアジアは、戦後世界体制の根底的動揺の発火点となり、それを世界危機に導く導火線となっている。日米共同声明に反映した日本帝国主義の国際存立条件の危機は、このアジアの激動のうちに最も鋭くあらわれているのである。

アジアの激動をもたらした歴史的要因は、第一に、戦前においてアジアに強固に確立していた帝国主義の植民地支配体制が、日本帝国主義の大陸侵略と、それに引きつづく太平洋戦争という十五年間にわたる戦乱のなかで、徹底的に崩れ去ったことにある。すなわ



ち、米、英、オランダ、フランスの旧支配体制は日本帝国主義によつて駆逐され、その日本帝国主義も新たな植民地経営にのりだすいとまもなく、破壊と掠奪の荒廃のみを残して敗退した。しかもアメリカをはじめとする戦勝宗主国が、西欧（および日本）の体制的危機のりきりに主力を注がねばならなかったために、アジアには、朝鮮戦争までの五年間、「帝国主義支配の相対的空白」ともいふべき状況が生まれた。すでに大戦の苦しみのなから覚醒の胎動を示しつつあったアジアの民衆は、この空隙を突いて嵐のように独立・解放の闘いを燃えさせた。中国をはじめ、朝鮮から、フィリッピン、インドシナ、マレー、インドネシア、ビルマ、タイ、インドにまでまたがる広大な地域に、反帝民族解放闘争が爆発していったのである。そして、四九年の中国革命の勝利こそは、その決定打であった。

第二に、一般に、戦後の新興後進諸国は、一応の政治的独立にもかかわらず、経済的にはもとより自立の基盤をもたなかったがために、その支配階級は、旧宗主国や、とくにアメリカ帝国主義からする新植民地主義の再侵略に屈し、それへの金融的従属関係にしばりつけられていたのであるが、とくに次のような事情によつて、その経済的没落がいつそう決定的となったことである。すなわち、戦前の植民地は、農業、鉱業の一次産品を宗主国の工業に供出し、宗主国からは消費財を得るといふ国際的垂直分業の従属関係にあったが、しかし戦後は、先進諸国の戦後の経済成長が先進国市場自体のいっそうの重化学工業化による内延的膨脹をテコとしていたことによつて、また先進諸国が戦時中に一定の代替品開発に成功した（綿花にかわる化学繊維、生ゴムにかわる合成ゴムのように）こともあ

後世界体制はその絶頂に登りつめ、フルシチョフ外交や中国の「平和五原則」によつて擁護された「相対的安定」の局面が訪れたのである。

けれども、アジアにおけるその「安定」は、世界のどこにも増して短く、不安定な、つかの間の夢のようなものに終わった。アメリカ帝国主義は、ジュネーブの「平和」の陰で、ただちに、敗退のフランスにかわつて南ベトナムに侵入し、このインドシナ半島の拠点をアジア支配の軍事的基幹部に組み入れていった。だが、それは、たちまちベトナム人民の新たな反撃を呼びおこし、かくてアメリカ帝国主義は、「宣戦布告なき戦争」の泥沼に引きずりこまれていったのだ。

ときあたかも、アメリカのドル危機は深刻化し、帝国主義戦後世界体制の動揺の兆しは動かしがたいものとなりつつあった。ついに大五年、アメリカ帝国主義が地上軍の大量派兵と北爆をもつて一気に事態のたて直しをはかるにいたつたことは、もはやベトナム戦争が単なる局地戦争ではなく、帝国主義戦後世界体制の命運をかけた侵略戦争となったことを意味していた。すなわち、それは、アジアの軍事的基幹部の重要な一環たる南ベトナムの失陥を防ぐことによつて、帝国主義戦後支配体制の最弱部分としてのアジア支配体制の崩壊を喰いとめ、またそれによつて全世界にまたがる新植民地主義支配体制を死守するとともに、他の帝国主義諸列強に対するアメリカ帝国主義の専制的地位と威信を回復し、さらに中ソをはじめとするスターリン主義陣営の屈服をいっそう強要するものであり、アメリカ経済のたて直しもまたこの戦争の遂行にかかっていたのである。まさにそれは「アメリカ体制」としての戦後体制の守衛をかけた侵

って、新興諸国の一次産品輸出が世界経済のなかに占める比重は、著しく低下する傾向を生じたのである。このことは、新興後進諸国の外貨ドルの不足を慢性化させ、これら諸国の経済的再生産構造の基礎をなす農業部門にもっとも矛盾を蓄積させ、その危機を慢性化させるものとなったのである。しかも、それにつけこんだアメリカ帝国主義が、援助と称して大量の余剰農産物を押しつけたために、農業の慢性的危機はいっそう加速されたのであり、ことに東南アジアの米作地帯諸国への打撃は大きかったのである。

第三に、このように、もともと旧体制崩壊のうえに爆発したアジアの激動を押えるために、アメリカ帝国主義が世界でもっともウルトラな軍事支配体制をアジアに敷いたことが、いよいよもつてアジアの危機を激成していったことを重視しなければならぬ。中国革命の勝利に驚愕したアメリカ帝国主義は、朝鮮戦争をテコに、一挙に暴力的なアジア制圧に乗りだした。アリューシャンからフィリッピンにいたる弓型の軍事的基幹部が形成された。日本はその中心的支柱として位置づけ直され、沖繩はその軍事的カナメ石として全島要塞化が進められた。そして、日米安保条約をはじめ、米韓、米台、米比、SEATO、ANZUSなどの軍事ブロック網が、沖繩を接合点として張りめぐらされていったのである。

こうしたウルトラな軍事支配体制の構築によつてのみ、アメリカ帝国主義は、中国革命が全アジアの革命に発展することを、かろうじて喰いとめた。五四年のインドシナと朝鮮の休戦日ジュネーブ協定は、ヤルタ協定を前提とする戦後世界体制を破壊的に攪乱しつつつけてきたアジアが、ようやくその体制に包摂されるにいたつたことを意味した。このジュネーブ協定を含むことによつて、ようやく戦

略戦争となった。

だが周知のように、ベトナム人民の不屈の抵抗によつて米軍が敗勢の泥沼に陥るなかで、この戦争にかけたアメリカ帝国主義の野望は、中ソスターリン主義の屈服ということを除けば、すべて反対物に転化した。（しかし、中ソについても、その屈服が、それをのりこえたベトナム反戦闘争の世界的発展を促進し、それだけ、スターリン主義の制動を弱めさせ、その没落を早めさせたという点では、アメリカ帝国主義の期待に反する結果が生じたというべきである。）

戦争景気は、巨大な「産軍複合体制」のフル稼働を軸としてアメリカ経済を過熱化させたが、しかし、その結果不可避となった戦費累増とインフレと輸入増大のなかでドル危機はさらに悪化し、純経済政策的要請からいえば、ベトナムからの「撤退」と、インフレ抑制の引き締め政策が避けられなくなった。そのもとで、反戦・黒人・大学という三〇年代以来の高揚を迎えた闘いの波は、すでに深刻な階級対立をアメリカ社会に表面化させている。さらに、アメリカ帝国主義の威信は決定的に低下し、ドル危機を西欧や日本の負担増によつて切りぬけようとする一時のがれの対策は、かえって国際市場における帝国主義間の葛藤を深めさせ、ポンド、フランの危機をも促した。そして、中近東、アフリカからラテン・アメリカにいたるまで、新植民地支配体制をゆるがす業火が次々と燃えあがりつつある。なかでも、アジアでは、ベトナム戦争はついに全アジアの激動に連鎖しつつある。朝鮮危機は刻一刻と臨界点にむかい、基地沖繩は反乱の島と化したのはじめ、フィリッピンの学生デモと武装ゲリラ、インドネシアにおけるスカルノ体制崩壊とスハルト新体制

の破産、マレーシアの人種暴動、パキスタンの宗教暴動、インドにおける国民会議派の没落と分裂、さらになによりも、ラオス、タイへのベトナム戦争の拡大と、アジアの動乱はその屈折した姿のうちにも、帝国主義の支配体制が未曾有の危機にあることを明らかにしている。

だが、こうしたベトナム侵略戦争を頂点とするアジアの激動とそれを導火線とする戦後世界体制の根底的動揺を解決することは、アメリカ帝国主義には、もはや決してできることではないのである。一昨年春、ジョンソン大統領が北爆停止と和平会談を提起したとき、世の論者の多くは、これですぐさまベトナム休戦が実現するかのようになり、また米軍のベトナムからの「撤退」が可能であり、しかもそれがアジアに「平和」をもたらす形でなしうるかのようになり、「ポストベトナム」論に熱中したものであった。しかしそのときわれわれが明確に指摘したように、アメリカ帝国主義の望むような「ベトナム和平」はとうていありえないことなのであり、したがってまた、アメリカ帝国主義がみずからの意志でベトナムから「撤退」するなどということは決してなしうることはないのだ、というところが、いまでは議論の余地がないほど明白になったのである。たしかに、ドルとアメリカ経済をその危機から救済するためには、ベトナムの「休戦」と「撤退」がもっとも手っとり早いカンファルであるかみえる。だがそれは物事の一面だけの解釈にしかすぎないのだ。実際には、ベトナムからのアメリカ帝国主義の「撤退」はただちに、ラオス、タイなど周辺のかいらい国家、基地国家、ベトナム参戦諸国の軍事的・政治的大動揺を引き起こし、さらに、ベトナム特需や米帰休兵のドル撤布にありつくことによって経済危機

のベトナム侵略加担を阻止できないわれわれの非力に対する痛みをもって、さらに、ベトナム人民の死闘に連帯し、日米共同声明の道を歩む日米帝国主義をいっそうの泥沼のなかに引きずりだし、それを徹底的に追いつめていく闘いを続けねばならないのである。

このように、ベトナム侵略戦争の長期化が避けられぬものであり、そこからのアメリカ帝国主義の「撤退」は、その敗退以外にはありえぬものである以上、今日のアメリカ帝国主義には、そのアジア政策を、ベトナム「撤退」のような形で容易に変更する道は、もはや閉ざされているといわねばならない。さらに、ベトナム侵略の目的を遂げることは、それ以上に絶望的なことなのである。

パリ会談は、こうしたアメリカ帝国主義の苦悶の表白であった。「休戦」ないしは戦争のデスカレーションによって、ドル負担を軽減すること、しかし南ベトナムには基本的に居残ること、そしてベトナム戦争をベトナムのみに封じこめ周辺国での制圧を強めること、これがジョンソンの企図であった。しかし、この虫のいい「第二のジュネーブ会談」は、あくまで米軍の撤兵を求めるベトナム人民の不屈の闘いのまえに、いまや無力な破産の姿をさらしてしまっている。

ニクソンの「ベトナム戦争のベトナム化」方針は、こうしたパリ会談の破産のうえにしほりだされてきたあがきである。しかし、米海空軍のみは残して地上軍は南ベトナム政府軍に「段階的に」肩代りさせるというその方針の失敗は、すでにして火を見るよりも明らかであった。そもそも、南ベトナム政府軍をもってしては敗北することが確実となったからこそ、六五年に米地上軍が前面にでたのではなかったか。果せるかな、それによって南ベトナムの戦局は、ア

をやくりくりしてきた東アジア諸国が、その面からも矛盾を露呈させていくことは必至なのであり、こうして、アメリカ帝国主義のベトナム「撤退」は、今日のベトナムにおける以上の破局を、アジア支配体制全般のうえにもたらし、ひいてはアメリカ帝国主義が帝国主義として拠って立つ戦後世界体制そのものを、根底的危機に叩きこんでいくこととなるのだ。

したがって、ベトナムからの米軍の「撤退」は、アメリカ帝国主義自身の意志による「撤退」としては実行しえず、ただ、余儀なくされた敗退としてのみ可能なのである。そして、アメリカ帝国主義を敗退に追いこむためには、ベトナム人民の抵抗戦争のみでは絶対に足りない。戦後体制の存立をかけたいくつかの要塞にしがみついた米軍を軍事的に掃討しようとするならば、中ソの軍事介入以外に道はないが、しかしそれは、ベトナム戦争の反プロレタリア的処理とならざるをえないし、第一、一国社会主義建設の破綻を現存世界秩序のなかで自足的に乗りきろうとする中ソの指導者には、その用意もない。アメリカ帝国主義の敗退をかつとるための確実にして唯一の革命の方策は、侵略当事国アメリカと侵略加担国日本の労働者階級人民が自国で革命を起こすことであり、あるいは、少なくとも革命の恐怖を与えることによってベトナムから本国へ帝国主義者を召喚させることである。そしてこの闘いは、ベトナム人民のための闘いであるのみならず、なによりも、アメリカ、そして日本の人民自身の自己解放のための闘いなのである。われわれのベトナム反戦闘争は、当初からこの立場に立つものであった。しかしその力がまだ目的達成には遠い現在にあっては、結局、ベトナム侵略の泥沼が長期化することは避けられないのである。われわれは、日本帝国主義

アメリカ帝国主義にとつてますます絶望的なものとなってきた。

そこでアメリカ帝国主義はラオスにも乗りださねばならなくなったのである。「段階的撤兵」によって低下した戦力をもって「ベトナム戦争のベトナム化」をあえて進めるためには、インドシナ半島の他の領域における支配秩序の維持、とくに、インドシナ半島の地理的中心に位置するラオスの確保が不可欠だった。アメリカ帝国主義はメオ族の特殊部隊を育成し、ラオス政府軍のなかに一万人ものタイ兵士を導入し、B52をはじめとする大量の支援空軍を送りこんで、ラオス中部の戦略的管制地域たるジャール平原から、パテ・ラオを追いだそうとした。この作戦は昨年八月に開始され、いったん効を奏したかにみえたがそれもつかのま、一月から始まった反撃のまえに、ついに現在、惨憺たる敗北を喫してしまったのである。しかもその結果、ラオスに隣接するタイの山岳地帯にまで民衆の抵抗は拡大し、その脅威はタイ北部の米軍基地群にもおよび始めている。

こうして、アジアは、もはや手のつけられぬような噴火口と化しつつある。アメリカ帝国主義は、進むことも退くこともできぬジレンマのなかで、じりじりと、しかし確実に、敗退の運命を辿りつつあるといわねばならない。

しかしそれだけに、みずから支配の座をあげわたすことはありえぬアメリカ帝国主義のまきかえし策動は、七〇年代において、いよいよ兇暴化するであろう。

その中心軸こそ、日米安保同盟の拡充強化である。フランス帝国主義はすでに五四年のインドシナ敗戦によってアジアから大きく後退しており、イギリス帝国主義もまた今日、香港、マラヤ、シンガ

ポールといった自己の極東経営の最後の拠点から七一年には撤兵しインド以西に後退することを決めねばならなかったほどの没落にある。そのために英仏帝国主義を組みこんでいたSEATO（東南アジア条約機構）も有名無実化している。アメリカ帝国主義がアジア支配の支柱と頼む帝国主義は、もはや、日本帝国主義以外にはありえようもない。したがって、アメリカ帝国主義に残された唯一の道は、ベトナム・インドシナの戦火が継続していることを利用してベトナム周辺諸国や参戦諸国への反動的テロ入れをはかりつつ、その枢軸に日米安保同盟をすえることによって、アジア総体の臨戦的・超反動的再編を促していくこと以外にはない。

まさに日米共同声明こそは、こうした付托にこたえるための日米帝国主義の起死回生のまさかえし策動なのである。この日米共同声明の道を日本・アジアの民衆にどこまで強要していくことができるか、そこに、帝国主義のアジア支配体制の命運は決定的にかけられており、それは同時に、アメリカ帝国主義を主軸とする帝国主義戦後世界体制総体の命運をも大きく左右するものとなっているのである。

だが、こうしたまさかえし策動は、必ず日本・アジアの民衆のいっそうの反撃を呼びおこし、帝国主義のアジア支配の危機をますます深めさせるものとならずにはおかないであろう。もはやいかなる乗り切り策動も戦後アジアの圧制の崩壊を喰いとめることはできないのだということ、七〇代のアジアはさらに明らかになっていくであろう。

なお、こうした日米共同声明によるアジアの超反動的再編の過程に中国を協動的に巻きこむことが、アメリカ帝国主義の七〇年代アが侵略していくというところは、もうそれだけで、日本帝国主義の破滅が約束されたも同然なのである。だが、危機乗りきりのためにはそれ以外に行く道がないというところに、日本帝国主義のあわれな宿命があるといわねばならない。

明治以来のこのかた、日本帝国主義ほど、アジアに深く依存してきた帝国主義はない。他の帝国主義諸列強にとっては、アジアはその支配地域の一部に過ぎなかったが、日本帝国主義にとっては、その帝国主義的進出の主たる対象としうる地域は、地理的にも、歴史的にも、アジア以外にはありようがなかった。だから、日本帝国主義の世界政策は、つねにアジア政策を主柱として形成されてきたのであり、欧米列強との関係も、アジアにおける利害対立のありかたを媒介として決定されてきたのである。

おもえば、明治以来の「近代日本」の歴史は、絶えざるアジア侵略の歴史であった。一九世紀後半、世界の資本主義が帝国主義段階への推転を準備し始めるなかで、そのアジア進出に扉を叩かれて明治維新を迎えた日本は、明治初年の強権的な原始的蓄積を基礎に、繊維工業を主軸として急速な資本主義的発達を開始したが、しかしそれはたちまち狭隘な国内市場という問題に直面した。日本資本主義は、その初期の繊維産業からして、海外市場への激烈な切り込みなしには発展しえなかつたのである。以来、アジア、ことに朝鮮および中国大陸は、日本の商品市場として、さらに資本投下の市場として、苛酷で野蛮な収奪の対象とされていった。すでにアジアには欧米諸列強が割拠しつつあったが、後進帝国主義としてそこへ割り込みをかけた日本は、朝鮮と中国東北地方（満州）の支配権をめぐって衝突したロシア帝国主義との伝統的対抗関係を形成しつつ、総体

アジア政策の支軸をなしていることに注意を払わなければならない。そのため、アメリカ帝国主義者は、はれものにさわるような慎重さでワルシャワの米中会談再開に努力したのである。今日、すでに中国の毛沢東スターリン主義は、文化大革命の反動的終熄をはかることによつて、「一国社会主義建設」という、すでにその破産が歴史的にも証明された反社会主義的路線を継続し、世界革命の放棄をいっそうあらわにすることによつて、ますます中国革命自体の行き詰まりを再生産しつつある。中国革命がアジアの旧体制打破に果した偉大な世界的役割りをわれわれは称揚するからこそ、そして、それをかちとった中国人民に連帯するからこそ、その中国革命の過程に根強くはらまれていたスターリン主義的歪みが、革命勝利後の中国を毒し、中国の世界政策を誤らせ、また、反米愛国路線をもつて日本革命に悪影響を及ぼしていることを徹底的に批判していかなければならない。だが、それを真に貫徹する道は、われわれが日本帝国主義を打倒して、中国革命が直面している困難の物質的基礎自体を改革していくことにある。この立場にふまえてつわれわれは、毛沢東スターリン主義が、米ソ協商のアジア版に墮することを糾弾し、かつ、なによりもアメリカ帝国主義が中国に対する恫喝と懐柔の攻撃を強めることに対して、また日本帝国主義がそれに補完的に追従していくことに対して、断固として闘っていかねばならないのである。

### 日本帝国主義の伝統的世界政策

戦後世界体制の根底的動搖の深まるなかにあつて、その噴火口となり七〇年代世界危機の導火線となつていっているアジアに日本帝国主義として、欧米列強のアジア支配の先兵としての役割を担つていった。こうして、アジアからの激しい収奪を確保することによつてのみ、日本帝国主義は、国際金融市場、国際商品市場において、欧米列強とのあいだに一種の後進国的関係を維持しえたのである。すなわち、アジアの勢力圏から農産物や原材料を輸入し、繊維製品など軽工業製品をそこへ輸出する一方、欧米に対しては軽工業製品を輸出して重化学工業製品を輸入するという貿易構造と、それに対応した軽工業中心の再生産構造を戦前の日本経済は有していた。このように、戦前の日本帝国主義は、欧米列強に対しては後進国、アジアに対しては「先進国」としてあらわれたのだが、目を欧米に向けその輸入文化に身をやつしながらアジアを馬鹿にしていたその「大日本帝国」の正体とは、国際帝国主義の先兵としてアジアの血を吸って肥え太つた「番犬帝国主義」であり、最も残虐なアジアの収奪者、抑圧者としてあらわれた「東洋の憲兵」以外のなものでもなかつたのである。

だが、一九二九年世界恐慌にもとづく世界経済のブロックの解体によつて、国際金融市場・商品市場から締めだされ「番犬的構造」を破壊された日本帝国主義は、アジア市場の排他的独占と、それを基礎とした軍需産業の育成に道を求め、三一年の「満洲事変」から「支那事変」そして「大東亜戦争」へと、十五年間にわたる血みどろの強盗戦争に突入したのであった。

したがって、一九四五年の敗戦はこうした「番犬帝国主義」としての戦前日本帝国主義の歴史的破産であった。日本帝国主義は、アメリカ帝国主義に軍事的に敗北することによつてアジアを失つたばかりでなく、その戦乱をおしてアジアの旧植民地支配体制を瓦解

させたという意味でもアジアを失った。まさに、日本の敗北は、アメリカ帝國主義に対する敗北であつただけでなく、明治以来自己が抑圧してきたアジアの人民に対する敗北でもあつたのだ。それによつて、日本帝國主義が戦前どおりの「番犬」として再建の道を歩む國際的条件は失われたのであり、すでにしてこのとき、日本帝國主義の歴史的没落は決定づけられたといつてよい。

もはや、敗戦日本帝國主義のまへには、アメリカ帝國主義の世界支配政策の傘のもとに身をおく以外には、いかなる延命の道も残されてはいなかつたのである。第一に、原爆投下とソ連の参戦によつて、戦局がまったく絶望的となつた段階において、日本の支配階級は、それ以上の戦争継続が労働者階級人民の決起を招来することを恐れ、支配体制の存続のためにはアメリカ帝國主義の軍門に降ることを選んだ。その結果、第二に、戦後の經濟的破局、旧支配体制の壊滅的混乱のなかで、嵐のように燃え上つた戦後革命の高揚から支配階級が身を守るためには、アメリカ占領軍の強権的弾圧と上からの一定の政治的改革に依存する以外にはなかつた。また經濟再建のためにはアメリカの經濟援助によるテコ入れを受ける以外にはなかつた。そのさい「唯一つ戦争に反対した党」という看板をもつて労働者階級人民の期待を一身に集めた日本共産党が「米軍は解放軍」という規定をもつて「占領下における平和的手段による民主革命」を唱え、マッカーサー司令部の日本再編成方針を支持し、その弾圧との闘いを徹底的に回避したことは、日本帝國主義支配階級にとつて（もちろんアメリカ占領軍にとつても）このうえない援助であつた。第三に、日本をとりまく國際情勢からいつても、敗戦日本帝國主義は、アメリカ帝國主義と一体の道を歩む以外にならなかつた。

だが、これこそは、戦前の「番犬帝國主義」としての自己の破産のうへに立つた、いっそ惨めで醜い「新番犬帝國主義」としての呪われた再生の道であつたといわねばならない。それは、自己の破産が産み落したアジア危機をアメリカ帝國主義の力に頼つて制圧し、自己はその下僕としての日々を送るものだったのである。日米安保同盟政策のもと、議会制民主主義支配と經濟の重化学工業化をテコとした高度經濟成長によつて、「平和」と「繁栄」の安逸をむさぼっているかにみえた日本帝國主義の姿は、朝鮮戦争からベトナム戦争にいたるアメリカ帝國主義の血なまぐさいアジア支配を前提としてのみ、成りたつていたのであり、それどころか、基地を提供し、沖繩を暗黒の軍事監獄に売り渡し、アジア民衆殺戮の戦争に商品売りこむことによつて、その戦争を支え、それに加担してきたものだったのである。自分は手を汚さぬ振りをしながら、その実、他人の戦争によつて身を守り、それを利用して肥え太るといふ、最も卑怯であさましいものが「エノノミツク・アニマル」「イノロー・ヤンキー」としての戦後日本帝國主義だつたのだ。

だが、その仮面も、ついに引きはがされるときがきた。内外の危機に迫られた日本帝國主義は、みずから日米共同声明をもつて「アジア侵略をしなければ生きられない」と宣言し、その醜悪な正体をあらわしたのだ。

しかし、その道行きには何の勝算もない。

日本帝國主義は、かつての自己の破産、およびそれによつてもたらされた旧体制の全面的崩壊のうへに生じたアジアの危機的激動に對して、はかない挑戦を企てているにすぎない。しかも、一度はその破産から日本帝國主義を救出したアメリカ帝國主義は、いまだ

てなすすべはなかつた。帝國主義世界体制自体が破滅的混乱のさなかにあり、その收拾のカギはいさゝいアメリカ帝國主義の手に握られていた。アジアにおける旧支配体制の崩壊と激動に對処すること、もまた、最大の戦勝国たるアメリカ帝國主義のみがなしうることであつた。かくて、植民地も軍隊も失い、天皇制権力すら解体的に再編され、經濟的にも独占資本が生き残ることに精いっぱいであつたような日本帝國主義が、アメリカ帝國主義に對する對抗的な再建の道を歩みうる可能性はどこにもなかつたのである。

こうした日本帝國主義のアメリカ帝國主義に對する依存關係は、戦後革命の敗北のうへに、日本經濟再建のメドがつき始めたときになつても、基本的には少しも変らなかつた。いなむしろ、中国革命と朝鮮戦争の危機のなかで、日本帝國主義は、アメリカ帝國主義のアジア支配の確立を前提としなければ自己の存立をはかることのできない状況に、ますます立たされたといつてよい。

アメリカ帝國主義にとつても、このことにはなんの異存もなかつた。それどころか、占領当初は「日本が再びアメリカの敵とならぬこと」のために日本帝國主義の力を弱めることを主目的としていたアメリカ帝國主義の対日政策は、朝鮮戦争を転機に、日本をアジア支配に最も必要な支柱として積極的に育成し、その再武装をはかる方向に轉換していった。

かくて、戦後日本帝國主義の基本的世界政策としての日米安保同盟政策は、敗戦と占領にともなう消極的対応策としてではなく、日本帝國主義の戦後の再建のための積極的政策として採用され、その条約的表現としてのサンフランシスコ講和条約と日米安保条約が調印され、占領は、日米安保同盟關係に再編されていったのである。

は、もはや没落の危機にあえぐ手負いの狼と化している。アメリカ帝國主義の力をもつても完遂しえなかつたことが、日本帝國主義の力によつてなしとげうるはずはない。かつての破産者が、その破産の結果もたらされてはるかたつてよりもいっそ困難な情勢のもとで、かつての救済者にすらなしえなかつたことを、なしうるはずはないのである。「歴史は二度くりかえす、一度は悲劇として、だが二度目は喜劇として」。

まさに、日米共同声明の道は、日本帝國主義の二度とくえらぬ破滅の道となるであろう。日本帝國主義に残された道はただ一つ、アジア危機の泥沼にのめりこみ、ますますアメリカ帝國主義のあがきに自己を一体化させることによつて、侵略と反動の絶望的な攻撃を強めることだけであり、それによつて、さらにいっそ日本の労働者階級人民を打ち鍛え、アジアの人民を覚醒させることだけであり、そして、その日本とアジアの人民によつて打倒されることだけなのである。

### 日本帝國主義のアジア侵略への衝動

さて、日本帝國主義は、戦後の再建過程をとおして、なにゆえに、こうしたアジア侵略を不可避とする衝動をばらむにいたつたのだらうか。

日米安保同盟政策を基本的世界政策としてアメリカ帝國主義のアジア支配の傘のもとで、日本經濟は、戦後の傾斜生産方式とドッジプランによつて再建の緒につき、朝鮮特需による資本蓄積を経て、五五年以来の技術革新設備投資と産業の重化学工業化をテコに、高

度成長を達成してきた。戦前の植民地勢力圏をすべて失ったうえ、戦時中すでに軍需産業の肥大化によって奇型的なものであったにせよ重化学工業化の途上にあつた敗戦日本帝国主義にとつては重化学工業立国以外には再建の道はなかつたのである。これが急速に進みえた要因としては、巨額の資金が、労働者階級からのあくなき搾取と、管理通貨制度をフルにつかつた市中銀行からの借入れと、大衆から収奪した国家資金の投入によつて（部分的には外貨導入によつて）曲りなりにまかなわれたこと、農村に滞留していた豊富な労働力を動員しえたこと、戦時中の設備の破壊と老朽化、技術水準の停滞が、かえつて世界最新の技術と設備の導入を容易とさせたこと、そのための輸入増にみあう輸出の増加が国際経済の拡大によつて可能となつたこと、などをあげることができよう。

だが、六二―三年に日本経済を襲つた不況は、こうした五五年以来の高度成長過程に形成された諸矛盾のために戦後の高度成長が行き詰まりに直面したことを暴露し、戦後はじめて過剰資本の問題を生起させるにいたつたのである。戦後の高度成長の行き詰まりもたらした要因とは、第一に、そもそも五五年来の投資競争がほぼ一巡し過剰な生産力が産みだされてしまつたこと、第二に、国際市場における争闘戦の激化によつて輸出増大がひとつの壁に突きあたり、それに列強からの貿易と資本の自由化の要求がからまつたこと、第三に、農村からの労働力創出がほぼ限界に達し、若年労働力不足という、日本経済がかつて経験したことのない大問題が生じてきたこと、第四に、巨額の借入金に対する利支支払いによつて企業の利潤率の低下傾向が促進されるようになったこと、第五に、資本と労働力の都市集中によつて都市問題が生ずるなかで、それが資本にとつ

注、といった条件をテコとして達成されたものである。

他方、アジア市場への進出も激しい勢いで展開された。商品輸出において日本はアジアの多くの諸国でアメリカを抜いて第一位に進出したばかりでなく、資本の輸出も、とくに、六五年の日韓条約以降、南朝鮮、台湾、インドネシアをはじめとして、中国、北朝鮮、ベトナム以外のすべてのアジア諸国に対して（部分的には中南米やアフリカなどにも）飛躍的な勢いで増大していった。円借款を先頭とする国家資本輸出や、プラント等の延び輸出ばかりでなく、民間直接投資による現地企業の設立も本格化しはじめている。さらに注目すべきは、原材料資源の開発輸入が拡がりつつあることだ。鉄鋼、石油、木材からウランにいたるまでの原材料が、高度成長によつて大量に必要となればなるほど、それを単純な輸入のみによつて入手することは困難となり、資本投下による開発が一般化しつつあるのだ。アジア諸国からの日本の輸入が急速に増加しつつあることは、その事情の反映である。かくて日本の資本輸出は、年々、他の列強の資本輸出の伸び率平均の数倍のテンポで増大し、それは六八年には年間十億ドルをこえ、イギリスを抜いて、アメリカ、西ドイツ、フランスに次ぐ第四位の水準に達しているのである。日本はいまや、全体としては資本の輸入国から輸出国にかわつた。国際収支の構造が、貿易の赤字を外資導入によつて埋めるといふ従来の型から、六五年以降は、資本の輸出を貿易の黒字によつて埋めるといふ型へと転換したということもそれを裏書きしている。

こうした著しい対外膨脹を支えたものは、第一に、資本の集中、合併、整理といった、独占体間の死闘の再編をテコとした、新たな設備拡張競争である。為替管理下の保護政策に守られたなかでの独

ては、いわゆる産業基盤整備のたちおくれとなつて隘路化したこと、などを指摘できる。もはや狭隘化した国内市場を補充しよう大規模な海外市場、それも、とくに重化学工業製品輸出のための先進国市場と、さらには過剰化した資本を投下し、原材料を獲得しようアジア市場を徹底的に開拓すること、そして独占体が内外の死闘に耐えうるような強化をはかることなしには、日本経済は自己を維持することができなくなつたのである。

ところが、日本経済は、六五年以降、いわゆる五年連続高度成長の過程に入った。ということは、六二―三年の行き詰まりを突破することに、一定でいど成功したことを意味する。

実際、六二―三年以降の海外進出はすさまじい勢いで展開された。先進国市場についていえば、部分的にはEEC市場や、オーストラリア、ニュージーランド、カナダに対して、しかし主としてアメリカ市場に対して、鉄鋼を先頭に猛烈な割り込みがかけられた。世界貿易の拡大をはかるに上まわるスピードで日本の輸出は増大し、六五年以降、日本は従前のようにアメリカに対して入超国であることをやめ、六八年にはついに年間五億ドルの対米出超を記録するまでにいたつたのである。ドルの赤字に悩むアメリカ帝国主義にとつて、この日本からの輸入増加が、単に市場を荒された個別資本の問題にとどまらない国家的問題となつたのは、けだし当然であろう。こうした輸出国家としての一定の成功は、安価で良質な商品のため六〇年代をとおしての労働者階級に対する徹底した合理化と労働組合切り崩しの攻撃、さらには驚くべきダンピング輸出（したがって出血分の国内価格へのの上のせ）、そしてベトナム軍需によつて重化学工業製品の供給ひつ迫状況におかれたアメリカ企業からの受

独占体間の戦後のな共存的成長の時代は終り、海外市場での争闘戦の激化、国内市場での資本自由化という条件下に独占体間の死闘の時代が始まっている。そこにおいて抜きん出たための集中、合併、整理であり、熱病的・無政府の設備投資競争なのだ。それは下請けの系列化、アウトサイダーの取りつぶしにも波及し、繁栄のものとでの倒産を日常化させている。

第二に、それにともなつた、労働者階級に対する徹底的な犠牲転換の攻撃である。激しい合理化・労働強化・労務管理強化、企業防衛・労資協調イデオロギーの注入、職務給導入による分断支配、労働組合の切り崩し、御用組合化が、民間大企業を先頭に政府企業にまでおよんでいるのである。

第三には、巨額の国家資金の独占体への投入と、その再編成への行政的テコ入れである。六二―三年の不況から浮上するための直接的カンフルとなつたものは「財政主導型経済」と呼ばれた大々的な国家資金撒布政策（政府企業や公共投資による需要創出と独占体への財政投融资）と、ベトナム戦争下の対米輸出の急増であつた。国家投資のための財政資金は増税、公共料金値上げなどの大衆収奪と、収奪の先取りとしての赤字公債によつてまかなわれたのである。

このように、六五年以降の高度成長は、五五年来の戦後の高度成長の延長線上にはなく、独占体間の死闘の再編を主要なテコとした対外膨脹の持続的發展によつて、もたらされたものなのである。つまり、日本経済は、経済侵略をしつづけなければ存立しえないものとなるにいたつたのだ。

こうしたことは、日本帝国主義をしきわめて困難な数々の問題に直面させることとなつた。

経済の国内面においても、第一に、自動車をはじめとする資本未自由化産業を解禁しつつ独占体強化を進めねばならないのに、日本の独占体は少数の例外を除けば、列強、とくにアメリカのそれに比してまだまだあまりにも劣弱である。

第二に、労働者階級に対する資本の諸攻撃と労働運動総体の右翼的再編の策動も、反戦派労働者を先頭とする下部労働者の強力な反撃に直面している。

第三に、大型財政によって独占体への投資、産業基盤整備、国防開発、防衛産業育成と自衛隊強化などをさらに進めねばならないが、それは財政硬直化をいよいよもって進展させてしまっている。

第四に、管理通貨制度のもとでの通貨増発と、管理価格への資本コストの吸収によって成長を助けるといいうすでに伝統化した金融政策もまた、不可避的にインフレを加速させ、高金利を一般化させ、却売物価をすらすら上昇させることによって、資本の利潤率低下と国際収支の逆調化の危険をかまらせている。しかし、経済成長を促進しなければならぬ財政金融政策のなかでは、インフレ抑制は自己撞着であり、できることではない。

第五に、労働力のひっ迫はいよいよ抜きさしならぬところへきているが、それにはたいして支配階級のなまじうすることは、これまでの労働力の都市集中によって危機に追いこまれている農業からさらに労働人口を引抜くことだけだ。だが、その「総合農政」は、さらに農業・農村の動揺と危機を促すだろう。(このことは、アジアの//人の資源開発//という問題を七〇年代においてクローズ・アップさせると思われる。)

第六に、都市問題もまた公害、交通地獄、住宅難、地価騰貴な

ど、無政府的爆発の様相を深めており、それは企業活動にとっても重大な障害となりつつあるのみならず、右の農業・農民問題とならんで、都市地域から山村遊地にいたるまでの広汎な民衆の闘いを契機づける政治問題・治安問題にすら発展しつつあるが、しかし、それに対する対策は放置されている。というより//抜本的対策//を打つことは高度経済成長をつぶすことになり、できるものではない、等々――。

そして、経済の国際面においては、事態はいっそう困難化しているのである。

第一に、まず一般的にいって、日本が重化学工業製品の輸出国家として一定の成功を収めているということは、とりもなおさず、日本経済が世界経済の波動によって、従来とは比較にならぬほど強い影響を直接的に被るようになったということの意味する。世界貿易の伸び率が低下したり停滞したりするていどの国際的不況に見舞われただけでも、年々二〇%近い輸出増加を続けなければ倒れてしまふような日本経済は、大打撃を受けることは必至なのである。いまや日本帝国主義は、どの列強にも増して、世界経済の不況を恐れねばならなくなったのであり、まして、かりにもIMF体制の解体的危機ないしは二九年型の世界恐慌が襲来するようなことがあれば、ひとたまりもなく破局を迎えることは明白なのである。

第二に、それだけに、日本帝国主義が安定した重化学工業製品の輸出市場をもちえないことは、その重大な弱点となっている。アメリカが西ヨーロッパと日本に、相対的には後退したとはいえ、しかしいままお巨大な地歩を保持しており、また、E E C諸国がE E C市場での相互浸透を進展させており、イギリスが昔日のものではない

にしても英連邦を有しているのに比べて、日本の主たる先進国市場はアメリカ(部分部にはE E Cや英連邦工業諸国)以外には求めようもなく、日本帝国主義は最も不利な立場に立たされている。いまでさえ、利子平衡税、鉄鋼の自主規制、繊維の輸入制限交渉など、日本の対米輸出は重い規制を受けているのであるが、だからこそ日本帝国主義は、よりいっそうアメリカ市場にしがみつこうかはないのである。日本が異常な高度成長を達成したこと自体が、日本のアメリカ市場への依存を決定的に深めさせたのである。これに対してアメリカ帝国主義は、ドル防衛のためにたえず日本の進出を抑制しつつ、部分的譲歩をちらつかせては、アジア支配における日本の貢献度をたかめさせようと圧力をかけてくる。日本帝国主義もまた、アメリカ市場を確保しておくために、また、世界体制の主柱としてのアメリカ帝国主義の存立基盤を掘り崩しすぎないようにするため

に、アメリカ帝国主義の要求をかかなりの点で受け入れるのである。こうして//日米経済戦争//は、日米間対立を無制限に激化させるものとはならず、日米共通の利害(//戦後世界体制とアジア支配体制の防衛)という枠のなかで体制内的に処理されることによって、むしろ日米安保同盟の韌帯を強化する一つの物質的基礎をなすのである。(むしろこれは永久不変のものではなく、世界経済の解体的危機が到来するような際には事態は変わりうるであらう。)

第三に、しかしアジアにあっては、問題はいっそう深刻である。仮りに、日本帝国主義がアジアにまだなんらの帝国主義的權益を所持していなかったとしても、アメリカ帝国主義を主柱とした帝国主義戦後世界体制総体の存続を前提とし、とくにそのアジア支配体制の確保を前提としてのみ、自己の存立を維持しえてきた日本帝国

主義にとつては、今日のアジアの激動とそこにおけるアメリカ帝国主義の危機はみずからの存在の危機であり、決して放置しうものではないことは自明である。

しかも問題はそれのみにとどまらないのである。現在の日本帝国主義は、商品市場、原材料獲得の市場、そして資本投下の市場としてのアジアなしでは、もはや一日たりともやっていけないのだ。あまりにも多くの權益が、そこにはすでに根を生やしてしまっている。のみならず、その權益をただ守るということだけでは駄目なのだ。さらに地歩を駆け、もっと多くの權益を獲得しつづけるならば、日本経済を維持することはできないのである。とくに今日ですら老大な原材料の入手のために開発輸入をせざるをえなくなっている日本帝国主義は、今後さらにこの方向に狂奔しなければならぬのであり、そのためには、アジア諸国の奥深くわけて入って資源を採しまわり、見積りをたて、採取現場を設営し、工場を建て、道路、鉄道、港湾を新設・拡充し、老大な現地労働力を雇い入れ、その能力を開発しつつ酷使し、またそれによって諸国の経済と政治に大影響をおよぼす等々、大変な本来の植民地経営に乗りだしていかなければならないのである。仮りに、アジアが軍事的・政治的に安定していたとした場合ですら、このことは、アジア情勢の不安定要因をつくりだし、アジア人民の抵抗をかきたてていかずにはすまないことであるのに、それを日本帝国主義は、すでに激動と危機にあるアジアのなかでやっていかねばならないのである。旧支配体制の崩壊がアメリカ帝国主義のウルトラな軍事力によってのみ彌縫されてきたアジアで、現在の激動にさらって進出するためには、相対的な比較において戦前以上に巨大な軍事力を背景としなければならぬこと

はいりまでもないが、さらに、これらアジア諸国がすでに一応の政治的独立をかちとっているうえ、その経済が、慢性的な農業危機を死重とする困難のなかにあるということは、そこに進出する場合、戦前のように、ただ自己の直接的に欲するものの獲得のみ追求するならば、そのものすら獲得できないような抵抗や危機に直面することを意味する。これまででさえアジア諸国は、日本その他の諸国の進出を認める代償として、その国の経済全般の発展に資するような貢献、ことに農業開発のための援助を要求しつづけてきている。しかし、このアジア諸国の農業開発とは、帝国主義者にとっては、最も採算の合わない（採算を期待できない）投資だとみなされてきた。しかも、日本帝国主義の資本は、資本輸出の衝動こそあれ、その力量はまだまだ脆弱である。したがって、日本のアジア侵略は、アメリカ帝国主義の軍事的制圧力に徹底的に依存しなければならぬだけでなく、資本それ自身においても、他の列強、ことにアメリカのドルとの協調体制を不可欠としているのである。東南アジア開発閣僚会議、東南アジア農業開発会議、アジア開発銀行、東南アジア漁業開発センター、インドネシア債権国会議などのアジアの国際的侵略機構に日本が積極的に参加しているのは、そこに、ドルやマルクを極力引っ張りこんで、利潤のあがらぬ開発事業についての自己の負担を軽減しようとの底意があるからである。また、ASAPAC（アジア太平洋閣僚協議会—ベトナム参戦国と日本を中心とし、アメリカがその陰の舞台まわしを演じている）に対しても、それをただちに軍事的機構にせよという韓国やサイゴン政府の主張に対して、日本政府が、むしろ当面は政治的協調と経済協力の協議の場にとどめてよいとの態度をとっているのは、日本の民衆の反撃を慮ば

かつてのことだけでなく、右のことについての配慮を含めたものだといえるであろう。だが、こうした外資との協調体制は円滑に進むものではない。ことに、個別資本間においては、協調どころか、入札において、商品シェアにおいて、日米の資本はしのぎをけずりあい、そこへ西ドイツが割りこみ、また戦前以来の収益を少しでも残しておこうとするイギリス、フランスのきりかえしも無視できない。それだけに、日本帝国主義は、日米安保同盟政策の展開のなかで、こうした対立をも調整することを求めているのであり、むしろ、アメリカ帝国主義も、自己のアジア支配を支えるために、またドル防衛のために、日本の軍事的寄与のみならず、アジアでのドルに対する日本資本の協力、部分的肩代わりを要求し、あるいはその他もろもろの日本の介入によってアジア諸国の政治的・経済的安定がもたらされることを望むのである。

### 日本帝国主義の軍事的・政治的脆弱性

アジア侵略に乗りだしたつづつある日本帝国主義にとって、イバラの道は経済の分野ばかりにあるのではない。それどころか、それ以上に重大かつ困難な課題に日本帝国主義は直面しているのである。それは、いづれにせよアジア侵略の問題は、軍事力の強化と、さらにその稼動を保障する政治支配体制およびそのもとへの国民の動員い

かんという、核心的問題にたちかえってこざるをえないということである。日本帝国主義が帝国主義である以上、一般的には自己の海外権益を自己の力で防衛するための、自前の、独立した、十分な軍事力への願望がたかまることは避けられない。またそれを保障し、そこへ国民を駆りたてるための強権的政治支配体制と侵略的なナショナル・コンセンサス（国民的合意）が必要となることは当然である。

この弱さは、五二年四月までは占領軍の存在によって代位された。そしてそのあとサンフランシスコ講和条約発効によって生じた空隙を埋めるために支配階級はいわゆる「逆コース」をたどり、警察予備隊の強化、破防法の制定、自治体警察の国家警察への反動的再編、教育制度の改悪など、一連の反動的まきかえしに転じてきたのであるが、しかしそれらは、帝国主義としての本来の軍事力や政治支配体制を回復するものではなく、戦後のな議会制支配の枠内における部分的な反動的手直しにとどまっていたのである。その原因は、第一には、再軍備や政治反動にたいしては労働者階級人民の強力な抵抗があり、それを押しつづけることをあまりにも強行しすぎた場合には政治危機を招きかねないという力関係（そしてその政治危機に対処する十分な弾圧体制がなかったという意味では、日本帝国主義の敗戦と延命のありかた自身に規定された悪循環的な力関係）にたえずつきまといわれていたということであるが、第二に、より重要なことは、アメリカ帝国主義を主軸とした、戦後世界体制の一応の構築、なかならずそのアジア支配体制の確保を前提とした日米安保同盟に日本帝国主義が守られていたということであり、しかも第三に、国内産業の重化学工業化をテコとした戦後の高度経済成長が曲りなりにも続かざりにおいて、右の第一、第二の点を敢えて変更する必要に迫られていたわけではなかった、ということを描いて

きる。

だから、たとえば、政治支配の中枢をなす軍事力をとってみた場合にも、敗戦時における徹底的な武装解除のうえで、朝鮮戦争勃発の直後にマッカーサーの命令によって創設された警察予備隊は、在日米軍が朝鮮に出払ったあとの国内治安維持を主たる任務として出発し、それが保安隊から自衛隊へと増強されていったさいにもその性格は基本的に引き継がれて今日にいたっているのであるが、そのなかで付与されてきたいま一つの任務としての(防衛出動)、すなわち外国との交戦という任務は、決して独自にそれを行使するものとしてではなく、あくまで、安保条約を前提に、米軍の補助的戦力としてのみ機能させることに目的を限定したものであった。

しかし、このように、日米安保同盟政策を基本政策とすることによって自己の軍事的・政治的脆弱性を彌縫してきたからこそ、戦後の日本帝国主義はアジアの治安確保という、本来なら自己が担うべき軍事的・政治的・経済的負担を極端に軽減されることができ、そのおかげで、六〇年にみられたような例外的時期を除いては、さしたる政治危機に見舞われることもなく、また国家資金の大部分を経済成長に投入しつつ(つまり軍事的支出は軽度のものにとどめることを許されて)、「エコノミック・アニマル」としての道をたどることができたのである。

経済的力量的の驚くべき発展にもかかわらず、軍事力と政治支配体制はいちじるしく脆弱であるという、この深刻なギャップこそ「アメリカ体制」のもとで再建されてきた西欧帝国主義諸国にも多かれ少なかれ共通することなのであり、だからNATOからの米軍の引揚げをそれら諸国は容認することができないのであるが、しかし日

ちださなくとも、右のこと自体が支配階級にとって大変な難事業なのである。自衛隊が直面している困難な問題は多々あるが、第一には、六〇年安保条約制定時に想定されていた水準よりは遙かに大きな機能が自衛隊に求められているということだろう。治安出動において、一〇・八羽田から一月決戦にいたるような一定の武装を含んだ闘いは、六〇年当時には机上の想定としてはともかく、生きた対象としては存在しなかったものであるにもかかわらず、七〇年代には一月決戦よりもさらに強大な政治的軍事的力量をもった民衆を自衛隊が相手にしなければならなくなるのは必至である。また、防衛出動においても、今日のアジアの激動とそこでのアメリカ帝国主義の没落は、ベトナム、沖縄、南朝鮮をみるだけでも六〇年よりは格段に深刻化しているのである。

したがって、第二に、武装力の整備、訓練の強化、さらには防衛産業の育成を急がねばならない。その点では、たしかに、第四次防衛計画の策定にむかって、航空自衛隊の渡洋爆撃部隊建設構想や海上自衛隊のマラッカ海峡防衛論さえ取沙汰されており、また防衛産業育成への財界と政府の熱意はいよいよ本格化してきているが(これは、不況対策としても重視され始めている)、しかし、防衛費の累増にもなう財政硬直化、兵器技術体系開発のたちおくれ、つねに二割近くにはのぼっている欠員、そして、民衆からの糾弾と自衛隊員自身からの有形無形の抵抗など、問題は多いのである。

第三に、軍隊としての法制的裏づけが極度に欠如していることだ。「憲法第九条は自衛権を放棄していない」と解釈してみてもそこで交戦権が否定されているのは覆うべくもない。(2)したがって海外派兵も憲法上禁止されている(「公務員の海外出張としての国

本ほどのギャップが激しくあらわれている帝国主義はない。そこに「番犬帝国主義としての破産のうえでの呪われた再生」という、日本帝国主義の歴史的没落の宿命が色濃く反映しているといわなければならない。

しかしいまや日本帝国主義は、戦後世界体制の根底的動揺のもとで激動しつつあるアジアに侵略の歩を進めることによって、もはや従前の座に安住していることはできなくなった。とはいえ、もちろんそれは、現在の問題としては、古典的な帝国主義強国への飛躍を課題とするものではない。最大にして最後の帝国主義たるアメリカ帝国主義が没落しつつあるとき、それにとつてかわってアジアを制御しようする力などは日本帝国主義のどこにも存在しはしない。しかし日米安保同盟政策を前提としたうえでの飛躍、そしてそのかぎりでは、戦後日本帝国主義にとっては命がけに連れない飛躍に、日本帝国主義は、すでに迫られているのである。

そこから、少くとも次の三つのことが、軍事と政治における火急の課題とされてきている。

まず、日本帝国主義の軍事力の実体をなす自衛隊の徹底的強化である。それは、一方では、内乱的死闘の時代たる七〇年代に即応した「最後の暴武装」としての治安出動態勢の確立であり、他方では、文字どおり安保条約が発動された場合の日米合同作戦に耐えうるような自衛隊の確立、すなわち、これまでではまだ一応のたてまえにとどまっていたことを実際に実行しなければならなくなった段階としての、現在における自衛隊の臨戦派兵態勢の確立である。いわば、図上作戦であった三矢作戦のようなことを現実化しなければならぬのだ、といつてよい。自力で立てる大軍備などという話をも

連警察軍への参加は可能」としたり、「安保条約は一見明白に違憲とはいえず高度の政治問題であるから違憲立法審査権は及ばない」という最高裁判決を用いて「安保は超憲法的存在」としたとしても、海外派兵は至難である。(3)自衛隊の武器使用は刑法上の「緊急避難」「正当防衛」に依拠する以外にはなく、攻撃的対応は非合法となる。(4)軍法会議など自衛隊独自の司法権がなく、隊員がやめても処罰できない。(5)管理統帥機構自体が防衛庁にとどまっており、軍隊が政府体系の中核にあるとは言いがたい。(6)憲法上、兵役の義務がなく、徴兵制は敷けない。(7)戦時における民間からの徴用、徴発のできる法規もない。

さらに第四に、自衛隊員の戦闘員としての精神的脆弱性は、自衛隊のもっとも重大な致命的弱点である。軍隊の強弱は武器のみによって決せられるものではなく、死をもおそれぬ兵士の精神力によって決定的に左右されることは、南ベトナム政府軍などを引合いにだすまでもなく明白なことなのであるが、今日の自衛隊員は、貯金、退職金、夜学、各種国家免許など、カサラリーマンとかかわらぬ動機で入隊する者が多く(また、それでないといふ隊員が集まらない。それですらすらやめていく隊員があつたをたまたない)、これに「安保条約を堅持し、日本の平和と安全、国民の生命と財産を守る」という目標を与え、反共教育を接ぎ木してみても、そのために死ぬという隊員はとうてい簡単にはつくりだせるものではないのである。このことは、自衛隊幹部の責任であるというより、戦後の日本の民衆のなかに底着しているいわゆる「平和と民主主義」意識ないしは反戦・反核意識に自衛隊がとりまかれており、自衛隊員もそこからしかでてこない、という大問題からきていることなのである。



いまひとつの火急の課題たるナショナル・コンセンサスの反動的形成という問題は、このように自衛隊の強化という問題をも根底から規定している大問題なのである。もちろん、この国民的合意の形成は、単に自衛隊強化のためにのみ必要なことではなく、民衆全体を侵略戦争に賛成させ、駆りたて、侵略のための「举国一致体制」をつくりあげていくために不可欠なのであるが、しかしそれなしには軍隊も決して強化されないのである。もっとも成功した侵略の国民合意は、軍隊のまわりへの民衆の熱狂的結集となってあらわれるものなのだ。

戦後の「平和と民主主義」意識は、安保や再軍備、自衛隊や「逆コース」や核やベトナム戦争に反撥するという点では支配階級をチエックする一定の力となってきた意識だが、しかしそれは、他方では支配秩序をゆるがすような実力闘争にたいしても反撥と動揺を示すという点によくあらわれているように、明白に小ブルジョア的・体制内の意識である。歴史的にいえば、それは、戦争体験と、戦後の天皇制から議会制への「価値転換」を出発点とし、戦後革命が敗北し、議会制民主主義が社共両党を左足として確立していった過程で定着したのであり、つまりそのことが示すように、戦後のブルジョア意識と、社共の小ブルジョア的・スターリン主義的な綱領・思想との融合という性格をもっているといえる。少くとも六〇年代前半までは、社共を公認指導部とした「平和と民主主義を守る」という運動がまだ多くの民衆をとらえることができ、したがって支配階級もまた「平和と民主主義」の守護者であるかのような弁解的ポーズをとることによってこの意識を部分的に取り込みながら支配を維持してきたのは、まさに、戦後体制が深刻な歴史的危機のうえにたっ

探し求めているのである。もうひとつの火急の課題は、いうまでもなく、右の「平和と民主主義」の意識に照応していた戦後の政治支配機構とその法体系の大きな反動的再編である。これまで、支配階級は実際には独断専攻的にブルジョア独裁を貫徹しながらも、それを、経済的戦後の高度成長と、それを基礎とした議会政治の操作によって曲りなりにも押しかくしてくることができた。その点で社共両党が、政府自民党の反対党であったとはいえ議会制民主主義を擁護する点では自民党にまさるとも劣らぬ政治勢力でありつづけた（そしていまでもますますそうなのだが）というところは、戦後政治支配の左足としての役割を見事に果たしてきたものといわねばならない。

しかし、安保、沖縄から大学、都市、農業問題、物価にいたるまで、内外の諸矛盾が激成されてくるなかで、支配階級は、問題を問題として解決しうる能力と余裕をますます喪失せざるをえなくなってきた。

しかも、問題は個々の矛盾に二対一的に対応するだけではすまされない。これまでの支配の前提であったところの、アメリカ帝国主義を主軸とする帝国主義戦後世界体制とそのアジア支配体制が大きく動揺しているとき、その体制の防衛に積極的に関与しつづ、さらに対外膨脹、なかならずアジア侵略を推進していかなければ、もはや自己の存立を全うすることができぬ以上、是が非でもそこへ民衆

ておりながらその諸矛盾が一応おしかくされていったという特殊の時期にあったからである。

しかしいまや時代が戦後体制の動揺・崩壊期に転換しつつあるなかで、この「平和と民主主義」の外見上の有効性はその物質的基礎を失いつつある。支配階級自身が、アジア侵略に民衆を結集し動員していくための国家主義的・ブルジョア愛国主義的イデオロギーをうちだすことにやっとなっており、それは教育内容の反動化、明治百年やオリンピックや万国博の宣揚、靖国神社法案の提出等に始まり、そして高度成長とアジア進出を美化する宣伝や、「暴力学生」を叩くキャンペーンをとおして、ナショナルリズム、企業防衛・労資協調主義、「法と秩序」意識となって洪水のように押しだされてきている。このとき、闘う者が「平和と民主主義を守れ」の運動にとどまることは、崩れゆく戦後体制を觀念的に追いかけ、それを後へ引きもどそうとすることによって、結局反動の暴圧に屈するほかはなくなるのであり、またそれでは現に民衆のなかに拮がりつつある「平和と民主主義の喪失感」にすら応えられぬことは明らかだ。社共が旧態依然たる路線を、しかもいっそう右翼的に提起することによって大敗を喫した一つの原因も、そこにある。われわれは、「平和と民主主義」すら葬り去ろうとする現実の禍根を絶つこと、すなわち、現実そのものを根底から変革すること、日本帝国主義を打倒することを対置し、「平和と民主主義」意識に内包されている反戦・反権力の契機を積極的に引きだし、それを不断に革命にむかって止揚していかなければならないのである。

しかし、いずれにせよ、支配階級は、この「平和と民主主義」的な戦後意識の反動的再編にまだ成功しているわけではない。それらを引きずりこむためには、そのナショナル・コンセンサスと同時にそれを強要しうる力と法が必要であることは指摘するまでもないことだ。

加えて、支配階級をもっと脅かしていることは、社共両党の民衆に対する統制力が無力化し、社共をのりこえた革命的左翼を先頭に、支配階級の野望に真向から挑戦する大衆闘争が、とくに六七年の羽田闘争以来、爆発的にたかまってきたことである。

こうした状況に対して、支配階級は、次第に硬直した政治姿勢をあらわにし暴力的乗り切りを策す以外にないところへ追いこまれてきた。国家的重要事はますます国会からははずされ、国会の外で、政府の手によって、日米安保同盟の軍事的諸実体の再編強化、自衛隊の増強、警備公安警察の強化、地方行政の中央集権的再編、複線の教育制度の復活や大学支配の強化、商業ジャーナリズムへの統制強化等がはかられてきた。ことに羽田以来の機動隊をはじめとする治安弾圧機構の増強と司法の反動化は著しいものがある。その頂点にたつたものが、騒乱罪と破防法の発動、大学立法の強行制定、警察の一〇月非常体制の実施であった。

それにもかかわらず、こうした治安弾圧機構のなした崩壊的強化のみによって七〇年代は乗りきれぬものではないのである。機動隊万能政治は、多くの民衆に自衛的武装を教え、戦士を牢獄に送りこむことによって幾多の革命家を育てる結果を招き、さらに多くの民衆の権力に対する不信と憤りをつくりだしている。仮りに破防法の全面的発動を強行したとしても、すでに今日それに備えつつある革命的左翼がそれに耐えぬいたらどうなるか。さらにもし、機動隊の力が打ち破られるような事態が生起すれば、残された鎮圧手段は自

衛隊の治安出動以外にはなく、しかもその自衛隊にすら磐石の信頼を托すことはできないのである。

こうした「機動隊のみの突出した体制」の脆弱性は、戦前・戦中の天皇制ポナバルチズム権力機構の壮大さと比較すれば一目瞭然であろう。だからといって、なし崩しのやりかたのみをもって現支配機構の再編強化をはかることは、//空洞化//されたりとはいえず、現憲法とその法体系をそのままにしておいたのでは、やはり決定的な限界にまといつかれたものに終らざるをえないのだ。実際、徴兵制はおろか、非常事態法規もなく、小選挙区制すらないような帝国主義国は日本だけなのである。したがって、七〇年代には、憲法改悪にまでいたる超反動立法攻勢と、そのもとの行政権力の強化、国家支配機構の反動化がさらに企図されていくであろう。それはすでに、刑法改悪の準備、さらには//在日朝鮮人に対する破防法//ともいふべき出入国管理法提出となつてあらわれている。

だが、こうした政治反動攻撃は、社共両党の屈服が深まったいまにおいてさえ、ひとつまりまがらえば、大政治闘争の爆発を引き起こすのであり、七〇年代におけるこの面での攻撃の歩みも、決して容易なことではないのである。

われわれは、戦後日本帝国主義の軍事的・政治的脆弱性を打開しようとしてつづつある支配階級の攻撃をいささかも過少評価することはできないが、しかしあくまで、その攻撃が彼らの強さのゆえにではなく、危機のゆえに打ちだされてくるものであることを片ときも見失うことなく、さらに、その攻撃自体が新たな反撃を喚起し、民衆をきたえ、支配階級を破滅にむかつてさらに追いつむものであることをみぬいて闘っていかねばならない。

り、日本帝国主義の日米安保同盟政策の矛盾の集中点となつてしまつた。われわれの側からいえば、沖繩問題は日米共同声明粉碎、安保粉碎・日帝打倒の決定的な環となり、七〇年代闘争爆発の水路となつている。この点をつかみきることこそ、日米共同声明粉碎の展望を明らかにする鍵がある。

まず戦後沖繩とは何であつたか。

沖繩は、アジア支配の軍事的基幹部の決定的なカナメ石であつた(いまもそうだ)。沖繩は、アジアの「列島防衛線」の弧の中心にあつて、アジア大陸主要部をも含むアメリカ太平洋軍の広大な扇形の作戦対象領域のカナメに位置しており、またアジアの多角的な軍事ブロック網の重合点となつている。ベトナム出撃基地、極東有数の核基地であることもろろん、兵站、輸送、通信、諜報、訓練など、アメリカ太平洋軍の極東戦略に不可欠な機能が沖繩に集中している。沖繩なしにはベトナム侵略戦争はおろか、アメリカ帝国主義のアジア支配は一日として成り立つことはできないのである。

こうした沖繩の役割が確保されたのは、沖繩が日本から分離され、アメリカ帝国主義の軍事的独裁支配のもとにおかれたからであつた。それは、沖繩が太平洋戦争における唯一の本土決戦場となり、日本の無条件降服にさきだつて米軍に占領されたことを出発点とし、サンフランシスコ講和条約第三条によつて確定された。日本帝国主義は、太平洋戦争のもつとも苛酷な犠牲を沖繩県民に強要したばかりでなく、この分離支配にも積極的な承認を与えた。日本帝国主義は、アメリカ帝国主義のアジア支配確立を前提として延命・再建をはかるという日米安保同盟政策のゆえに、沖繩をいけにえに供したのである。安保条約の直接的適用範囲に沖繩が入っていないか

### 沖繩問題と日米共同声明の宿命

以上のように、日本帝国主義は内外ともに重大な危機に迫られつつあり、したがつてまた、それを乗りきる唯一のプログラムとして日米共同声明自体が容易ならざる困難に逢着しているのである。

なかでも、七二年沖繩「返還」をテコとした日本帝国主義の沖繩政策の成否こそは、日米共同声明の全展望の活殺にかかわる、急所としての位置にある。ベトナム侵略戦争の継続も、朝鮮危機への対処も、すべてはこの七二年「返還」をとおして日本帝国主義が沖繩の基地防衛と治安確保に成功していかないかぎり、決して成り立つものではないのである。日本帝国主義の運命のみならず、アジアの、そして世界の帝国主義戦後体制の命運さえもが、そこに大きくかけられてしまつているといつても決して過言ではない。

そもそも、なぜ佐藤政府は「沖繩施政権返還」「沖繩一体化」などという政策をもちださざるをえなくなったのか。それを七〇年乗りきりの柱にすえなければならぬなどということがなぜ生じたのか。

それは、戦後の沖繩のおかれた異常な状況のなから必然的に生じたものである。沖繩がアジア支配体制の軍事的カナメ石であるにもかかわらず(いや、そうであつたからこそ不可避的に)、いまや闘いの島と化してしまつたということによつて生じた問題なのである。しかも「沖繩施政権返還」は、その問題をなんら根底から解決するものではなく、反対にそれをただ抑えこもうとするものであり、それによつて沖繩は、アジア支配体制の危機の重大な焦点とな

つたということは、少しも、戦後日本と沖繩が無関係だつたことを意味するものではなく、それどころか、沖繩は、日本の憲法はもちろん、安保条約に付随する一定の制約からさえ外されて、アメリカ帝国主義の無制限の使用に委ねられることによつてのみアジア支配のカナメとなり、また日本帝国主義はそのことを前提とした安保同盟によつてのみ、存立を維持してこられたのである。沖繩をこの状況におくことなしには、戦後日本帝国主義の再建と「繁栄」はありえなかつたのだ。

ところが、こうしたアジア支配と日米安保同盟のカナメとしての基地沖繩の機能は、沖繩県民の抵抗が大発展し、アメリカ帝国主義の軍事的独裁支配が破綻することによつて、重大な脅威を被むるにいたつたのである。アメリカ帝国主義の軍事的独裁支配は、百万県民にとっては、無権利と生活破壊の暗黒の軍事監獄としてあらわれた。県民の抵抗は、朝鮮戦争を機に沖繩の全島要塞化が強行されていったところから連綿としてくりかえされ、とくに、六五年のベトナム侵略激化を境に高揚期を迎えた。沖繩を訪れた佐藤はデモに包囲され、//沖繩の安保闘争//といわれた教公二法粉碎闘争は勝利をかちとり、本土復帰闘争はたかまつた。もはやそれは、アメリカ帝国主義のしめつけ、弾圧によつては決して抑えることのできない不可逆の力となつた。米軍基地は、民衆の敵意に取り囲まれ、基地労働者の闘いに揺がされてその未来の保障を失つた。

こうした沖繩におけるアメリカ帝国主義の軍事的独裁支配の破綻をもし放置しつづけるならば、それは、至近の将来において沖繩の革命的激動、沖繩の//第二のベトナム化//さえ招来しかねず、それがアジア支配と日米安保同盟に大打撃を与えることになるのは自明

のことであつた。そのことを死ぬほどおそれたのはアメリカ帝国主義のみならず、日本帝国主義とても同じことである。しかも、日本帝国主義としては、沖繩における激動がそれだけにどまらず、本土における安保・沖繩闘争の大爆発にただちに連鎖することを予見しないわけにはいかなかったのである。

だからといって、沖繩の米軍が暴力的弾圧に走ることは、闘いの火に油を注ぐだけであつた。

かくて、ここから脱出する唯一の切札として考えられたものが、日本帝国主義の介入によって、沖繩の激動を防止することだったのである。もとよりそれは、沖繩の基地自体を撤去することによって問題の抜本的解決を図ろうとするものではなく、基地沖繩を維持せんがための、反動的乗り切り政策にすぎなかったが、それでも佐藤政府は、「沖繩の施政権返還」という形をとることによって沖繩県民の「本土復帰要求」を満足させ、その抵抗を発散させることを期待し、それに賭けたのである。それも、当初は、日本政府からの「経済援助」の増額などによって県民を慰撫しようとしたものであつたが、それが何の効果もなかったことが判然とするにいたつて、はじめて「施政権返還」の対米協議という形をとつていったのである。

このように、佐藤政府の沖繩政策は、アメリカ帝国主義の沖繩支配の破綻を取り繕わんがための補強的・予防革命的介入によつて、アメリカ帝国主義のアジア支配と日本帝国主義自身の日米安保同盟政策を防衛するという、危機に対する防衛的対応を動機として提起されたものであつた。

しかるに、問題は、そこにすらとどまることを許されなくなつてきたのだ。というのは、ベトナム侵略戦争の泥沼化のなかでアメリカが、問題は、そこにすらとどまることを許されなくなつてきたのだ。というのは、ベトナム侵略戦争の泥沼化のなかでアメリカが、

危機を乗りきるための政策が、かえつてその危機を激化したといふことは実に皮肉な話であるが、しかしそのことは、佐藤政府の沖繩政策がアメリカ帝国主義による分離支配の破綻を根底から切開するたためのもではなく、基地維持のためにアメリカ帝国主義の破綻を押さえこもうとするものであつたといふことから、必然的に生じたものだといふほかはないのである。

では、いかなる意味において、沖繩は安保同盟政策の矛盾の集中点と化してしまつたといえるのか。

第一に、沖繩県民がとくに一月決戦以降、日本帝国主義の沖繩政策に対する島ぐるみの抵抗にたちあがり、本土における安保粉砕・日帝打倒闘争との革命的合流を開始してしまつたといふことである。このことは、沖繩県民が従来の既成左翼の復帰運動路線を乗りこえつつあることの証左である。既成左翼の「即時無条件全面返還」路線とは、「復帰」のための合法主義的・議会主義的カンパニアを目的とし、そこに「安保や基地の問題を持ちこむ」ことは「復帰運動の幅をせまくする」として、安保や基地との根底的対決を回避しつづけてきた路線である。だが、佐藤政府の「施政権返還」というベテンの政策が基地沖繩の現実をなんら変革するものではないことがあまりにも明白となつてしまつたために、また、本土における革命的左翼の闘いの路線とその質が沖繩県民にとらえかえされ、それが沖繩県民のなかに内在化し、ついに沖繩における革命的左翼の隊列が登場してきたがために、今日では、基地撤去・安保粉砕を本土復帰と不可分のものとして闘いとうろろとする、いわゆる反戦復

カ帝国主義のアジア支配が予期以上に深刻な危機に追いこまれてきたこと、しかもそうしたアジアに日本帝国主義が経済侵略をいっそう増大させなければならなくなつたことなどから、七〇年を期とした日米安保同盟の飛躍的拡充が必要となつてきたうえに、それに關する布石を打ち始めるやいなや、六七年一〇・八羽田以来、反戦反安保闘争が連続的に爆発していったために、七〇年乗りきりが極度に困難化するにいたつたといふことである。

かくて、「沖繩施政権返還」は、右の防衛的対応にとどまらず、さらに、日米安保条約の実質的大改定、日米共同声明に対する国民的支持をとりつけるための、国民的合意の積極的政策としての役割をも付与されていったのだ。佐藤政府は「日本国民の戦後の悲願」を解決する先頭に自己が立つのだといふ形をとることによつて、本土における七〇年安保闘争をそらし、ないしはそれを自己の手のうちに吸収しつづつ、七〇年代のアジア侵略のための国民的合意と、それにもとづく階級平和を実現しようとする企図したのであつた。六八年末から六九年一月まで、佐藤政府が、騒乱罪と破防法を発動し、大学立法を強行制定し、警察非常体制を実施して「過激派」の系統的・組織的壊滅をはかる一方で、「沖繩施政権返還」「核ぬき本土なみの実現」についての気狂いじみたキャンペーンを張りめぐらしていったことは、いかに佐藤政府が、その沖繩政策のもとへの日本の民衆の結集と、それによる七〇年乗りきりに賭けていたかを示すものである。

だがしかし、こうした日本帝国主義の企図は成功しただろうか。いな！それは決定的に破綻し、いっそう深刻な、如何ともしがたない危機を招来してしまつた。それによつて、沖繩は、いまや、ますます

第二に、それにもかかわらず、日本帝国主義とアメリカ帝国主義は、「七二年返還」という、日米共同声明によつて自己が敷いてしまつたレールの上を突っ走ることによつて、県民の抵抗をいっそう燃えさせたせないわけにはいかないといふことだ。沖繩を、アジア支配体制と日米安保同盟のカナメたらしめておくといふことをやめることができただけでなく、その破綻を繕うために「返還」を準備し、その過程の反動的展開によつて、県民との対立をますます非和解的なものとしていかにざるをえないのである。

第三に、この過程は、アジアにおける帝国主義支配体制の危機がいつそう増すことによつて、ますます厳しいものとなるといふことだ。ベトナム・インドシナ戦争の泥沼化も、朝鮮危機のたかまりも、いっそう基地沖繩の軍事的価値を浮かびあがらせ、沖繩基地の機能の増強を必要とさせる。したがつて、日米帝国主義者は沖繩・本土の闘いの発展を防止したいとの政治的配慮から、「返還」準備過程を柔軟な、より選択的なものとしていくことは許されないのであり、また仮りにそういう素振りを見せねばならないような力関係に追いこまれることがあつたとしても、長い眼でみれば、結局、B52駐留はもちろん、核配備の必要性すら増さぬわけにはいかない。

かくて、沖繩は、ますますアジア危機を日米安保同盟と日本帝国主義の危機に連鎖する環となっていくかざるをえないのである。

第四に、しかも日本帝国主義は、こうした沖繩問題を自己の内政の合意の政策とすることによって、そして日米共同声明をだすことによつて、もはや今日、沖繩問題は日本帝国主義の内政問題と化しているのだが、「七二年返還」準備過程の展開は、そのことをいっそう決定的な、不可逆のものとしていくのである。沖繩がアメリカ帝国主義の独裁支配に委ねられた「外国」だという時代はもう過去のものとなった。日本帝国主義が沖繩の治安維持と基地防衛の責任を引き受けるということは、とりもなおさず、沖繩というダイナマイトの破壊力を日本帝国主義が直接的にかぶつてしまうということである。

したがって、「七二年返還」が失敗した場合には、それがアジア支配体制と安保と日本帝国主義のうえに与える打撃は致命的である。また万一、それが佐藤政府の思惑どおり仕上げられるということがあった場合でさえ、日本帝国主義が沖繩の破壊力に脅かされ続ける時代への突入ということには変わりはないのである。

こうして、いかなる意味でも、沖繩が日本帝国主義とその日米安保同盟政策の矛盾の集中点であることは避けられない。この重圧のもとで「七二年返還」準備過程は、反動的なうえにもいっそう反動的なものとなり、凶暴なうえにもさらに凶暴なものとなつて、沖繩県民のうえに（そして本土民衆のうえに）襲いかかってくるのである。

すではじまった軍労働者に対する大量解雇の攻撃は、その重大

らないのである。アメリカ帝国主義の沖繩支配の最高責任者ランポート高等弁務官が昨年二月一〇日、アメリカ上院の歳出委員会に呼びだされて「沖繩施政権返還はいかなる意味でもアメリカが沖繩の基地を放棄することを意味しない。基地機能の維持には沖繩の労働者の協力と住民全体が米軍基地の存在を快く受け入れることが不可欠だ」と証言したことは、全軍労働者に対する米軍の攻撃の企図をよく裏書きしている。

だがもちろん、問題は全軍労働者にとどまらない。沖繩教職員会に対して、選挙制の教育委員会を「本土土なみの」任命制に切りかえ、勤務評定をも実施していく攻撃が迫っている。全軍労働者につづく教職員会の決起は、全軍労働者が体得しつつある高い質を全島的爆発のなかにさらに押しひろげていくものとならずにはおかぬだろう。

また、日米協議委員会のもとでの準備委員会の設置は、県民の生活と権利を多岐にわたって踏みこむ攻撃をもたらすだろう。米軍の道路使用上の特権の容認、基地の機密保障、米企業の既得権の保障（自由投資、課税免除、借地権、本国送金の自由等）をはじめ、ドルから円への切りかえにともなう物価上昇、増税、さらにはドル通貨と「米政府保有資産」（電力施設、水道、医療機関、運輸・通信施設、琉球銀行等）の買ひとり問題、そして法体系と行政・司法等諸機構の再編にともなう数かずの反動的攻撃が打ちだされようとしている。

こうした「返還」準備過程の反動的展開の頂点に立つのがB52と核の問題である。アメリカ帝国主義は「B52つき返還か、さもなければ返還そのものの延期か」を迫ろうとしており、いずれにせよB

な嚆矢をなすものである。これは佐藤政府のいうように「基地の縮小」を意味するものではない。反対に、沖繩の基地は拡充される一方である。嘉手納基地では兵舎増築や滑走路強化がすすみ、読谷には空軍弾薬庫が、辺野古には海軍弾薬庫がそれぞれ新設され、本島中部の牧港は大軍港につくりかえられようとしている。超大型輸送機C5Aギャラクシーの配備も決まり、さらにベトナムから撤退してきた第三海兵師団は再駐留し、必要とあらばベトナムをはじめアジアのいかなる地域にも出撃できる「緊急派遣部隊」として再編強化されつつある。

ドル防衛の見地から在外米軍の整理再編が始まっていることは事実だが、こと沖繩に関しては、他のアジア地域での米軍の一定の整理にともなつて、カナメ石としての沖繩の役割はいっそうたかまり、その基地はますます増強され高度化していくのである。にもかかわらず、そこにおける独裁的支配権を失う（ないしは低下させる）ことを予期せざるをえなくなったアメリカ帝国主義は、だからこそ、沖繩県民の闘争から基地を防衛する必要に迫られ、基地の重要部門から全軍労働者を極力追放し、あわせて全軍労働者を骨抜きにしてしまうことを企図して、大量解雇の攻撃にでたきたもの、といわなければならない。だから、この全軍労働者の首切り粉砕闘争は、軍労働者の生活権を防衛する闘いであるのみならず、基地撤去を闘いつていくための決定的な突破口をなす闘いである。基地を生産点とする軍労働者こそ、あくまで基地に踏みとどまることによつて、基地撤去「基地奪還」の指導的勢力とならねばならないのであり、したがって、この闘いは、沖繩奪還、安保粉砕・日帝打倒をめざす沖繩・本土の労働者階級人民自身の死活にかかわる闘いとされなければならない。

52撤去問題が日米沖繩返還協定の策定と国会採択の前提として焦点化することは必至である。

このことは、ベトナム・インドシナ戦争と朝鮮危機の帰趨によつて大きく左右されよう。核問題もしかりである。メーヌBは撤去されても、B52搭載核（核搭載機H型がグアム島から飛来しているといわれる）やF105戦闘爆撃機の戦術核、あるいはポラリス原潜寄港などの形をとつて、核問題はたえず尾を引き、再燃をくりかえしていくことは避けがたいであろう。県民の実に七八%がB52や核に反対しているという事実は、こうした問題に対する県民のすざまじい抵抗のエネルギーの存在を示すものである。

以上の検討をとおして、われわれが明確にしなければならぬことは、第一に、すでに指摘したように、沖繩問題が日米安保同盟政策の矛盾の集中点と化しているからこそ、「七二年沖繩返還」をテコとする日本帝国主義の沖繩政策の成否に、日米共同声明の成否の全展望がかかっているという、この認識である。七〇年代における日本帝国主義とその安保同盟政策、ならびにアジアにおける帝国主義支配体制の危機と没落の様相は、この「七二年沖繩返還」をめぐる彼我の攻防の如何によつて決定的に左右されることとなる。

第二に、しかもその沖繩政策とそれを柱とする日米共同声明は、宣言されてからまだ幾日も経てはならず、ようやくその実施にむかつて動きだしたにすぎないものであり、日米帝国主義者にとつては、それはまだ「絵にかいたモチ」ともいふべき次元に基本的にはとどまっています。すべては今後において決せられるものだ、という点である。つまり、われわれは、日米共同声明が宣言せられ、その実施の過程が始まったからといって、それが既定の動かしがたいも

のとなつたなどは断じて受けとってはならないのである。今後二年間の闘いによって、われわれは日米共同声明とその主軸たる佐藤政府の沖繩政策を決定的な破産に追いこみ、それによって日本帝国主義の存立の危機をいよいよもって激成させていくことができるのであり、またそここそ、日本帝国主義のアジア侵略の危機を内乱に転化させ、安保粉砕・日帝打倒を真に闘いとしていく展望が現実的に切りひらかれていくのである。

第三に、しかも、こうした闘いを七二年にむかつて押しひらいていくことはまったく可能だということである。その動力こそ沖繩奪還闘争の徹底的展開だ。一般的には、日本帝国主義の危機の客観的深化の過程そのものと、それに対応した一月決戦の地平によって七二年にいたる闘いの保障は与えられているのであるけれども、具体的には、そのうえにたつた沖繩奪還闘争の現実的展開にこそ、七二年にいたる闘争の勝利的爆発の水路はある。

沖繩奪還という路線にたいして「それは佐藤の返還に屈服し日本帝国主義を助けるものだ」とか「沖繩解放をぬきにした改良主義である」とか「どこからどこへの奪還なのか」といった「批判」を提出している諸君が少なくない。しかしそれらは、日本帝国主義の危機としてあらわれた沖繩問題の現実をつかむことができずに、ただ「奪還」という言語の国語的解釈にこだわったまま低水準の誤謬というほかはない。彼らの誤りは、佐藤政府の沖繩政策のなかに、ただただ日本帝国主義の「侵略」だけしか見出せず、ないしはそれを日本帝国主義の「強固さ」のあらわれだと誤解することによって、その侵略を道徳的・政治的に糾弾することにとどまっている点にある。

と、日米帝国主義の分離支配にたいして「沖繩の永久核基地化反対、本土復帰・基地撤去」を具体的に対置するものとして提起されたのだ。

佐藤政府が「七二年返還」に乗りだしたいまこそ、われわれは、沖繩の真の本土復帰が基地撤去・安保粉砕と不可分であることをさらに突きだして闘いかねばならない。沖繩県民のいわゆる反戦復帰の方向も、この沖繩奪還路線の正しさを明瞭に照らしてしている。県民の怒りのベネは、本土復帰に暗黒の変革を求めていた期待が佐藤政府によって裏切られたことに契機づけられている。また本土民衆も、日本の暗黒をもたらずアジア侵略が日本帝国主義の沖繩への補強的介入によつてもたらされようとしていることを次第にみぬきつつある。本土復帰要求に徹底的にかかわり、それに敵対する佐藤政府の沖繩政策と対決しつつ、「返還」準備過程の反動的展開を爆砕していくところにこそ、闘いの基軸はすえられねばならないのである。

しかるに、沖繩奪還を「批判」する諸君ほど、こうした復帰要求と「返還」準備過程への内在的かかわりを無視し、それを飛びこえて「沖繩解放」をもてあそんでいるが、それでは沖繩解放の道はひらかれないのである。しかも、安保粉砕・日帝打倒に尻ごみする人びとが「沖繩解放」をもちだすにいたっては、その「解放」の非現実性を問わなければならない。沖繩の圧制は、まさにアメリカ帝国主義のアジア支配体制とそれを前提とした日本帝国主義との安保同盟によつてもたらされているのであり、したがって、沖繩解放とは安保粉砕・日帝打倒をいって他にはありえないこと、つまり、日本革命の不可分の一環としてのみ沖繩解放がありうることは自明のこと

われわれは、日本帝国主義の沖繩政策にあらわれた露骨な侵略性のうちにによりもその深刻な矛盾をみなければならぬ。沖繩がアジア支配と日米安保同盟のカナメ石でありえたのは、アメリカ帝国主義による分離支配という異常な条件が確保されたからであったこと、しかし本土復帰を基底的要求とした県民の闘いによってそれが破綻した結果、日本帝国主義は破綻を押えるために介入せざるをえなくなり「施政権返還」によつて沖繩と本土の民衆の闘いをそらし、あるいは発散させようと企図したこと、つまり、分離支配によつて基地と安保を維持することが困難化したために、形式上の「返還」によつてそれを確保しようとしたこと、しかしこうしたペテン的な「基地維持のための返還」という乗りきり策動が、ぎゃくに、一月決戦を爆発させ、「七二年返還」準備過程を非和解的な闘争場裡としつつあることをつかまなければならぬ。

この過程を、さらに無慈悲な矛盾激突・闘争爆発の過程に転化してこそ、カナメ石はカナメ石として役立たなくなり、如何ともしがたい矛盾の爆発点と化していくのであり、またそここそ、日本帝国主義の沖繩政策を破産させ、日本帝国主義とその安保同盟政策の基礎を奪っていく道があるのだ。

それをなしうるものこそ、沖繩奪還の路線である。沖繩奪還とは、本土復帰にかけた要求が必らず、基地、安保同盟との激突をもたらずことをみぬき、本土復帰を沖繩の現実の根底的変革と不可分のものとして貫徹しようとする路線である。つまり、本土復帰の貫徹は、安保粉砕・日帝打倒の水路をなすことを認識し、安保粉砕・日帝打倒の立場から復帰要求を貫徹しようとする路線である。だからそれは、当初から、安保粉砕・日帝打倒戦略のも

となのだ。

われわれは、断固として安保粉砕・日帝打倒の旗のもと、その現実的階梯としての沖繩奪還の闘いを推進するであろう。そして、その七二年にいたる勝敗を決定するものこそ、四・二八から六月安保決戦への、七〇年闘争である。闘いは七二年にはなく、七〇年六月の如何によつて決せられていく。これが、沖繩問題の検討から導かれる第四の、そしてもっとも重要な結論である。

## おわりに

すでに紙数がつきってしまった。

ほんとうなら、この稿の一応の完結のためには、少なくとも、朝鮮危機と日本帝国主義との問題を論究しておくことが絶対に不可欠であった。実際、日本帝国主義の南朝鮮への侵略は、南朝鮮の矛盾と危機をますます激化させており、そのことが沖繩処理を当面の主軸とする日本帝国主義の侵略と反動をいっそう凶暴なものとさせ、その没落と破滅をいやがうえにも不可避化させてゆくのである。

そうした朝鮮問題の解明のほかにも、すでに日米共同声明が動きだすなかで新たに生起している諸問題への論及も残されている。戦後歴代の内閣にとつてタブーであった「国家目標」という言葉をついに口にして押しだされてきたイデオロギー攻勢と、議会内野党をなめきった首相・各閣僚の国会答弁、また自衛隊による在日米軍基地の「管理」によつて米軍の攻撃力を増大させつつ、第四次防衛計画の策定にむかおうとしている動き、さらには入管法再提出の企図（七〇年特別国会では一応見合わされたが）刑法改悪準備の進行、

等々。六七年一〇・八羽田から一月決戦にいたる闘いの総括にふまえて、大きく局面転換しつつあるこの七〇年初頭の政治過程を問題としなければならぬのである。だが、それらについては機会を改める以外にはない。

だがいずれにせよ、帝国主義段階としての二十世紀現代にもと普通通的に内在していた革命の現実性が、この日本の七〇年代闘争の展望のうちに、再び現実的に、徹底的に現実的に、よみがえりつつあることは、もはやあまりにも明白である。

羽田以来の反戦反安保闘争の連続的・爆発的發展のうえに闘いとられた一月決戦こそ、なによりも鮮やかに、かつ厳しく、そのことを突きだしたのであった。われわれは、安保粉砕・日帝打倒の大旗を公々然と押し立て、七〇年代闘争と日本革命を担いうる党としての資質をかけて日本帝国主義の暴圧を突破し、そして、日本階級闘争史上かつてなく高い、新しい地平を闘いこつた。

このわれわれの勝利に比較して、社共既成左翼の敗北は無惨きわまるものであった。かつてレーニンが、一九一四年の第一次世界大戦勃発に際し雪崩をうって勢力温存戦争協力社会排外主義に転向していった第二インターナショナルの諸党に対し「第二インターナショナルは死んだ」と宣言したのと同様、日本帝国主義のアジア侵略宣言日米共同声明に屈服し、十年間待ちつづけてきたはずの「七〇年国会」をすべし、政府自民党をして「これほど楽な国会はない」といわしめているような社共両党を、われわれが「社共両党は死んだ」と断罪する以外にならざるであらう。

七〇年六月安保決戦を一大突破点とする七〇年代闘争の推進力は、かかって革命的左翼の手中にある。

## 破防法研究

六号予告(五月二〇日刊)

### 転向強要と組織壊滅の試練

### 公判闘争における獲得目標について

### 共同討論「沖繩・現地」

司会 佐木隆三(作家)／仲吉良新(沖繩官公労委員長)／下地寛信(新聞記者)／  
太田隆一(全軍労牧港支部執行委員)／  
金城孝晴(沖繩県反戦) 保栄茂(広海)／(琉  
大全共闘)／喜久里明(沖繩県反戦高協)

### 第二次世界大戦と日米関係

### 支配の構造と崩壊の要因(二) 小長井良浩

### 反戦ページとの闘い

### 三菱電機・前原君不当解雇撤回闘争

### 破防法公判記録(三)

日本帝国主義の野望は決して成功しないであろう。日米共同声明は、それが宣言されるよりも早く、一月決戦によって破産を宣告され、そしてようやく一歩を踏み出すやいなや、たちまちそれは、全軍労と三里塚を両軸とする七〇年闘争のたかまりによって激撃されている。この闘いは、六月安保決戦にむかって、とどまることをしらぬ爆発の高揚に發展するであろう。われわれは必ずそれをやりとげ、七二年にむかって日米共同声明をコナゴナに打ちくだく展望を闘いこつていくであろう。

かくて、まさに、日本帝国主義の危機を内乱に転化する内乱的死闘としてひらかれゆく七〇年代闘争は、日本帝国主義の破壊と、その日本革命への転化を決定づけるであろう。それは、必ずアジア革命の大発展に連鎖し、アジアをして反帝国主義・反スターリン主義世界革命の根拠地たらしめ、またそれによってアメリカ革命の業火を噴出させる合図とならざるにはおかないであろう。そして、その狂乱怒濤の世界史的転換のうちに、ロシア革命によって切りひらかれた帝国主義から社会主義への世界史的過渡期としての現在、背教の圧制に墮したスターリン主義をも打ち砕いて自己を貫徹するであろう。

われわれは、この人間の人間の解放の大事業を、われわれの世代の生あるうちに必らずやりとげるといふ決意と、またそれが必らずやりとげうる時代であるとの確信をもって、その党のもとに、断固たる歩武を進めなければならない。

# 「自衛隊からの反戦アピール」

近日中発売  
B5判

小西元三曹



自衛隊の中で反戦活動を行ない、自衛隊法違反で起訴された小西元三曹の投げかけた疑問は、社会的に大きな反響を呼び起こした。とりわけ戦後の反戦活動のなかで、盲点となっていた反軍闘争のきっかけを作り出したという意味で、この事件のもつ意義は大きい。この小冊子は、この事件の全貌を明らかにするとともに、小西元三曹との対話を中心に、自衛隊内で発行された『アンチ安保』の1、3号の全文その他の資料をあわせて収録した。

## 社会新報

東京●三宅坂

東京都千代田区永田町一八八一  
電話(〇三)五八〇一一七一(代)  
振替口座・東京六八七七六番

# 歴史への証言

## 三里塚・現地

■三里塚芝山連合空港反対同盟 ■反戦・全学連現闘 ■三里塚闘争弁護団

新東京国際空港公団は、昨年二月一六日、三里塚空港設置に関する事業の認定を下し、一月にも第一期工事（四千メートル）敷地内の反対派の土地に、土地収用法にもとづく強制測量をかけ、収用委員会にゆだね、五月に土地の強制収用を行なうことを言明した。七一年四月に一番機を飛ばすという至上命令のために、なんとしても反対同盟の所有地をとりあげんとした政府・公団の攻撃に対して、反対同盟は二月二〇日、全国の闘う労働者、農民、学生、高校生、市民に「強制測量阻止」の闘争宣言を發した。

明けて一月七日、新年の闘う決意を固め、測量阻止の意志一致をかちとる「決戦討論集会」が千代田農協において宮野稔反対同盟事務局次長、小長井良浩三里塚闘争弁護団長を司会にして開かれた。以下の討論は当日の集会と現闘本部で収録したものである。この集会の後、一月一五日、三里塚第二公園において、反対同盟を先頭に全国から労働者八千名の決戦勝利の集会がもたれた。その結果、政府・公団は予定していた、強制測量を一ヶ月遅らせ二月一四日、強制測量を二月一九、二〇日に行なう旨通知した。

反対同盟は家族ぐるみの闘いを展開し、一九、二〇の両日、反対同盟の全子弟の同盟休校を貫徹し、少年行動隊を含む反対同盟、反戦、全学連、高校生三千名の力で三つの団結小屋（駒井野、天浪、木の根）を座り込みで防衛し、平和塔のある岩山地区、一坪所有地でも測量を阻止、ついに、今井空港公団総裁をして「妨害が強いので測量を断念し、航空写真で間にあわせる」（土地収用法三十七条の二）と言明させた。

この闘争の前日、三月一八日、反対同盟副委員長石橋政次氏は母屋を新築するための上棟式を行なった。石橋氏宅は二百五十メートル滑走路直下であり、この新築は政府・公団に対する公然たる挑戦であり、「自分の身体を新築の宅の柱に縛りつけても闘う」との石橋氏の決意は反対同盟の「空港実力阻止」の固い意志表示である。団結小屋を実力で防衛し、強制測量を阻止した反対同盟はますます意気軒昂、四千メートル滑走路の測量阻止、強制土地収用阻止にむかって、勝利の確信を深め、さらに態勢を強化している。

（編集部）



決戦討論集会（昭和45年1月7日 千代田農協）

小長井（三里塚闘争弁護団） 七〇年をむかえ、三里塚闘争も決戦をむかえる段階になりました。ずいぶん長い間、同盟の方々も私も互いに苦しみも、悩みも、喜びも分かち合いながら今日にいたったと思います。

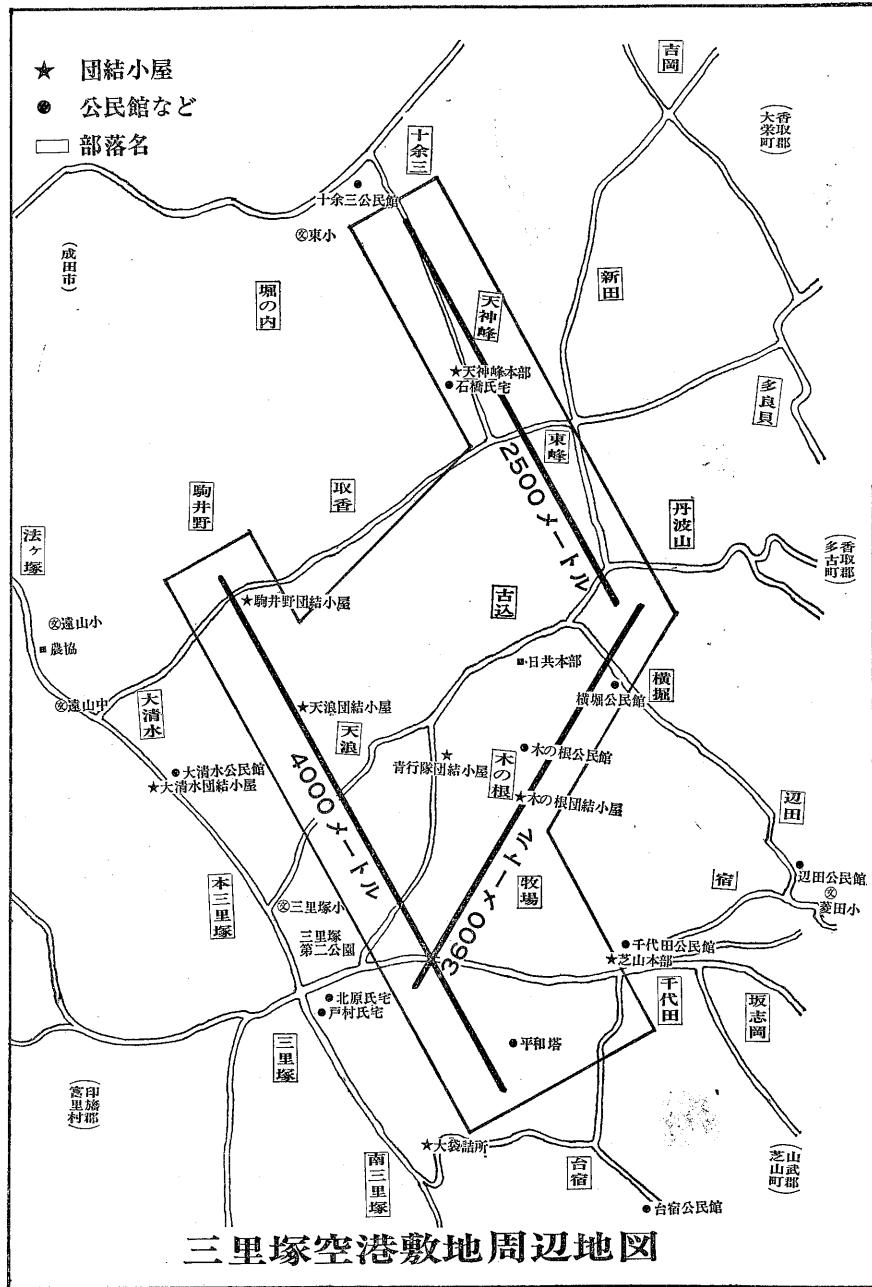
考えてみますと、反対同盟が結成された当時のメンバーも今ではずいぶん変わったわけですが、一つ一つ思いおこしてみると、本当によくもこれまで切り抜けてきたと思います。決戦の段階に入るという時点で、この集会をみんなでもつことができることは非常に意義深いことではないかと思えます。これから現地で一緒になってぶつかっていくわけですが、お互いどういふ決意でこれからのぞんでいくかということを真剣に語り合い、七〇年の決意を固めたいという気持ちでまいりました。

そこで、これまで成田の闘争をどうやってきりひらいてきたのかということを確認するとともに、今後も土地収用法ならぬ「土地収用法」を使った政府の方針に対する農民や労働者、学生、市民がどう闘っていくか、成田の闘争は貴重な経験を積み重ねていくわけでありますから、これをこの際、みんなで話をしたい。

富里空港案から三里塚空港案への変更は、突然の発表でした。

昭和四一年の「六月二二日、首相官邸で新東京国際空港問題についての佐藤首相と友納千葉県知事との会談にもつき、今後の方針を検討した結果、新空港建設計画を大幅に変更する案をまとめた。

その案によると、空港の面積をこれまで予定されていた約二二一〇ヘクタールから、半分以下の約一〇五六ヘクタールに縮少。その敷地には主として三里塚御料牧場（国有地）をあてるものである。このため、農家の立ちのき戸数は、これまで考えられていた千戸以上



から大幅に減って、二百五十戸程度になるとみられる。」(『朝日』四一年六月二三日)。

これに対して反対同盟の記事としては、「地元報告会は騒然」というのが六月二五日にありました。六月二八日には遠山中学校で空港反対同盟の結成大会が開かれたわけですが、まず最初にその辺の話をさせていただきませんか。

### 大荒れに荒れた空港建設説明会

石橋政次(反対同盟副委員長) その場にじかに触れたときの状況を申し上げますと、地元民に対する報告会が三里塚小学校で行なわれたわけです(四一年六月二五日)。空港敷地内の関係部落(天神峰、東峰、古込、木の根、取香等)の六名くらいの区長に対して藤倉成田市長の空港設置問題に対して説明会があるという通達があったわけです。われわれは敷地内に住居をもっている以上、これは区長だけの説明会だけでうまくやられてしまったのでは困るというので、関心をもっていたものは全部つめかけたわけです。

藤倉市長から閣議で内定した御料牧場を含む三里塚を中心とした遠山地域に、大体千六十町歩の国際空港ができるというような、まったく漠然とした説明がありました。これに対して、机の上から怒号がとどろくというまっぴら騒然とした中で、「事後の説明は大野助役にまかせる」ということで、藤倉市長はその場を立ち去ろうとしたわけです。われわれはこれに対して、「これだけの重要問題を助役に説明させて市長が引き上げるとはもってのほかだ」ということで、再三、市長と廊下で押し問答したんですが、当日、友納千葉県

知事が成田の市役所にきておって、その後の説明の経過を県知事に報告するために市長は引きあげた。

このことがございまして、われわれのほうからも、大清水の4日クラブの方が翌日すぐに市長室へ抗議にでかけたわけです。このときは神崎英一さんが大清水の代表者として、天神峰から小川多吉さんが代表で、私を含めて七、八名行ったと思います。「きのうの説明会は何だ、これだけの重要問題を一区長を呼んで三〇分や四〇分の説明会で決めるということではもってのほかである」という抗議をしたわけです。私は今も記憶しておりますが、このときに神崎英一さんが市長に対して、「あなた方、『国策だからやむを得ない、協力してくれ』といわれるけれども、われわれは生活をここで投げ捨ててまでも国際空港の誘致には絶対納得できない」。成田の市長は現在医者を開業しているんだけど、「あなたの聴診器をおれに貸してくれ」といったわけです。そうすると、市長が「聴診器を貸してくれ」という内実はどういうことであるか」というから、神崎さんが奮然として「医者なるものが聴診器をはなして医者業を営むことができない」とはっきりいっているわけです。われわれ農民が農地を奪われた場合に、今後の生活がなされるのか、市長は農民が農地を取りあげられることを、今後の生活がますますよくなると思っているが、絶対そういうことはありうることじゃないんだ。ここで市長はわれわれ成田農民を、三里塚農民を救出するためにも、毅然とした態度で空港問題を考えたいと追求したわけです。

それから数日たちまして、第一回目の説明会の日(四一年六月三〇日)、当日の状況を話し合おうということで、自由参加で会合をも



ったんですが、木の根公民館がいっぱいになりました、そこでのいろいろ討論されました、空港問題を再度成田市長につきつけたわけです。そうして第二回目の説明会が成田市役所の会議室でありまして、第一回目の説明会よりもやや拡大したところの区長を召集したわけですが、これにもわれわれは参加しようというところで成田に行ったんです、正式に招請状をだした人以外は入ってはいけないということで、われわれは会場に入ることを禁じられましたが、その後、区長の話聞いたところ、第一回の説明内容と何ら変っていません。

三年有半たった今日まで、空港敷地内に住居を持っているわれわれや、その周辺に住居をもっている騒音地帯の人々にしても、空港そのものがどういう役割の上に、どういう経過をたどってここに決定されたかということも知らないので現状です。当初は、二百五十所帯ないしは二百六十所帯の農家の移転だけですむというような発表でしたけれども、それがうなぎのぼりに上昇して、現在では四百戸近くが移転農家とされています。つい最近の新聞の発表をみても、千六十町歩の空港敷地内だけでなく、今度は敷地の面積とほぼ同じ千二十町歩が騒音地帯として、買収されるということが発表されておりま。

われわれは当初、新聞等をみまして、何度も県や公団に抗議したわけですが、当初の説明会においては、今後の発達した航空機の騒音その他の問題は絶対にありえないというような説明もしておりまして、そのことをまっこうから信用して、現在条件派になった人が多いと思います。われわれに配布された公団のパンフレットを見て、大きい飛行機が上空を飛んでいるにもかかわらず、牛が昼寝を

### 嵐をついて反対同盟結成さる

小長井 当時の新聞の記事をみますと、「六月二十八日午後『三里塚新空港反対総決起大会』が開かれたが、台風余波の強い、風雨をついて約七百名が詰めかけ、会場は熱気でいっぱいだった。神崎謙三さん(古込区)ら三人を議長に選んで議事にはいったが、大会準備委員長の戸村一作さんや木の根区長岩沢和己さんら役員が次々に『政府や県、市のやり方は一方的だ。地元民をあまくみている』などと絶対反対の理由を語気強く訴えて拍手を受けた」(『朝日』六月二十九日)とあるわけですが、当時の状況を振り返って、この人たちは今どういうふうになっているのか、あるいはどういう経過で反対同盟がつけられてきたのかを明らかにしておいていただきたいのですが。

戸村一作(反対同盟委員長) ちょうど嵐のときでしたが、七百名というのには少なく、一千名以上が集まって語気強く「空港は完全にできないんだ」と、みんな確約した。なぜならその日千六百六十ヘクタールの空港用地の人たちが全部集まっていた。これは、われわれは黙って空港問題に勝利したと、私たちはお互いに堅い握手をもって政府に言ったわけなんです。

ところが神崎さん、岩沢さん、それから事務局長がまっさきに落ちていった。これは米津さんといって沖繩部落の人で、私と身内でもあって、食事をともにして、声をからして毎日のように宣伝カーで廻って、そして私のがどの薬を飲ませながらのどをからして宣伝していたのが、ペコリとおじぎをしてみました。

しているとか、馬がおとなしく遊んでいるとか、鶏の卵の産卵率は上昇しているというような、甘い宣伝を今の条件派に走った人がまったく本心から信用してかかった……。当時の県の空港調査室から派遣された人の説明が録音にとつてありますが、これを聞きますと、当時は条件に走らざるをえないような説明の内容もあります。というのは、明治初期に建てた家屋も現在の立派な建物を新たに建ててやる。植木一本が枯れた場合にも代償を支払う。移転する場合の家畜その他の生産能力が落ちた場合も、それに準じて補償する。しかも耕地は一・五倍、もし一・五倍でも足りなかった場合は長期借金の制度をもうけて、耕地を拡げたいものは無尽蔵に拡げられるというような説明があったわけです。そうして、徐々に条件派がこちらでもこちらでも会合をもつということになったんです。

しかし、われわれは当初からむこうの甘い宣伝のペースにのせられるのではないかと思ひ、今までも県や市の甘い農業政策にのせられまして、もうこりこりなことも何回か経験しておりますので、国際空港そのものも慎重に考える必要があるということで、条件派その他のものは公団や県の招待によって、軍事空港や民間空港の視察をしていったんですが、われわれは自費で大阪ないしは横田、百里基地というところをみまして、騒音の問題、空港ができた後の地域の開発等を勉強したんですが、国際空港または軍事基地の周辺で発展しているところは今もってどこにもみあたらないのが実状です。われわれとしても、この問題を重要視して、公害の問題等で悩まされていくことを聞きまして、絶対にこれは反対せざるをえないということに踏み切って、三年半にわたって反対してきたわけです。

そういう中で、「お前もか、お前もか、お前もか」ということで、次々、次々に脱落してしまつた。これはやっぱり公団、政府当局の手がまわって、ある者には料亭につれていってごちそうをやる、ある者については恫喝を加える。いろいろ親戚、縁者を使って脱落させるといふ経過をたどつた。とにかく千六百六十ヘクタールのそのほとんどの顔がそこに集まつたということを知っておいていただきたい。それが一ヶ月、二ヶ月、三ヶ月たつうちに、どんどん、どんどん脱落した。私らが県庁の知事のところへ抗議に行つたときに(六月二十九日)、涙を流して、「知事、おれは死んでも土地を売らないぞ」といってがんばつた木の根の一人婦人がコロリと脱落した。木の根はもっとも強かつたのに。小川明治さんも非常にがっかりした。そういう中で、私たちは少数の民として残されたものがここで闘っているというわけです。

### むしろ旗で県庁・市役所を取り囲め!

小長井 反対同盟ができてから、最初に取り組んだ運動は、どういうことになりますか。そのときの話を一つして下さい。

宮本幸江(婦人行動隊) 県庁に抗議に行つたのは七月四日じゃないですか。全員に面会することはできないから、七〇人くらいにしぼって入ってくれといわれて、私たちが入ったわけです。そのときに私が、「知事さん、今日は知事さんと喧嘩をしにきたんではなくて、私たちの県知事さんなら県民の必死なこの気持を知ってもらいたい。どうしても私たちのところに空港をもつてくるという無茶なことをやらないでくれ。われわれ反対同盟を甘くみないでくれ。」と

頼んだわけですよ。その帰りに成田市の農業会にバス二台で行ったわけです。そのときには神崎武男さんもわりかし大たんかを切っていたわけですよ。天浪地区の人が入ってきたとたん二階が抜けそうな騒ぎだったんですよ。

そして、同じ四日には成田の市役所へ行って抗議したわけですよ。そのときに空港計画が閣議決定したんですよ。それで、市会議員がみんな賛成か反対かの投票をして、賛成が五人位で、あとみんな反対だったんですね。そのときも私たちが大騒ぎして、「賛成の票を入れたら承知しない」といって、あのとき今賛成に入れた人たちも反対に入れて、本当に真剣でした。

あの当時、もっとも立ち上りの早かったのは木の根なんですよ。六月の二十五日、藤倉市長との公聴会ときにはトラックの横に「絶対反対」という大断幕を書いて、ハチマキをして、やってきたんです。私たちがまだスカートはいてかっぱを着ていったときに、県有林と御料牧場の間にあって、木の根がつぶれたら一本滑走路ができちゃうというわけで、立ちあがりがあったんですね。ところがいちばん早くおりましたたけれども。

### 条件派と農民の資質

小長井 木の根の人たちがいちばん早くおりましたというのとはどういうわけでしょう。

宮本 天神峯地区よりも戦後開拓をして農民になって根が浅かったということじゃないですか。兼業農家が多くて、岩沢和己さんも兼業農家で、勤めにいっても毎日毎日、夜も毎晩毎晩集会で、結局、

して借金を重ねて、競輪、競馬にこる、そうして銀行が金を貸すといえ、ほとんど農地を担保にして金を借りる。そういうところに人間の大きな根が木の根にでってしまったということがいえる。そこに私はそういう人たちをわれわれの中に包容できなかったという反対同盟の連帯感としての、共同体としての責任はありますが、これはどうも現時点においても人間の問題にかかってくる。

### みだれ飛ぶ札束——公団と同盟の死闘

小長井 当時反対同盟としては、どういうことをすれば空港がつぶれるのか、何をしなければならぬと考えてきたのか、反対同盟の当時の行動ですね。

石橋 われわれはやっぱり組織強化だということで、当時はまだ条件派の一部でしたから、今、戸村さんから木の根の脱落者の説明がありました、開拓農家だから早く落ちたというようなことばかりではなくて、取香、駒井野という二百年、三百年の伝統的な農家が、その後崩れていったということもありまして、われわれ交互に交流を深める意味で、これは一人残らず反対をしていけば空港はできないのだということで、自分の部落だけの会合でなく、隣の部落、その隣の部落に行くということ、ほとんど会合をもっていったわけですよ。その時点では、ほぼ一体となった反対闘争をしていたわけですよ。

取香の場合、あそこは二百年以上の農家で、これは成田市でも有数の農家が相当ありまして、財政上も相当豊かなところであったわけで、当時、区の御神木を二百十五万ですか、反対闘争資金として

動めにいくことができなくなって、経済的に家の中がめちめちやになつたらしいです。それがやっぱりいちばんの原因らしいです。結局、奥さんがうちをでるの、なんのということ、旦那さんが毎日動めにいって、また同盟の集会にもでなければみんなにいわれる、自分がリーダーになってやっていったから、やり切れないで、それがいちばんの原因じゃないですか。

戸村 木の根の脱落ということ、これはいちばんの代表的な一つの例としては、木の根に一人の人がいまして、この人は最初から条件派だったんです。これは賭博、競輪、競馬にこった人です。やっぱり一町何反という代替地の配分をうけた。それを一反歩切り売り、二反歩切り売り、ほうぼうに借金をだらけ。そういう人がまず「おれは、当時マッカーサーの農地解放によって一反歩ピース一個くらいで払い下げ受けたんだから、二十三年間の開拓農民の恩給と思えばいい、一反歩百四十万は、これはいい相場だ」というような見解のもとに銀行から金を借り、それで乗用車を買った。その人の例はいちばん代表的なもので、三ヶ月も四ヶ月も家に帰らない。妾をもつて借りた金で遊んでいる。奥さんがとしごの子供をかかえて、畑は草がぼうぼう。奥さんはガス栓を開いて自殺をはかったという一例があるわけです。どうして脱落していったかという、やっぱり人間の問題にかかわる問題です。何か百姓をやる精農家とか篤農家としての人間を欠いている性格をもっていたということをお私がかねがねみていた。そういうところに開拓農民木の根が脱落していった大きな原因がある。

ところが小川明治さん、二十三年粒々辛苦、本当に篤農家、精農家としての開拓魂をもっている人間と、はじめから農地を切り売り買却しまして、この資金をもとに、反対闘争を強めていくんだというような強力な部落であったんですが、われわれ反対同盟がそうした会合をもつて交流を深めて、今後反対をしていこうというような説得をしているうちに、公団のほうでは反対多数の議決をおきながら、一週間のうちに市議会の全員が条件に廻るというような事態もおきまして、このことは相当その当時反対をしていた人のうえにショックだったんじゃないかと思えます。この場合、大分いろいろな問題ができて、成田市議会議員に対して公団から三十万の金でたというふうなことで、われわれは翌日遠山から選出されている市議会議員のところ、個々に訪問しまして強く抗議しましたところ、一人の市議会議員から、「たしかに公団からもらった、もらって条件派になった」ということを暴露したわけです。こうした中で公団がわれわれの説得に對抗して金によって各部落の有力者を買収したり、ある人に対しては県知事からじかに呼びだしがあって、大分もてなしを受けていたというようなことが相当効いているんじゃないかと思う。

一にも二にも条件派に依拠していったというのは、新幹線で大阪に招待されたとか、今度はどここの料亭で一杯やったとか、芝山の町議会も大分その後「金田屋会談」が表面化しまして大きな騒ぎになったことありましたが、われわれがやっぱり組織がためをする裏側に、公団が金によって各部落の有力者を条件派に入れて、これから徐々に手を伸ばしたというのが、今の条件派につながるすいちばん大きい結果になったんじゃないかと思っております。

内田寛一(反対同盟行動隊長) 今、問題になっていることは、反対同盟結成後、どうすれば勝てると思ったか、当面の問題として何が取

り組まれたかということであつたと思う。したがって、今、石橋さんがいわれたことは、組織をかためていく、勿論、それは前提でした。しかし私たちはあくまでも、いわゆる関係官庁、上部の機関にわれわれの気持ち伝えて、この空港建設を撤回してもらいたいということを含めて、闘いをやってきたわけです。したがって、いつも事務局長がいわれますように、二十八回にわたる静かな抗議はやってまいったと、こういうことで現在の段階では実力闘争以外には何もものないんだという、こういう形に変わってきた……。

一坪登記で公園を苦境におとしこめ!

小長井 全体の流れとして、そういうふうに進んできたわけですが、同盟がこういう立場をかためるまでには山も谷もあつたと思うんですね。どういうふうにしたらこの空港闘争を勝てるかということにみんなの意志をかためていくには、今までどういうことをやってこの地点にきたかということをお互いにはっきりさせないと、お互いに確信がもてないと思うんです。その辺のことに関して……。

菅沢専二 反対同盟が結成されて、ちょっと期間がたつて、この二階で二・三のものど討議したんです。「いずれにしても用地内にわれわれ芝山の人は土地をもっていないんだ。それじゃどうしたらわれわれも土地をもつことができるんだ」と、社会党の人たちに聞いたら、一坪共有地運動を押し進める以外にないだろうということ、芝山の木内武さんが委員長になって、じゃ一つわれわれでやってみようという考えで、八月(四一年)から二月まで五十七個所一週間につき大体二個所くらいずつ夜といわず昼といわず取り組ん



大橋運輸相来成阻止闘争(京成成田駅)

認可の取り消しの訴訟をだして、東京に事件をもつていって、法廷の場を活用しながら問題を全国的なものにしていくことが弁護団としてもっともやることじゃないかと、社会党の国会議員とも話をしたこともあつたと思います。

宮本 私たちは市役所の表だけかこんでいて、裏口から入れちゃったわけですね。それでも一応、京成駅構内でもみ合いは効果あつたですね。大橋さんがもう一〇分たてば帰らざるを得ないところまでやったんですから。あるとき市役所の前にいないで、今思えば、みんなして京

成田の駅頭にきましたね。そこで大橋運輸大臣をかこんでもんじやつたということが、反対同盟を変える一つの大きな行動を前進させたきっかけになったと思うんですが、そのへんについてどなたか話をしてみてくれませんか。行っていた人は大勢いたと思います

できた。土地の提供者があるときには買う人が少なかつたり、買う人ができたときには土地の提供者が少なかつたり、いろいろな難関がでてきたわけなんです。それでも一応やれるだけやってみようということ、そうすれば騒音地帯のものも用地内に土地をもつことができる。そうすればまた闘いも強固になるという目的で、一生懸命、一二月二十八日までやりましたが、それと同時に芝山の町会議員のコール運動が始まって、われわれもそれに労力を集中しちやつたわけです。それで一応一坪共有地運動を打ち切るということで、昨年の一〇月七日、国会議員五十三名の登記をやるまで中断していたんですが、一坪共有地運動も一応反対同盟を強める重要な原動力になつたんじゃないかと思っています。

農民の力を思い知れ! 大橋を成田からたたきだせ!

小長井 四一年には八月一五日に県庁に行つたり、八月二四日に菅林署に抗議に行つたり、八月三一日には運輸省に大勢で押しかけたりましたね。一〇月三日に野球場で雨降る中で大会やったでしょう。そのときはなんとか空港問題を中央にあげて、全国に広めようということ、非常に努力しておつたと思うんです。

一方、その年の暮れには芝山の町議会、いったん反対決議しながら、白紙撤回するというようなことが起こつてきまして、あの当時としてはまだまだ問題が富里のときよりも、まだ三里塚・成田規模といえますか、地方的な問題にすぎなかつたという感じを弁護団ももっておりまして、そのためにその翌年の四月二三日、空港の工事

成田へ行くべきでしたね。

葉山岳夫(三里塚闘争弁護団) 私、そのときに大橋運輸大臣の来成を阻止するという行動がありそうなんです、弁護団としてきてくれというので、朝、上野駅から京成電車に乗つたんですが、途中で、すじ向いの座席に友納知事が座っているのに気がついたので。

成田駅で降りてしばらくして、これはどういうことになつているかと思つたんですが、反対同盟のみなさんどうも、駅の構内に入ってくるのが非常に遅いので、「構内に入ったほうがよらしいんじゃないでしょうか」というふうに言ったわけなんです(笑)。そのときに、駅の改札口の広場におられた反対同盟の方が入つてこられて、狭い通路のプラットホーム側にすつと進出して、待ちかまえていたところへ、小柄な大橋運輸大臣が降りてきた。大橋運輸大臣としては、これはやうやうやくここで歓迎されるんじゃないかなろうかと思つていたので、いきなり「大橋運輸大臣帰れ! 空港絶対反対!」というシュプレヒコールがはじまって、取りかこまれて、もみくちゃにされちやうというので、非常に顔がこわはつた。もつとも私はうしろからみていたのですが、大橋運輸大臣は、一瞬ドキッとしまして、必死になってそこを逃げだそうとする。ワッショイ、ワッショイという中で、成田の駅長室に入り込むのがやつという状況でしたね。

あとで伝え聞いたところによると、大橋運輸大臣は「もうこの騒ぎではとても市役所に入れませんから、私はここで帰りましようか」という話でたらしいんですが、そこを必死になって友納知事と、当時の成田署長の飯高春吉が「何とかしますから」ということで、機動隊を増強して、かこみをやつとの思いで突破して、市役所

の裏口から入ったという状況であったようで、非常に果敢な生き生きとした闘争であった。

あのへんで一挙に、『朝日』とか『毎日』の社会面のトップに成田空港の問題がおどりであるという状況になって、全国的に有名にした実力闘争としては第一歩だと思つてます。

内田 今、葉山先生がいわれましたように、実は私たちが市役所にくるといふことだったのですから、当時、反対同盟はちょっと声をかけただけで千名くらい集まるというところで、どうしても市役所に入ることは阻止しよう、成田へはよこすまいということで、柳岡参議院議員が、「これは絶対にホームで市役所にくるのを阻止する以外にないんだ」「阻止しろ」ということで、二手にわかれ大多数は、成田に行こうということ、そろそろ成田駅に向つて、入場券を買つて中に入ったんです。駅長は「入場券、切符を持たない人はでてくれ」と言う。しかし私たちは入場券を持っているから文句はないということ、ピケをはったわけです。

そこで大橋運輸大臣が間もなく到着するというところで、シユプレヒコールの音頭を私がつつて、改築されつつあるホームに四列に並んで機動隊と対峙しておつたわけです。われわれのシユプレヒコールと機動隊の「ここから立ち去れ」という警告との応酬が何分か続いているうちに、電車が到着した。私たちのほうでは景気づけまして、「大橋帰れ!」「空港反対!」のシユプレヒコールをととなえながら、まともなつてきたわけですね。その間何べんか機動隊と押しあいはやりました。しかし、闘う意欲がいっぱいだったものですから、機動隊よりもわしらのほうが強かった。そういう形で繰り返しているときに、機動隊がものすごく押ししてきたわけです。そのとき

えは勝てるという信念をみんなもつたわけです。

それがクイ打ちの場面にも、この農協の二階には伝令から日直から常時十何人かを泊めておいて、もし向こうからくるというような通報があるとすれば直ちに動員して、追い返してしまえという、気運を盛り上げていることは事実ですし、あのとき勝つたということは、かなりの自信を深めたことはいえると思うんですよ。

小長井 そうすると、やはり大橋運輸大臣の実力阻止闘争が、あとの一〇月一〇日のクイ打ちに対する闘争に大きな教訓を与えてきたということはいえるわけですね。

内田 そうです。クイ打ちの通報があったときに、各部落に伝令をばして「断固としてクイ打ちを阻止しよう」ということで、文字どおり肉弾でもって闘い、負傷者もでしたが、空港敷地内の基石となるべきところかなりのクイを打たなければならなかったのを三本でくいとめた。それ以後は彼らは手をだすこともできない。そこで打たれたことは認めましたが、最も短い期間のうちに……。

小長井 一二日に抜いちゃいましたね。  
内田 やられた後は報復手段として、「とっばらっちゃえ!」というところで、その間には何べんかそこへ行つて棒でつついてみたり、けつてみたりしたようです。

そういうふうは何べんも勝ち職をやつてきたんですが、まさに今度はわれわれの所有地にかけて強制収用、その前段としての強制測量がくるということですが、クイ打ち当時の気持と今の気持は一致しているとはいえないが、若干違ふんじゃないか。今こそまったくあの何倍かの決意を固めなければいけないんじゃないか。まさに今

に後ろからトンネルして、大橋大臣はでいてしまった。そこで、今度はホームをそのまま切符を渡すもくそもない、いっきになだれ込んで、市役所のほうにまでとんでいったんですが、隊列を離れた二三名が逮捕されそうになって、それをこっちが奪い返すという小競り合いが一〜二箇所あって、ホームの前に全員座つて機動隊と対峙しながら、シユプレヒコールを繰り返したんですが、間もなく市役所へむかつたという伝令がはいつて、機動隊もこっちもかけ足で市役所に行つたんですが、もうすでに裏口から入つてしまった、こういう経過だつたと思うんです。

〃道に坐つてなせ悪〃

——一〇・一〇クイ打ち実力阻止闘争

小長井 大橋運輸大臣がきたときに、反対同盟としてははじめて大物を迎えて、自分たちの力で、実力でぶつかったわけですが、反対同盟自身が当時の行動について、どういふふうな確認をしていったのか、それが、一〇月のクイ打ち問題ということになってきますから、そのへんをちょっともう少し……。

内田 私たちは絶対に大衆が力をつつにして、団結の力でぶちあたれば、勝てるんだと。とにかくわれわれの力でもって大橋運輸相をして正面から突破することを許さなかつた。実力闘争はあれがはじめてだろうと思うんです。勿論、県庁、市役所に対する闘争もありましたけれども、大きな力でぶつかつて、大物を阻止するということになって、まさに凱歌をあげたわけですね。したがって、今後の闘いはかくあるべきであり、あくまでも力を注いで力を合わせて闘



クイ打ち実力阻止闘争(昭和42年10月10日)

度はクイ打ちの時よりもっとも敵しい弾圧もかかってくるだろうし、力によってわれわれを排除してくるだろう。

私たちは大橋運輸大臣を追っばらったこと、あるいはクイは三本で阻止したこと、しかもそのクイは真昼間何者かの手によってとられてしまったというような抵抗は続いてきました。勝った、敵を圧倒してきたという力は認めながらも、今後の現地の闘いは、今までの何倍かの勇気も必要だろうし、決意も必要だろうと思います。

### // 共産党の方法じゃ闘えねえ //

#### —— 同盟の基本的原則と闘いの姿勢

小長井 一〇月一〇日の直前に佐藤首相のベトナム訪問に反対して、一〇・八の山崎君が亡くなった羽田事件がおきましたね。その直後にむこうは狙ってきたわけですね。クイ打ちが近いんじゃないかということで、九月から弁護士も成田にきて泊まり込む体制を組んでやりました。

そして一方、今日までの一〇・八以降激闘の二ヶ年といわれている反戦や学生諸君の行動が非常に激しく盛り上がって来ているという中で、現地へも現地闘争本部という形で常駐するようになる。当時は三派全学連といわれておりましたが、三派の諸君と一緒にやるかどうかという問題と、それから日本共産党が四二年の八月二五日に成田市古込四五の石井好次さん方に空港反対現地闘争本部をもうけたという中で、どういう方針で行動を組むべきかということが当時の反対同盟としても、大橋運輸大臣の実力阻止、クイ打ちに対する抵抗闘争ということをめぐる、いろいろ議論があったと思うんで

「あの連中は、政党的な団体でもなんでもないんだ。今度、全学連や反戦が三里塚空港阻止闘争を反対同盟と一緒に闘うということになると、当然反対同盟はまきぞえをくって、全員逮捕されてしまう。だから、絶対に入れるな」と。ところが、こちらから招請状をだして全学連あるいは反戦の代表のところ、「ぜひきてください」というような要請をだしてきてもらったわけではないわけですから、一月三日の集会に対して断わる理由はないし、断わるのならば、反対同盟の原則からかえていかなければいかんし、日共のいうことを聞くわけにはいきませんと言ったわけです。社会党としては、「それは局地局地においては、そういうことはありうるんだ」ということで認めておいたわけです。

そういう中で、われわれ幹部のところにも共産党の幹部あるいは自由法曹団の弁護士の方々がずいぶんきてくれました。しかしながら、私は「あくまでも同盟の既定方針どおり、これは変えることはできません」ということで断わっておったんです。どの幹部も「同盟としての決定ですから、これを個人で変えるというわけにはいかない」ということを繰り返しておったもので、今度は共産党が幹部攻撃をかけてきた。それもかなり同盟内部の動揺をきたすような言動でやってきた。

#### 反対同盟の基本的原則と闘争の姿勢について

- 三里塚芝山連合反対同盟
- 三里塚空港反対青年同盟

十一月十七日の金曜集会は空港反対同盟発足以来の一貫した闘争の大方針と組織的原則を全体的な決意を持って再確認したことは、現在の反

すけれども、結果は戸村委員長が二月一日に日本共産党に対して、絶縁の声明をするということにまで発展していったわけですが、そのへんの経過を、今われわれも直面している問題でもありませんから、だしていただきたいと思えます。

内田 この問題は重大ですから、私で足りないところは補足していただきたいと思います。実は、反対同盟が結成された中では、あくまでも全国の国民運動として展開させる、支援をしていただける方は、どなたでもわれわれとともに闘ってもらいたい。しかし、その中では反対同盟の主体性というものは、毅然としたもので確立していく。そういう中で四二年の一月三日、反戦と全学連がはじめて三里塚の第二公園で集会をもったわけです。そこから問題が起きてきたわけです。

それ以前は社会党と共産党と反対同盟と三者で共闘体制を組んでおったわけです。実は「現地共闘会議」という名前に変えろと共産党からいわれたんですが、断固として、あくまでも反対同盟は反対同盟、戸村委員長を中心とした反対同盟である。したがって、三者の会議は「連絡会議」でいいじゃないかということでも同盟から四名、共産党から二名、社会党から二名という形の連絡会議があったわけです。その中で、いわゆる三派全学連、あるいは反戦をわれわれの仲間に加えるか、加えないか、ものすごい討議がされたわけです。

反対同盟自体とすれば、当初の既定方針は全国の支援してくれる人、われわれとともに闘ってくれる人は、どの団体であろうとどの政党であろうと、ともに闘おうということ、それが三里塚闘争を全国に広める一つの手段になるんだということであった。そこで日本共産党はまっとうから全学連(三派といっていました)に対して

対同盟の直面した闘いの中で特に重要である。

第一に外野線上の打ちの完了や、極く一部における買収契約の成立、また大橋運輸相の突然の現地乗り込みという既成事実のデッチあげ等々の一連の事実を運輸省及び公団の欺瞞的政治的攻撃である。政府、公団の現地攻撃のはげしくなることのような事態の中で、我々反対同盟はその闘いを一層強めねばならない。反対同盟は空港建設にあくまでも絶対反対し現地における政府公団の介入を一切実力阻止をもって排除するというこの闘争方針のもとに闘う農民の同盟に連帯するすべての人々は、等しくその誇りを持ち、責務を果さなければならぬ。

第二に、三里塚における空港反対闘争は、単にこの地域の限定された闘争ではなく、全国の闘争を連帯する人々が注目しており、三里塚闘争が現地において敢然と闘われると同時に、全国、全世界の人々に三里塚闘争の事実を訴え政府の三里塚空港建設に反対し闘う決意を持つすべての人々を現地に結集し、かたく連帯して闘うことがまさしく空港闘争を勝利する基本的原則であることを再確認し、表明することが出来た。

この以上のような原則は、闘われらの決意としても、同盟の組織の基本的方針としても、今までもずっと貫徹され、今後も決して変り得るものではない。これらの基本的原則を三里塚闘争において実現するのは、闘う熱血と勇気を持つ反対同盟の同盟員一人一人で行わなければならない。

我々はその後、「十一・三、三里塚空港反対、ベトナム反戦、青年総決起集会」を契機に現地に、結集しつつある青年諸組織、支援団体のうちから、東京地区反戦青年委員会の代表者動力車労組千葉青年部からの現地部隊代表者、及び今後共闘体制を整え共に闘うことを確約する全学連の代表者と懇談会を設けた三点について了解し確認を得た。

- (1) 三者の代表者は、三里塚闘争を「支援」するというよりも、労働者、学生各々の立場と位置から、自らの闘うべき課題として、勝利すべき任務として現地に結集し、闘う農民の同盟のもとに強い共闘の決意を持つ。
- (2) 三里塚空港の建設はベトナム戦争の拡大と激化の中で第二の羽田と

して、むしろ一層大きな羽田空港として実現され、実質的な内容的軍事基地化するの自明である。現在の国際情勢と、安保体制の中で、軍事空港と民間空港との現実的差異はない。労働者、学生は農民の強制的土地取り上げに反対し農民の生活防衛闘争を支持すると同時に、ベトナム人民、アメリカ人民とまったく連帯して闘いを展開しなければならぬ。この意味において三里塚空港の建設は阻止されなければならない。

(3) 三里塚空港闘争を現地で闘う農民組織(反対同盟)の創意と方針を最も尊重し如何なる行動においても現地反対同盟の同意のもとに、反対同盟との綿密な連絡を保持し、共闘体制を整えることを約束する。責任体制はこれを明確にし、最低限各単産組織、団体ごとに責任の所在を反対同盟に明らかにする。

我々はこれら三点が三里塚闘争におけるもつとも基本的な原則と条件に合致することを確認することができる。三里塚闘争が全国的に注目され常に連帯の意志を表明するすべての人々に対し、現地の我々は大きな敬意と連帯の志を明らかにし、共に闘いを進めなければならない。政府、公団は一年半におよぶ現地のねばり強い反対闘争に拒まれ、彼等の意図は実質的に何も進展させることが出来ない。だが我が敵は手をこまねているわけではない。反対同盟の熱意と警戒の虚をついて、あらゆる手だてを今後も策謀するだろう。そこで我々は次の決意を反対同盟の同盟員が確認して勝利の道を力強く進めて行こう。

それは一党一派の利益や党略に基づく謀略の渦の中に巻きこまれ、土地と命を守る真剣な闘いを組織する反対同盟の偉大な力と団結とにひび割れを生じ分断させ、知らず知らずのうちに、政府、公団の攻撃のはげしくなるのを許してしまうのか、それとも支援組織の全勢力の現地結集をはかって強力な空港建設実力阻止の闘争を断固としてくりひろげ、三里塚闘争の勝利の展望を固い団結の力で切り開いていくのか、この二つの道以外はない。

この態度決定こそは、これからの反対同盟の命運がかかっていると考へねばならない。

合でいけなかったわけです。それに対して共産党は「もし今の反対同盟が条件派になった場合には、条件派の皆さんにおこなわれていく形とまったく同じに取り扱って下さい」と同盟幹部がいったと中傷してきたわけです。共産党の人は「たしかにそういうふうな同盟幹部はいました」という。しからばはつきりさせるためには、当時使った録音テープが必要だろうと思ひ、大急ぎで社会党県本部をおして朝日新聞社の支局長に「なんとしてもこの事実だけははっきりさせなければ、われわれ反対同盟の立場がないんだ。だからどうしても録音テープを貸してくれ」と頼んだわけです。最初は「報道以外に使用されては困る」ということで拒否されたんですが、最終的に小川県議をおして借りてきたんです。そして、テープを開いたらまったく事実無根だった。

すると共産党は「修正したり、テープを切ってしまうばわからないじゃないか」といって、どうしてもわれわれの真意をくんでくれない。そういうふうにして共産党は幹部と同盟との分裂策動をくりかえしたわけです。

反対同盟の勢力を強めながら、より広めながら指導していくのが支援政党の基本的立場であるにもかかわらず、それはまったく逆な角度で反対同盟を非難・中傷していくことになれば、今後、内で争って外で争ったんじやとでもやりきれないということが終始討論された。「今後こういうことをくりかえさないと」と約束してくれるならば、もとの戦友として一緒に闘って勝利しようじゃないかということだったんですが、その後も一貫して私たちの要求にも応えてくれません関係で一緒にやっています。

共産党は階級政党の第一党であると自負しているし、私たちもそ

反対同盟の一年半の闘いの貴重な蓄積と体験とは、今やその内外の情勢に直面して重大な試練に立されている。

団結こそ反対同盟の武器であり、すべての闘う者の全国的結集が必要であり、ひとりひとりの闘いへの誇りと決意が重大である。

一九六七年十一月二十四日

### 悪夢の一ヶ月

#### 共産党の同盟破壊工作とその排除

内田 共産党の同盟幹部攻撃の一つは、私らが条件派になつとか、主要な幹部がひそかに代替地を買い求めているとかいうことが各座談会の席上で公然といわれたわけです。それですぐ私たちは共産党の芝山支部へ抗議に行ったわけです。「現実にはそういうことがあるのか」と聞いたですと、「確かにあります。そのことは確証です」というわけです。私たちはそういうことをいわれた以上、草の根をかきわけても、買った人と売った人だけは探すべきだということ、同盟の幹部のみなさんには骨を折っていただいて、売った人と買った人がわかった。それで再度、共産党に「あなた方は現地をよく調べましたか」と聞くと、「調べましたけど、中央からきたんだから調べる必要もありませんでした。」と言いますから、「調べもしないのに、なぜそういう根も葉もない中傷をするのか」と厳重に抗議し、さらに日共千葉県委員会にも同盟幹部何人かで抗議に赴いたわけです。

第二にそれと時期を同じくして、戸村、石橋、北原、瀬利という同盟幹部が朝日新聞社の要請で大橋運輸相との座談会にでたわけです(十一月一日)。当然私も予定された人間でしたが、身体的都

う認めた時代もありました。自分の犯した罪に対して率直大胆に自己批判して、明日への道を切り拓くのが共産党の姿だったわけです。それを今度は、ずるずるべったんでやっちゃって、自分の悪いことを認めないで、他の人をけおとしてゆくというやり方ですから、今でも妥協できておりません。

石橋 大橋運輸相との対談は事前に同盟の幹部会にはかったわけです。今後三里塚闘争をどう発展させていこうかということ、全国的支援をおおぐのが最大の願いだということで、大橋との対談に関しては、話し合いということではなく、あくまでも抗議という形で会おうということ朝日の企画にのったわけです。自分は空港敷地内に住居もっている関係で、なんといおうと、とにかく私有財産を守るためにも、今後子孫に土地を渡すまでは絶対反対するんだと大橋に強く詰め寄ったわけです。ところが、共産党が「反対同盟が条件派になった場合は、今の条件派よりも優遇して欲しい」というデマを流したでしょう。

それと一番困ったのは、「同盟幹部が代替地を買った」というデマです。私とかかあの家と両方を買ったというわけです。ところが私のところがこみいって、弟が一人は公団に入っていて、反対しているのが弟が一人、妹が一人、おばさんが一人、かかあの家とかかあの家、妹の自家、分家と敷地の中に七軒かかるわけですよ。私が自分の分とかかあの家分の代替地を買ったというデマで連日、妹もくれれば弟もくる、親類もくれれば自家もくる。なかには夏だから揮一本でくるんですよ。「よくも裏切った」ということですね。「反対しよう、反対しよう」といって、自分の宅地の片隅に闘争本部を建てて最後まで頑張るといっておきながら、われわれの分を

きました。

「さておいてどうして代替地を買ったんだ」とって、どこから何をもちだして刺されるか、ぶたれるかこっちは気が気じゃない、一時はふるえちゃって、二〇日間というのはまったく途方におのいたね。私は裸一貫でしよう、自分の土地全部売ったって代替地を買うだけの金がないんだから……。それに矢を向けてきたんだから、これは暴露するのは早いですよ。調べてみたら、私と縁故関係にある条件派のイモ源が代替地を買ったわけですよ。「実は俺が買ったんだ。そういう問題で外部からいろいろ批判されるならこれをもっていいって見せてもいい」ということで、富里の農業委員会から売買契約を結ぶ前の許可証と支払いの領収証をもってきて、「とにかくこれだけの物件があれば潔白であるということを保証できるから、これを使ってほしい。その上でまだ向こうが疑惑をもつようであったら、自分が証人にできるからあくまでもやってくれ」と。そのときは、むしろも条件派になっていたので、私も相当反感もって、「このやろ、何いっているのか」というような考えでいたんだけれども。それまでの証拠をそろえていっても、共産党はいまだもって事実無根の宣伝をやったということをしてきませんね。あれは悪い政党だね。おそらく、政党内でも個人にしても、間違いと気違いはあるというたとえて、たしかに間違いそのものはあると思うわけですよ。だから率直にそれを認めればいいわけですよ。ところが全然認めませんね。ですから大橋運輸大臣との話の録音テープを貸り、千代田の公民館で再録して、「われわれは大橋運輸大臣と四〇分間の抗議とということ話し合いをしたんだ、この録音テープが四〇分間あるんだ」ということを証明しても、「たしかに録音テープは四〇分だけけれども、四〇分の抗議ということが信用できない、テープの重要点

をカットすれば四〇分の抗議の時間にびったりあう」というんですよ。このときもつかみあいやったですよ。共産党というのは、ここへ入ってきたのは闘うことよりも、党利党略だけなんだ。それで、結局、二月一五日、共産党に絶縁状をつきつけたわけです。

### 共産党は公団の味方？

小長井 一〇・一〇のクイ打ちの過程とか行動のなかで違ってくることはありませんか。  
北原鉦治 反対同盟事務局長 当初にさかのぼってみますと、四一年の一月三日、成田市菅グラウンドにおいて、約六千名の結集をみた反対同盟の集会が開かれました。その晩、反省会をやったんです。それまで芝山と三里塚とは連絡はもっていたけれども、連合的な形のものは何もなかった。「それじゃここで連合反対同盟を組織しようじゃないか」ということで、一〇月三日の集会を契機に、三里塚と芝山連合反対同盟が一月三日に結成されました。それで現在の過程をたどってきたわけです。

四二年の一月一〇日のクイ打ちにはじまる問題で、日共に対する疑問点がわれわれに生れてきたのは、クイ打ち当日、反対同盟が約一千六百くらい集まりまして、三里塚地区・十倉三地区・駒井野地区の三隊に分れて機動隊への阻止線張る体制が組まれたわけです。その中で十倉三に行った部隊は直接、日共に対する疑問を感じなかったわけですが駒井野に到着していた部隊は、機動隊が公団職員を約百名くらい連れてアソコにして山の中を登ってきた。それに對して日共の皆さんは、われわれに「反対同盟の皆さん、道交法違反

で逮捕されますから道をあげましょう」というような指示を与えた。そのために反対同盟は当然、そういう闘い方もあるのかということまで道をあげた。そこに公団と機動隊が反対同盟の中に割ってはいってしまった。そういう中で、私たちはこれではいけない、阻止線を張らなければいけないという形で、再びスクラムを組んだときに、すでにその中に公団と機動隊が入っていた。そのうちにもみ合いになり、多くの怪我人をだし、反対同盟の中から二・三名の逮捕者ができました。そのとき民青や日共の諸君は、「皆さんこちらにきて歌をうたいましょう」と、ちょうど今の瀝青工場があるところに集めて「がんばろう」をうたっていた。農民がかたわらで血を流して闘っている。それに対して彼らはそのわきの丘で、歌をうたっている。「それで果たしてこの闘いが勝てるのか」という日共に対する疑問が生れてきたのが事実だと思います。

その後、当時、三派といっておりましたが、全学連のほうから、「ぜひとも三里塚の皆さんとともに闘って、三里塚空港を粉砕するために、最後まで責任をもっていきたい。そのためにぜひとも共催で集会を開いて欲しい」という要請があったわけです。そのときももっとも反対したのは日共であり、それに対して、私たちは真にわれわれの味方として闘ってくれる政党はどれなのか、だれがわれわれと最後まで闘ってくれるのか、それをはっきりとみきわめなければいけない。それに一〇月一〇日のクイ打ちに対して、われわれの信じていた日共の人たちのとった行動は、果してあれがわれわれの勝利につながっていく姿なのかという点で、一月三日の集会に關してはぜひぶんもめました。何回も何回も会合を開き、幹部会を開

きました。その中で、日共に対してただ一点許せないことが生まれてきたわけです。社会党、共産党、反対同盟の三者の第一回目の連絡会議を一月二八日にこの千代田農協で開いたときに、社会党の方がみえなかったわけです。そのとき日共さんが「今日は社会党の責任者がきていないけれども、三派と一緒に共闘する」ということは小川三男さんも実川さんも反対している。私のほうはむしろ反対です。それから、いったんです。社会党の人がきていないから、その日は流会にし、あくる日三者が会ったわけです。農協の玄関で小川代議士と実川代議士と、共産党の人とばったり出会って、そのとき戸村さんが社会党の小川三男さんに、「社会党の方々は一月三日の集会に三派とは共闘できないということ共産党の人に申したそうです。それども、それは事実でしょうか」と問い質したところ、小川三男さんは「馬鹿なことをいうな、そういうことをいった覚えはない。反対同盟は反対同盟としての闘いの取り組み方もあるんだから、それに対して社会党は社会党として反対同盟を支援していくんだから、反対同盟はどのような部隊を引き入れようと、われわれは意見は申す権利はない。そういうことをいった覚えはない」ということで、「何をいうんだ、おまえのいっていることはウソじゃないのか」と日共を追求したところ、「まあまあ、そんなに腹をたてないで、話せばわかることですから」と誤魔かしにかかった。

その点から日本共産党の姿勢に対して、最後までいっただらとんでもない、われわれはひどい目にあうかもしれない、ここでははっきりした反対同盟の主体性をもっと正確にすると同時に、自分たちの闘いをすすめるためには何としても共産党は排除しなければいけないということ、むしろいろいろなこと、くだり下がりましただけ

ども、自分たちと最後までやっていける政党ではないということ  
二二月一五日に絶縁したわけだ。

一昨年あの二・二六、三・一〇、三・三一の集会には日共は支  
援もしない。われわれ農民が血を流し、逮捕されているとき、グラ  
ウンドの山の上に登ってわれわれの姿をあざ笑って見ていた。「あ  
んなことをやれば逮捕される、怪我する」と戦列に加わらないで批  
判していたことがいまだに私たちの脳裡から忘れ去らない。また、  
四三年四月から三ヶ月にわたった強制立入り阻止闘争の中で日共や  
民青の諸君は、反対同盟のそばへはきておりましたが、たえずわれわ  
れに対して、傍観者であった。そういうことで私たちは現在でも、  
共闘の体制は組んでおりませんし、最後までこの姿勢で進んでいく  
よりほかないんじやないかと思っております。

声 明 書

吾が三里塚芝山連合反対同盟は昭和四十二年七月政府が住民意志を無  
視して新国際空港設置を決定し強行したことによる。

連合反対同盟の目的は住民が空港反対の意志を結集して、全国の民主  
的勢力を糾合し大同団結のもとに政府の暴挙である国際空港を粉砕し農  
地と生活を守り強いては、新空港の基地化を防ぎ日本の平和を守る為で  
あります。以来一年六ヶ月に渡り私達はその目的の為に寝食を忘れて争  
つて来ました。

六月二十六日前運輸大臣の来成、十月十日の強制立入測量又は十月下  
旬の第六標点に於ける杭の復元工事と何れも強大な警察権力を相手とし  
て争い、三名の逮捕者と九名の負傷者を出しながらも政府公団が公然と  
は一步も現地に入ること許さないので、同盟員の皆さんの勇猛果敢な  
行動と全国的による民主勢力の支援の賜であります。  
現在、現地には吾々の正しい反対運動を理解しこれに協力しようとす

その意図は明らかです。

A 同盟幹部を意図的に中傷することによって幹部と同盟員を引きは  
なし組織を動揺させる目的であります。

B そして組織の動揺に乗じて一挙に現幹部の責任を問い、退陣を求  
めて同盟の主導権を握ろうとするものです。

C 更にその様にして来年二月の芝山町議選に於て、共産党のせんと  
うに乗った同盟員の票を共産党の公認候補に結びつける意図がある  
のです。

およそ政党は、政策を通じて国民に貢献すると共に空港の具体的な闘  
争に当っては、団結を守り反対運動の戦力にプラスするよう支援体制を  
作らなければならないのであります。

これに反し、反幹部闘争、組織の分裂を来す様な行動をする政党は吾  
々にとって、政府公団と同様であり、如何なる政党と雖も、これを排除  
しなければならぬ。

今回の日本共産党の反幹部攻撃、組織破壊工作は同盟の勝利の為の生  
命である団結を阻害するものである。よって今後共産党がこの様な態度  
を改めない限り、支援並に一切の介入は断固として排除するものであ  
る。

右声明します。

昭和四十二年十二月十五日

三里塚芝山連合空港反対同盟

爆発的な三里塚闘争の発展

——二・二六から三・三一へ——

小長井 四三年の二・二六、三・一〇、三・三一で反対同盟がはじ  
めて外部と共闘を組んで行動するという段階に入ったわけですが、  
あそこいづくにあたって、反対同盟として空港闘争をどう考えて取

る革新政党、民主的諸団体、各種労働組合、進歩的學生と数多くの全国の  
仲間がオルグとして、時には援農、又ビケ要員として入っております。  
そして、それぞれが各任務をもち、部所、分担に従って支援を続けて居  
ります。吾々はこの支援団体を何んのために支援を要請し現地に入って  
いるのか？ それは明らかであります。敵、即ち空港を設置しようとする  
政府公団が国際独占資本と手を握り、余りにも強大な力を以て吾々  
を弾圧し、空港を強行しようとするからであります。之を押しかえし空  
港粉砕のために、吾々自身の力を余す処なく發揮すると共に全国的規模  
のもとに民主勢力を結集しなければならぬからです。言葉を変えて  
言うならば

強大な国家権力に抗し空港を粉砕するためには妙案もなければ特効薬  
もありません。唯あるものは、地域住民の反対意志と全国民主勢力の支援  
の方を結集する以外に方法はありません。——その為に支援を受け容れ  
て居る訳です。然し吾々は、この支援団体を無条件に受け入れて、その  
行動を容認しているではありません。空港粉砕の目的を実現するため  
に、地域住民によって構成されて居る反対同盟の自主性を尊重し、その  
統制にふくし、同盟の団結を強固にし更にその戦力を増大する限りに於  
て民主勢力の支援は許さるべきであります。

処が日本共産党は十一月三日の三里塚集会以来連合反対同盟に対し  
て、その方針の変更を強要するとか、更に十一月十四日朝日新聞の仲介  
によって連合反対同盟の戸村委員長、瀬利、石橋、西副委員長が大橋前  
運輸大臣に座談会の形式を以て抗議した際「同盟幹部が運輸大臣に会  
談を申入れたとか」事実をまげて宣伝し、又「同盟幹部が条件派に成っ  
た」とか「富里村二重堀に同盟幹部二人が四町八反の土地を購入した」  
とか事実無根な事を言いふらして一連の反幹部工作を繰返しておりま  
す。

このまま放置したならば、組織は破壊され、やがて戦力を失う危険が  
あります。

彼等は何んのためにこのような反幹部工作をするのでありましょ  
うか。

り組んだのかというあたりについて、話をすすめてみたいと思えん  
ですが、そのころになると、現地闘争本部へも諸君がきましたか  
ら、どういふことを考えて現闘にきたのか、そのへんをいろいろ意  
見をだしていただきたいと思えます。

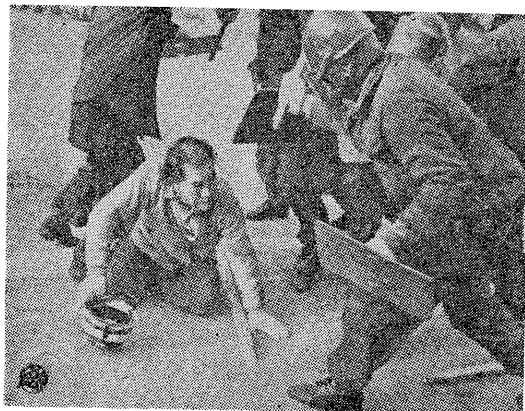
戸村 その点は、討論のポイントになるところじゃないかと思いま  
す。一〇月八日、山崎博昭君が虐殺された。それをおいて一〇月一  
〇日、二千名の機動隊が、夜明けにジュラルミンの盾をにぶい朝日  
に光らせながらやってきた。それに対して民青諸君のやったことが  
あのような状態で、向こうへ行つて「がんばろう」を歌っている。

それで私たちは「このバカヤローが」ということになったんですけ  
れども、このタイ打ちのときは、いわゆる三派系全学連というものは  
ほとんどおらんかったと思います。大体民青系が多い。そこにた  
またま船橋反戦がやってきたけれども、あえなく排除されてしまっ  
た。

一〇月一〇日の闘いの中から私たちの闘いが、どうして外部団体  
と共闘しなければならなかったか。私たちは外部団体に対して「ど  
うぞきて下さい。私たちは本当に今困っていますから」といって応  
援を求めた形ではなかったわけです。むしろ、三派系全学連の諸君  
が三里塚闘争を非常に階級闘争の場として位置づけまして、早くか  
ら秋山委員長などは私のところへまいりました。第二次羽田闘争、  
佐佐保、王子という中からだんだん入ってまいりまして、私たちが  
集会を開くようになってきたわけなんです。元来、私たちは三派系全学  
連に支援を求めての共闘ではなかった。彼らはみずから手弁当でも  
って、そして天神峰にバス二台できたときは、ちょうど第二次羽田  
闘争(四二年十一月二日)の終わったあとで、血だらけのジャンパ



「で、包帯だらけ、そういう人たちが援農に入ってきたわけですよ。それに対して日共がダーッと電信柱に「トロッキスト排除」のステッカーをはりまして、宗教団体が折伏するように、民青や日共が徒党を組んで「あれはトロッキストというので、右翼からのまわし者だ、警察のなれ合いだ、田中清文からお金をもらってきている団体で、暴徒であるから、あれを徹底的に排除しなければ、われわれの同盟は破壊されてしまう。あれを泊めてはならない」といって、反対同盟を個別訪問している。ある同盟の人が私のところにきて、「昨日は民青の諸君がきて、三人で三時間くらいねばられた。麦刈りの最中でどうにもならない。ああいうのをなんとか処分してくれないか」といわれたことがある。そういう中で私たちは、空港阻止の闘いに結集するものならば、イデオロギーあるいは政党政派にかかわらず、ここに全民主勢力が結集するのだというのが反対同盟の闘いだった。だから、私たちは日共がどのようにいおうが、「われわれはトロッキストと

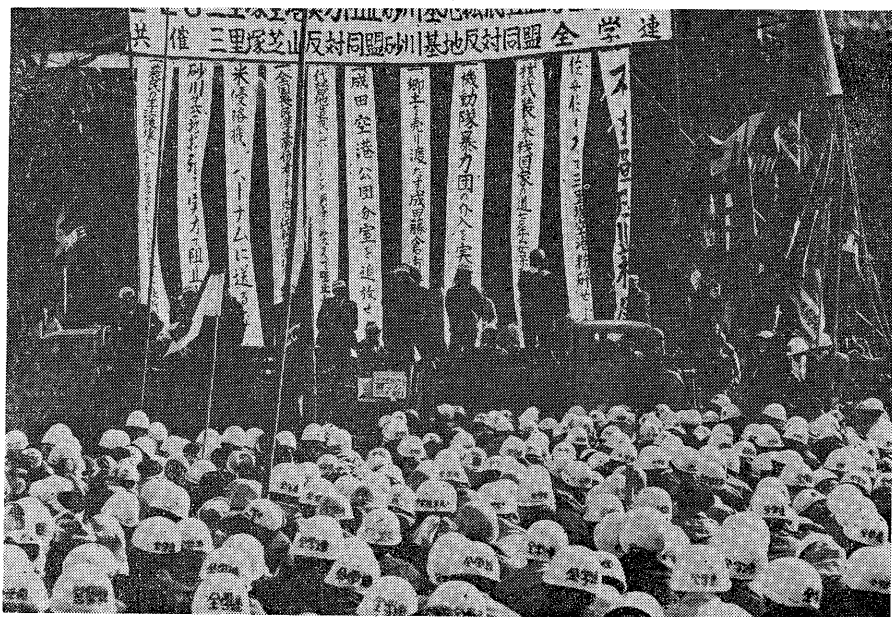


機動隊に乱打される戸村委員長(2・26闘争)

ともにも一つここでもって闘ってみようじゃないか」ということで、二十数回の役員会を重ねて、反対同盟はついに六七年一月一日に共産党に絶縁状をつきつけたわけです。私たちは日共の悪罵と誹謗の中で、三派系全学連、反戦青年委員会とともに集会を続けるようになる。

そういう中で、反対同盟が今ここにこうして闘志満々たるものは一体どこからでてきたのか、これが私は全国廻って絶えず問われる問題なんです。「どうして芝山と三里塚の農民はああいうような国家権力に、一握りの農民が今日まで四年も闘ってきたのか、それがなにか不思議でならない。その経過報告をしてくれないか」と尋ねられるんですが、これはどうも具体的にここにきかして証明することはできない。しかし、共産党がトロ排除をやる中で、全学連と反戦と反対同盟が一体となった、いわゆる農民と労働者と学生が三者一体となった闘いが私たちをこのように今日の闘争をあらしめたに相違ないと思えます。

事実、全学連と共に闘い、みずから血を流す中で今日この闘争がある。もしあのような場がなかったら、私はあるいは脱落していたかもしれない。そこで私は国家権力が一体何かということがはじめてわかった。なるほど国家権力というのは私たちにあっては、まっとうから闘わなければならない、銃をもってこれを打ち倒さなければならぬ敵権力者だというふうに思うようになった。「三里塚の夏」の中で、青行隊が反対同盟の役員をつきあげて、「全学連を見殺しにしておいていいのか、こんなところで親同盟は逃避していいのか」といっている場面もある。そこで私たちが、あそこでも



2・26三里塚空港粉碎全国総決起集会(成田市営グラウンド)

機動隊の中に投げる。こういう怒りがどこからでてきたか。私たちは本当に国家権力の暴虐性をあそこにまざまざと見ることによって、私たちの憤りは、今まで以上に続いている。これが今日強制取用法によって「団結するしかない」というところに来たわけです。とにかく、二・二六、三・一〇、三・三一と続くあの激突から激突。とりわけ、三・一〇の五時近く、全学連は闘いをすんで放水浴びて寒さでブルブルふるえて、たき火をかこんで身体をあたためていた。そこへ進軍ラップがブーッと鳴って、機動隊が「突撃!」とい

ってなだれ込んできた。そのときある全学連の人が顔をつかまえられて、火の中に数回にわたってくべられた。ある女子学生は機動隊の警棒を口の中に入れてこじられて、下顎の骨が折られる。そうした逮捕、惨虐、怪我。私たちは今日、そういう中を通過してきた。私たちがなぜ強くなったか、なぜこんなに権力に耐える力がでたんだらうか。それは、おのれの血をみたら、同志が逮捕される姿をみたら、女子学生が長い髪をまっ赤な血に色どられてかつがれていくところをみたら、女子学生が自分のヘルメットをはずして、路傍の石を男子学生に運ぶところをみたら。それをみたときに、農民の中からも石を運んだものもいた。それを私はここでもって証言してはばからない。そういう非常に厳しい血を流した闘いを続ける中で、三里塚闘争は勝ち抜いてきたんだということを申し上げたい。

機動隊になぐられても労働者、学生と一緒に進め!

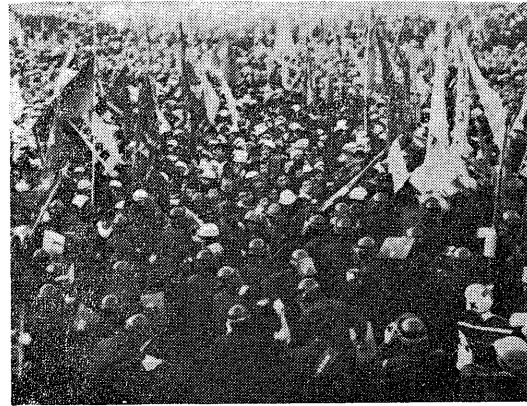
小長井 反対同盟としては、三・一〇はどうだったんですか。

小長井 四三年の二・二六、三・一〇、三・三一に学生や反戦の闘いの後、今度は反対同盟がみずから各部落で機動隊と闘うようになった。どうしてそういう闘争でなければならぬと考えるようになったのか、青行隊のほうから……。

石井新二(青年行動隊)当初「無抵抗の抵抗」という闘いをわれわれもやってきたんです。ただむこうがやってくるのを待つだけの闘争をやってきた。それが一〇・一〇の強制クイ打ちのときの、人数はいても座って歌をうたっているという、全然おかしな、力があってもその力をださない闘争では決定的にダメだと思ふようになったんです。それならばどうすればいいかということ、東京周辺では全学連等が武器をもった闘いをやって、かなりの成果をおさめた。そ

闘いの教訓——勝つためには身体を張ること

とか、戦闘的農民の指導に対してかかわってゆく。本当に、労働者階級が、日本の社会全体を領導していくような、みずからの階級的実力をつけ、貫徹していくということに、最終的にはかかってくるわけですね。労働運動自体も帝国主義を打倒する労働運動ということに、七〇年代の目標をおかざるをえないということになってくる。それと農民階級と大合流してゆくというのは、そういう流れの中に階級関係の総体の中にしっかりと提起していかなければならない、そういう時代に入ってきているでしょうね。だから最終的には三里塚闘争の局面になるけれども、全国的な農民同盟の結成みたいな、そこの中の帝国主義打倒の農民運動の思想、そこまでは求められているんじゃないか。



解散集会へ襲いかかる機動隊(3・10闘争)

をやっていくということ、三里塚闘争を最後まで闘っていかなければならぬという基本的な姿勢になったんです。そこに学生と労働者と一緒にやっていくんだという闘いの姿勢の貫徹がある。戦術的にみたら、後方部隊としてしかうづらなかつたかもしれないが、学生、労働者が闘っているのを見

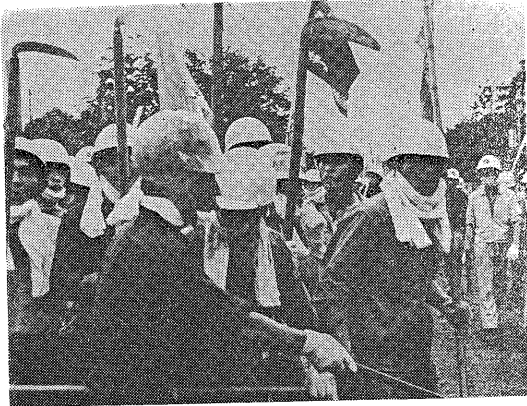
萩原進(青年行動隊長)二・二六のときは、権力側は同盟と学生、労働者部隊を分けた。それははじめて三・一〇では、直接機動隊との肩のふれあい、弾圧体制を感じとったんじゃないかと思うんです。はじめて囲まれて、老人、婦人までなぐられた。青行隊は二・二六で経験しているけど、同盟は三・一〇ではじめて国家権力の正体がわかった。三・一〇は同盟の一つの分岐点だった。権力との決定的な闘い、思想的対決の中で権力の強さというか、恐ろしさみたいなものを同盟自体が知って、そこでなにかつ闘うかということになってきたわけです。同盟の戦術的問題、これからの闘争における農民の思想性の問題でもまれた時期だった。それでもなおかつ三・三一

捨てることはできない、自分たちも闘わなければと……。小長井 そこでまた一つやったから、「三里塚の夏」にでてくるような現地の闘争が可能になった……。萩原 二、三月の闘いがあつたからこそ夏の闘いがそこに生まれてきたわけです。

帝国主義と対決する農民運動

小長井 あのあと、三・三一をかまえたというのは……。その思想的転換というものの内実はどういうことでしょうか。

萩原 それは非常に問題が広いと思いますが、農民は労働者や学生とは、ちょっと違う歴史的過程を経ているわけです。要するに、農民は、権力にしぼられるだけしぼられて、生殺しの状態にされている。しかしながら、そこに自主独立の社会というものをささえているわけです。他人をけおとしても自分さえ生きればいいという一つの城を築いている。そういうところにうまく権力者と癒着してれば自分は生きられるという、自分だけがよければいいという農民のずいぶん考えが非常にびこっている。しかし、それは農業政策の中で、米の問題とか、いま行なわれている総合農政の問題、構造改善事業等で農村を解体して、その労働力を全部都市に吸収してゆくということが八郎潟とか全国にもち上っている。それは、いうまでもなく日本帝国主義の根本につながっている。そういう一つの壁をどう労働者、学生と突破していくのか。やはりそういう問題を提起していくのは労働者階級だと思ふわけです、指導階級としてはね。そこで、農民の中でそういうつながりが砂川、三里塚、あるいは長沼



青行隊の武装デモ(6・30闘争)

場合もあるけれども、こちらからやっつかないか、絶対に誰も気にしないわけなんだ。敵にダメージを与えることが、反対運動のいろんな面で、自分のもっている力をだすことになる。カマをもつて敵に切りつけることもやがてはできるかもしれない。また、やらなければならぬと思うが、今のところ座り込みという段階にもかかわらず敵が強行にやってくるならば、カマをもたなければならぬし、フォークを持たなければならぬ、首をだした敵の頭をカキヤで打ちつけなければならぬと思ひます。そういうように学生、労働者の闘いを真似するというのではなく、それ以上に、生活のかけた闘いで土地を守れなかつたら、われわれは敗者となつて、こ

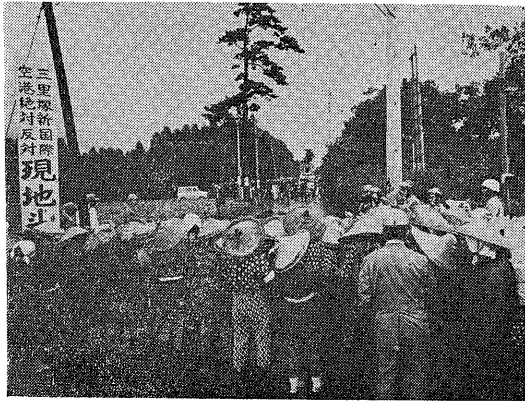
れを直接三里塚に適応するということとはなかなか不可能なことなんだけれども、われわれとしては、真似するというだけではいけない、それを活用して、三里塚闘争の中にも、こちらから打つてでる攻撃的な面を少しでもだそうと、ある程度敵にダメージを与えるために、はたからみれば挑発とみられる

こを迫られていかなければならぬわけですから、絶対にこの三里塚の土地を死守するために逮捕とか弾圧には恐れず、絶対に敵をやっつけるまで闘っていかねばならないと思います。

### 「三里塚の夏」のJUN

小長井 その夏の当時の毎日毎日はどうだったんですか。

萩原 三日に一度の動員という中で、たしかに苦しいということはあったけれども、それ以上の闘いが今後あるだろうという農民の一つの直感にたつて、現地の闘いを回復していった。みんな農民自身



機動隊と対峙する婦人行動隊

が戦術的問題を発想しながら、各階層に分かれての闘いが生みだされていった。その点は学生などにみられない創意にあふれた闘いが組まれた。普通の農民には考えられない闘いですね。

小長井 しかし、よく公団とのねばり強い、連続した闘いをやりましたね……。

大橋運輸大臣阻止

の成田の闘いから一年の間にそこまで急上昇していったのはどういうわけでしょうか。

萩原 非常に答えにくい問題ですけども……。要するに空港問題で農民の利害を中心とした、土地を守る生活権の問題から出発しますけれども、本を読むにしても普通の農民だったら「まえがき」くらいしか読まない。しかし、三里塚・芝山の農民はそれだけではすまされない。毎日毎日が公団との厳しい渦の中におかれている。そして「まえがき」から一頁二頁読むうちに、自分たちのおかれている位置や矛盾が社会のどういう位置にあるのが肌で感じざるを得ない状況——農民階層の頂点におかれていることがわかってきた。だからこそ自分たちはなんらかの行動を示しながら自然のうちに強くなっていた。そういう思想性がつくられる中で、生活権・土地の問題から出発して、安保やベトナムという問題に発展していく。

しかし、その過程では安保をとらえる場合でも背のびをしている状態だった。その背のびが、二年、三年、四年たつうちに自分のものになっていく。こういう思想的転換がいちばん大きな問題ですね。ことに今の政府の農業政策の中で農民階層が決起する可能性が非常に強いと思うんです。しかも、三里塚・芝山がそういう農民闘争の頂点に位置していることがわかってきたということじゃないでしょうか。三里塚・芝山の農民は政治的問題にも直感的に反応できる

ところまでできていると思うんです。

### 自民党政府打倒——これこそ農民の生きる道

小長井 機動隊がでてきたり、公団がやってきたときに、こわいと

いうか、そういう気がしますか。

石橋 それはわれわれ人間ですから、武装された機動隊みれば、全然こわくないということはない。ただ、個々の農民が闘う姿勢を強めたことは、一つは、自分の財産を守ること。それから今までの過程の中で、政治に対する不信を相対されはもっている。これは自分だけでないと思う。ということは、空港建設の話がでてから七年ちょっとになるわけです。その間、富里・霰ヶ浦・北浦・木更津という地域を転々と変えてきたわけです。その中で反対の強いところには作れないんだという教訓を三里塚の前の富里は与えているわけです。

一説によりますと、霰ヶ浦にもっていった場合には、赤城さんとか橋本さんが大反対だと、浦安にもっていけば川島さんが、木更津にもっていけば水田さんが大反対だと、大政治家のできるところにこういうやっかいな、もつとも危険度の高い、もつとも住民を悩ます空港を作らせてはいけないということであり、ここから優秀な政治家がでていないということが、三里塚に決定されたゆえんだと思う。しかも、明治百年を迎えまして、明治百年事業の一環としてやるべきで、宮内庁の下総御料牧場を廃止してまでも、ここに国際空港を作るといことは、反対の弱いところはどうしても作るんだということが、今ありありとでている。

われわれは六〇年安保という問題の時点では、安保そのものの内容も全然わからずにおったわけです。それから六年たって、七〇年安保という問題を三里塚農民が考えだしたのも、国際空港そのものが七〇年安保に農民の頭をもたせていったのも事実だと思う。上からの説明によりますと、航空機の発達した今後、日本の国際空港は羽

田以上の面積が必要なんだというが、この羽田空港が過密になって

いるのは、現在ベトナム戦争に多分に使用されているという問題。たしかに羽田では狭い、しかし羽田が今後埋め立てて拡張できないというわけではない。どんどん現在埋め立てしているわけですから、羽田を拡張すれば、三里塚に作る国際空港ぐらいの空港はできるわけです。それを三里塚にどうして作るかという、今の安保条約の中に、今後日本が武力をもつても侵略をするということが、当面、現政府の要請としては考えていることと思う。それで、民間空港といえども、今の安保条約の中に入らうたつてあるとおり、地位協定によって、米軍の使用を申し込まれた場合には、これを拒否することができないことを前回の国会で運輸大臣も堂々と表明している。だから、今後こういような危険な物件を、この平和な農村地帯にもつてきて、ジャンボジェットなど騒音の激しい航空機を内陸からの国際空港に発着させるといことは、もつとも危険であるということを知っている。しかも三里塚の土地は白層台地、周囲どこへ行っても相当の距離にいたるところまで農家または市街地が散在している。こうした中で、今後軍事基地に利用されるという面や、自己の財産を破壊されるということが、やはり三里塚農民の闘う姿勢を強めたことになるわけです。

やはり政治不信の問題、危険度の問題、公害の問題、そういうことが最終的には、闘う姿勢を強めた元になると思います。

小長井 今の石橋さんの話の中で、三里塚闘争が勝つというのには、どういふことなのかという問題がでてきていると思うんです。弁護団として非常に強く感ずるのは、「黙秘権」ということをずいぶんやかましく、「黙秘で調書をとられないように、行ったら黙ってで

てきてくれ」ということをいって来たわけです。しかし、はじめのころはどうしても調書がとられたわけですね。ところが、昨年のブルトナーの事件、萩原君の事件でも、逮捕ぐらいいではビクともしないくらい強い力を反対同盟はもつようになった。警察は物理力で多人数を捕まえていきますが、そんなもんで反対同盟はつぶせないくらい強い同盟になった。

それでは、どうしたら空港闘争に勝てるかという最後の段階にきたわけです。したがって、むこうは同盟の力に対しては、最終的に土地収用法―「土地収奪法」といったほうが適切ですが―をかけた、土地を強制力でぶんどっていくしかない段階になったわけですね。

これに対しては、とにかく、四三年の二・二六、三・一〇、三・三一、それから現地への立入調査に対して反対同盟は徹底的に闘った。結局、この闘争を最後の決戦として、今度の強制測量にどれだけかけるかにかかってきているんじゃないかと弁護士は思っているわけですが、そのところの決意、社会党は今回のような状況でありますので、反対同盟が自力で決戦をどう闘うか、今までの経験をおして、どう勝利していくかという点にしばっていただきたいと思えます。

戸村 私も闘い以外にあり得ないということにつきるんじゃないかと思えます。どのように空港闘争を勝利していくのか、弁護士にいろいろを依存して、法廷で闘うのがわれわれの闘争の勝利の決定だろうか。そうではなく、われわれが現地で本当に血みどろになって闘うのか、この二つに分かれると思うんです。私の意見として申し上げるんですが、われわれの闘いは元来、非合法闘争だと思っ

### 全力あげて敷地の人を守り抜こう

戸村 今、決意を固めているのは事実ですが、「土地収奪法」が近くかけられるということで、同盟の中で心境の変化があることはかくせません。駒井野の団結小屋の土地、四千メートルの中央の天浪の団結小屋の土地、岩山の出耕作の土地、この三点は、われわれ反対同盟の拠点になるわけです。これをまず彼らは収奪しようとしてきているわけです。

今、反対同盟の負担になっていることは、駒井野団結小屋の地主・藤崎さんに、日夜、私服刑事や公団の職員が訪れ、恫喝・誘惑していることです。その家の婦人が、「もう、こりゃあたまらな。こんなやられるなら、もう公団に土地を明け渡したほうがいいんじゃないか」。そこでもって横ビンの一つくらい喰わされる。とペロリとおじぎをしようということが、百里基地においても、各地の農地収奪においてもみんなそれでやられている。これが今きているわけです。

それにどのように対処し、闘争に勝ち抜くかという問題が、今、同盟に大きな重荷となって課せられているわけなんです。地主さんのところへ日夜わかつたず行って、「お前そんなふうなら、しまいはただでもって土地をとられてしまふんだぞ」。それから藤崎恒二さんという小学校時代の同級生がおりますが、そこへは土建屋が恐喝にきた。「お前の家は一人で反対していれば火をつけられるぞ」。それでついに彼はまいてしまっています。「看板をはがしてくれ」と、せっかく反対同盟用地と書いてあるのをはがしたというこ

す。なぜかといえば、「国際空港が閣議決定したから、おまえたちの農地は公団の手に帰すからでいてくれ」とむこうがいつてきたのに対して、「はい、どうぞお使い下さいませ」といつて農地をあげ渡すことはできないというのが私たちの闘争でしょう。われわれはそれに対して闘わなければならぬ。闘いがどこまで持続するかによって勝敗は決まる。今年一年持続して、来年正月に再びここでこれだけ顔を合わせることでできれば勝ちだ。われわれが闘ってはじめて、弁護士が法廷でもわれわれの弁護をしてくれるんじゃないかと思うんです。

もし法廷でもあれだけ徹底的に闘わなかったら刑事事件がどうなっていたか。反対同盟が学生と一緒にやらない、普通のおとなしい裁判しかやらないならばどんなふうは起訴してきますよ。しかし、反対同盟をたくさん起訴すると、学生諸君と一緒に現地闘争と同じことを法廷でやる。そうなれば千葉の裁判所はガタがきてしまう。石井君、長谷川君の事件、二・二六、三・一〇、三・三一、現闘の事件、いっさいまだ裁判がはじまらない。三年も審理が進まないというのは、裁判所としては非常に困ったことです。にもかかわらず、裁判をはじめられない、これ以上反対同盟の事件を起訴できないのは、やっぱり闘ってきたからです。

機動隊の力ではつぶせないほど反対同盟は強くなった。立入調査は同盟の結集力で手をつけさせなかった。要は最後の「土地収奪法」による強制的な攻撃に対して、どう闘うのかということにきた。強制収用法をふりかざしてきたときに、今までの方針を変えていいのかということが問われている。反対同盟は今までの方針をますます決意を固めて進んでいきたい。

とがあるわけですね。

私たちが「強制収奪法」に対して、四千メートルをどのように守り抜き、闘いとるかということが、私たち同盟の連帯感の中の共同体としての組織化に非常に重大になってくる。どうして私たちは藤崎さんを、岡野さんを、桜台を守ることができるだろうか。私たちは藤崎さん、岡野さん一人にまかしておいてはならない。もうすでにそこで一家の主婦が、「とおちゃん、こんなにいいめられるならば、本当にこころでもって手打ちしたほうがいいんじゃないだろうか」とくるのが人情としてあたり前だと思っんです。これは弁護士の分野というよりも、私たちの闘いの仕事じゃないかと思っんです。私たちは最後まで闘う力をもっている。しかし、彼らのあの手の手は、日夜連続して波状攻撃してくる。それに対してノイローゼになる。それをどうして私たちは闘いとったらいのか、どうしたら藤崎さん、岡野さん一家を本当に安心立命させることができるか。四千メートルの私たちの牙城（駒井野団結小屋、天浪団結小屋、十数ヶ所の一坪共有地）が暴力的に奪われるならば、一応、四千メートル滑走路は作られると思っんです。しかし、私たちはまだまだそれを闘いとる力をもっている。どうしたら四千メートルの三つの拠点を権力から奪い取ることが出来るか。同盟内部の動搖の端緒を権力側は巧みにたぐりだして、一挙に「強制収奪法」で私たちがつぶそうとしている。私たちが同盟が果してそれに堪える力をもっているか、いなかにかかっているんじゃないだろうか。

われわれはここで七桁、八桁農業をやって、堂々と食っていきける。ところが、五〇年に三千八百万だった農民が六七年には二千八百万になり、一千万が離農していった。七〇年代にはさらに一千万

が離れて、土建業界に流出していかねばならないといわれています。これが政府の農業政策であり、総合農政である。私たちがどんなに「農地は売らないぞ」と頑張っても、農地法、農業政策によって真綿で首を絞められるようにいやでも農地を売らざるを得ないような境地に追いやられている、支配階級によって生活が破壊されつつあることを考えなくちゃならない。これを同盟で何人考えているかによって、勝つか負けるかが決まるんじゃないか。何億という共同出荷をしていても封鎖されるときがくるかもしれない。そのことを考えて闘っていかねばならない。四千メートルを守るといふより権力の手から奪還しなくてはならない。

資本主義社会において、平和憲法で守られている私有財産というのは、プラス、プラスと一生懸命に貯えた自分の私有財産が、最後に国家権力によって両側に括弧されて、マイナスをつけられゼロになるということじゃないかと思う。そういう農地取奪なんです。私たちの私有財産は登記所に登録されている自分の財産だと思っていたら大まちがいです。反対同盟の農地もやがて六、七月がくれば全部一挙にふんだくってみせるといふ、このドロボー国家・佐藤自民党政権・日本帝国主義を打ち倒さなければならぬ。私にいわせれば「第二のベトナム」をここにつくっていかなくちゃならない。これが今後の私の戦法です。反対同盟がそこまで闘い抜けるかどうか、「土地収用法」を私たちの手によって抹殺できるかどうか。それが権力に勝つか負けるかということになるんじゃないかろうか。

三里塚の農民を殲滅すれば日本全国の農地取奪に成功するまでいわれています。それを私たちが闘うわけですから、これは並大抵のことじゃありません。そういうっちゃ悪いけれども、学生さんよりれば土地収用法はかけられない。だとすれば、土地収用法を目前にしてどういふ闘いをしていかなければならないかが問われている。強制収用、強制測量に対して全力を投入することが闘いの血路じゃないかと考えています。

鈴木長重 現段階では収用法をかける場合、一坪運動の共有地に適用するようです。成田委員長はじめ社会党の方々が多数一坪運動の共有者になっていますが、社会党として全力を尽して闘っていくのかという不安もあるわけです。勿論、われわれは実力闘争はやるという気ですがね。

小長井 いずれにしても、今まで闘ってきた、強固な同盟ができたのは、やはり社会党の皆さんの活躍もあったと思います。昨年の選挙の前に、一坪運動に踏み切ったということも決意のあらわれだと思えます。選挙の敗北をめぐって社会党の中でも大いに議論になると思いますが、少なくとも千葉県社会党はやると思っています。一坪運動に名前をだして自分が地主になったのだからやるでしょう。社会党はやると思えばこそ選挙の前に、ある種の非難、非法論争だとして、右よりの方からは票がなくなるかもしれないという心配をかけたも一坪に踏み切ったんだと思う。社会党はやるということをそういう行為であらわした。ですから社会党は一坪の範囲では信用できる。こう思っているのではないか。

戸村 一坪登記をしておいて、それを放棄したとなれば社会党はまた敗北ですよ。そんなことをしたら大変ですよ。

宮野稔 やはり大きな闘争に発展させて、連中も現地にかけつけるような状況を作ることが重要ですよ。

も、私たちは大地に根をおろして百姓をやって、生活をもっている闘いであるから、十年でも二十年でも闘えるという確信がなければならぬ。これが私たちの共同体じゃないか。私たちの中に一人でも破門者があってはならない。全部がこの中であって救われていなくちゃならない。一人の脱落者もだしてはならない。これが私の考えでございます。で、「土地収用法」に対して、四千メートルの拠点である藤崎さん、岡野さん、桜台の岩山の皆さんの土地をどのように権力の手の中からとりかえすかという奪還闘争、これが私のこれからの七〇年闘争でございます。

社会党は一坪を死力を尽くして守り抜け！

竜崎主計 今まで社会党の方々は「土地収用法をむこうがかけてくれればこちらの勝ちだ」ということをしばしばいわれてきました。それで一坪運動の土地を非常に頼りにして今までやってきました。が、最近いろいろの人に聞くには、強制収用をむこうがかけてくれれば、こちらが法廷闘争に持ち込んでも、むこうは法廷闘争をやりにがらブルでもって押しつけてくる。そういうことにならないですか。

小長井 土地収用法というのは、収用をかけ、全部パスツとていける法律ならむこうははじめからかけます。しかし、それではできない。それではどうして土地収用法で反対同盟に対して最後の挑戦をしてきているかという、一坪用地、団結小屋の土地という重点に土地収用法をかけて、弁護団や反戦、学生の諸君に非難を集中して、支援の人たちを切り離す。そうして拠点となるところをさきに落して、丸裸にして圧力をかけていく。こういうふうにしなけ

状と一緒に「あんた方の土地が三里塚にできました。もしそれが強制収用にかげられる段階になったら、先生方も現地に駆せ参じて下さい」という要請状をだしたんです。

石橋 これから土地収用を目前に控えて、同盟の組織強化というところで、駒井野の藤崎さん、大清水の岡野さん、岩山地区からの出耕作の方々の土地に対して、連日のごとく、公園、私服が出入りしている。われわれの二千五百メートル、木の根の三千六百メートル、そういう地域には悪辣な問題はおきていかなかったですが、ここでこの問題を真剣に考えて、駒井野、天浪、岩山に同盟は何らかの手を打った方がいいんじゃないか。岩山の地点では数多い反対者があって、しかもあれだけの組織がまとまっているわけですから、これはまだまだ問題はないと思えますが、駒井野とか大清水は周りが全部条件派で最悪の状態の中にあるわけでありまして、やはりこれに対して、いっさいを同盟に委任するというところで、まったくもって同盟に信頼しきっているという面があるわけですから、ここで日直の強化をはかって、連日午前一回、午後一回というような時間には、大清水と駒井野、岩山の主だった土地を持っているところに個別訪問して激励するというのも、一つの方法じゃないかと思うわけですよ。

うのが同盟の仕事じゃないかと思ひます。

この間の新聞をみますと、「一坪運動の場合はあくまでも土地取用法によって解決をつける。しかし、一般の民有地は、県としてもなるべく土地取用法をさけて、合法的な話し合いの中で買収したい」ということをいっているわけですから、一方で、土地取用法でおどかす、片方では、話し合いによって取り上げる。両方面を使っているわけですから、同盟としてこの地域に日直態勢を強化する中で、午前、午後二回くらい訪問するということも運動の強化になると思うんです。

### 強制測量の狙いはなににか

杉森 強制測量が実際は一月の中旬からむこう一ヶ月間という具合にいつてるわけですね。具体的な事実だけとていえば、一九五六年に砂川で一〇月におこなわれましたように、機動隊が砂川のとときは三千名ですけれども、前に測量調査団をたてて現地に入ってきた。そして、ここでは一坪の土地とか四メートルの中にある反対同盟の土地を測量して、これを収用委員会にかけて、新聞に発表されたんでは四月の末に、収用の採決をすると。で、これは今話されたように、本当に三里塚闘争の最大の山場というか、天下わけ目の闘争だと思ふ。これに対してどういう闘争をおこなうかということが、われわれのいちばんの課題だと思ふんです。

なぜ、強制測量が三里塚闘争の天下わけ目の闘争であるかといひますと、しかもそれを一週位の後に迎えないはならないという点ですが、一月三日に空港公園が三里塚闘争について発表した見解が

ように逮捕する。つまりこの半年間、いま一月中旬の強制測量という最大の山場を迎えてくる過程の闘争は、むこうが常に先手をうって反対同盟の規制を行なっていくという闘争をくんできたんですね。そうすると私たちはここでたしかに自分の心の中に、卒直にいつて、二千名の機動隊と対決するのは大変なことだと思ひますし、逮捕、リンチを予想しますと大変な事態だと思ふ。だが、実は敵は、そういう動揺を生みだして、強制測量をかけてくることによって、闘うまえに反対同盟をつぶすことを計画している。私たちは決戦をまえにして、じゃあむこう側がイニシアチブをとってきた闘争をもう一度反対同盟の側にしっかりと取り返して、これを打ち砕いていくためにはどうしたらいいかということを考えることだと思ふのです。動揺している人も、非常に大変だと思っている人も、それから四メートルの土地をもっている岡野さん、藤崎さんを守り抜く唯一の方法も、要するに、敵の攻撃にしっかりと対決して、これを打ち砕く闘争が最良の方法だと思ふんです。その中ではじめて法廷闘争の中での内容も生きてきますし、一切のことが生きてくると思ふ。

### 初心にかえって闘い抜こう——砂川闘争の教訓

杉森 五六年、今から一三年前の砂川闘争の前夜を思い出したんです。ぼくは高校生で一参加者だったんですが、砂川にそれまで百二十戸あった戸数が、強制測量がかかったときに、八十数戸に一挙に激減したんです。砂川基地拡張反対同盟がすぎまじいゆさぶりをかけられて、とにかく戸数が一挙に三十戸位減ってしまうという中

あるんです。それは非常に極端な話なんです。「強制測量と強制収用の二つをかけることによって、三里塚芝山連合空港反対同盟をつぶす」ということをハッキリいっている。強制測量あるいは強制収用というものが三里塚闘争の決戦だということの意味は、機動隊が大勢きてぶんなぐるとか、あるいは逮捕するとかいう意味もありますけれども、やはり強制測量・強制収用をかけ、同盟を動揺させて四メートルをつくることを狙っていることにあると思ふんです。敵はとにかくにも四メートルをつくらせようと思ふのだとされている。四メートルができればあとは簡単だ。だから四メートルの中で、土地をもっている人が、反対同盟の闘争もなく測量をやられてしまったとき、どういう感情をもつかということですね。同盟はいちばんいい方法は闘いだといひ、自分もとにかく四メートルの中の土地を守ってきて、断固頑張ると公言してきたけれども、同盟はやはり守り抜き、闘い抜くことはできなかった、ということがハッキリしたときに、この人はこれでは自分では最後まで闘うことはできないというのには当然だと思ふんです。

そういう意味で、強制測量を一体どういう形で阻止するのかがハッキリさせない限り、四メートルの中の何ヶ所かの土地を本當に守って、敵の攻撃を打ち砕いていくことはできないと思ふ。そうすると今決戦を前にして、去年の半年間の闘争をふり返って見たんですが、敵は九月からはじまった闘争の戦術を考えていたと思ふんです。まず九月八日に先制攻撃をうったんです。青年行動隊の八名を逮捕して、それから萩原君と全学連現闘の田代君の二名を全国指名手配して、大体二ヶ月間、萩原さんのお宅へは夜とか朝とか昼って具合に私服がきた。そしてなにか行為をすれば一月一二日の

で、強制測量の期間を迎えたんです。じゃあ一体砂川の人たちはどういう具合に強制測量と闘おうとしたかということですが、砂川では決戦に入るまえにまずはじめに家族ぐるみの闘争をもったと記憶しています。これからはじまる闘争をまえに、親はもちろん、老人も婦人も全部集って、一家をあげて敵の攻撃に対決するならばこれは勝てるという決戦の前夜の会合をもったんです。そこに、当時、国鉄労働者もいましたし、全学連の学生も含めて五、六千人集って、そして数日後からはじまる測量に対決したんですね。『流血の砂川』にでてくるように、あれだけの阻止線を張って、宮岡さん（砂川反対同盟副行動隊長）も機動隊のゴボウ抜きにあつて、怪我をしたようなんです。そして五日目、つまり一〇月一五日に政府側をして一時砂川の強制測量は見合わせるということを決めたわけなんです。そういうことからして、やっぱりあらゆる闘争の勝利は本當に私たちが身体を張って闘うということがあってできるのだと思ふ。

具体的に考えてみますと、予想されることは、例えば、むこうが本當にくるということであれば、夜明けにくるんじゃないかと思ふんです。夜明けの日の出のときに三日前に測量の通達を行なったというところで、機動隊や測量隊を中心にして、現地の四メートルの第一期工事のどこかにあらわれてくるだろう。それに対して、じゃあ同盟はどういう阻止線を張るのかということには具体的に最低一ヶ月はかかるだろうと。そうすると少なくとも一ヶ月間、強制測量阻止の闘いが続くだろう。そういう長い間の闘争、しかもこちら側が一番闘いにくい、寒さの厳しい時期を選んでくる闘争を勝ち抜いた

めには、まず本当に家族の中で、この闘争をやり抜くんだという決意を固めることが第一に重要じゃないかと思うんです。

二つ目は、いまの同盟は三年六ヶ月闘ってきた同盟であるし、全国の農民の闘争や住民の闘いの頂点になってきた闘争であるからには、「今日は測量阻止の闘争をやるんだ」というときに、この部隊が個々バラバラになってはしようがないと思うんですね。やっぱり部落なら部落の中で、例えば、ぼくの住んでいる所は現闘のある天神峰ですが、天神峰は部落の旗があって、その旗のもとにガッチリ固まっているという体制をあと一週間のうちにつくらなければならぬというんじゃないかと思うんです。

流血の惨事は闘いには敵しいことです。逮捕も恐ろしいし、リンチも恐ろしいことです。卒直にいいと思うんです。去年前田君が気絶するまでやられたわけですが、ああいうことが本当に行なわれることは恐ろしいことです。じゃあどうしたらそういう敵のメチャクチャな弾圧をはねのけることができるのかというところを考えたときに、砂川では、「一家あげての闘争ならば、子供も闘争のなかに加えようじゃないか。子供は例え日本の権力者が『それは違法だ、まらちがっている』と宣伝し、『砂川の農民は子供まで闘争に加えるのは言語道断だ』といわれようとも、基地を拡張するために敵が強制測量を強行にやるならば、子供は日本の国が認めた学校へもいかない、同盟休校してしまおうんだ」という案がでたんです。『流血の砂川』の中にも小さな小供が、旗をヤグラにたてるために登っていくところがあります。本当にきびしい攻撃と対決して、それを打ち砕いていくためには、三里塚と芝山の農民がそこまで本当に決意する、それができたら絶対に日本の民衆は三里塚の闘争をさけて

と思うんです。

### 同盟休校も辞さず！ 家族ぐるみの闘いを！

小長井 現地ですとやってきたというあたりの、どうして実力闘争でなければ勝てないのかというのを考えたうえで、青行隊の方かがですか。

柳川秀夫(青年行動隊) 今ずっと話を聞いていたんですが、いよいよ今月にはいつ強制収用、強制測量がかけられる段階になったわけですが、この間、一月二日に、有志と青行隊が集まって、天浪の団結小屋の周辺にバリケードを築いたわけです。今、なぜバリケードを築かなければならないのかといえは、それは土地の境界線をはっきりさせるためのバリケードだけではなく、また「自分たちの土地だ」ということを、確認するだけのバリケードではなくて、闘いも四年めを迎え、その中でわれわれが自分の土地にきたら闘うんだといってきたわけですが、四年間のわれわれの闘う決意がここに打ちたてられたバリケードとして、武器としてある。それは、「おれは絶対にやる」と、「やらなければ勝てない」という決意をこめた、決意が集中された、最終的なものとして、われわれの武器として、そういう意味で作られたかなり重要な意味をもったバリケードだということを含んだ闘争をやるのが本当にいいのかどうかということを含んだ

さらにはさつき杉森さんがいったように、本当に自分らが決意をしたならば、やはり同盟休校とか、家族総出の闘争というものには覚悟しなければいけないと思うんですね。決意の問題として、子供までも含んだ闘争をやるのが本当にいいのかどうかということを含んだ

通ることはできないと思うんです。それだけの闘争をおこなっている三里塚の農民を、どうして日本の各民主的な団体、例えば激減したといっても社会党ですら、これを見過して、みすみす敵の強制収用・強制測量をやらせてしまうことはできないと思うんです。日本の各地で、「三里塚の農民がそういう闘争をやっているのに、一体なぜこれを黙って見過すのか」という声が必ずおこる。しかし、要は三里塚芝山連合空港反対同盟がおよそ一週間後に迫ったそういう闘争を受けてたつ決意があるかどうかということなんです。本当に……。

各地のぼくらの仲間にはさまざまな決意をもってやるつもりです。しかしやっぱり闘争はその主人公の闘争への決意によってきまります。だからぼくは今日のこの集會が決戦討論集會と名うたれているわけですが、その名称を本当に実現していくことが大事なんじゃないかと考えるわけです。

もう一つ、一月に発表された公団の談話では騒音地域のことに関して、例えば、芝山の農家をみますと、広い庭も木もあるし、車をおける場所もあるんですが、騒音地域の人たちが入る場所はたつた二DKのアパートを提供するというのが空港公団が持っている具体的な住宅の保障です。こんなことは絶対に許されないと。そういう意味でこれから闘争の決意を固める必要があると思う。よく考えてみますと、やっぱり三年六ヶ月かかって敵は説得に失敗したんです。そしてやむを得ず反対同盟に強制測量をかけてくるんですね。そうすると説得に失敗した敵の戦術をさらにわれわれの側に有利に獲得していくためには、できた敵の言語道断強制収用法に対して闘い抜くことよって、はじめて敷地内の動揺をもって人々たちを支えることができ、四千メートルをつぶすことができる

が考えなければならぬわけです。だから、同盟休校の問題も、自分の家には子供がいらないからといって、よその家の子供を無責任にただ戦術的に使うと考えるのではなく、真剣に考えて実行するという方向にいかなければやっぱり勝てないと思うんです。

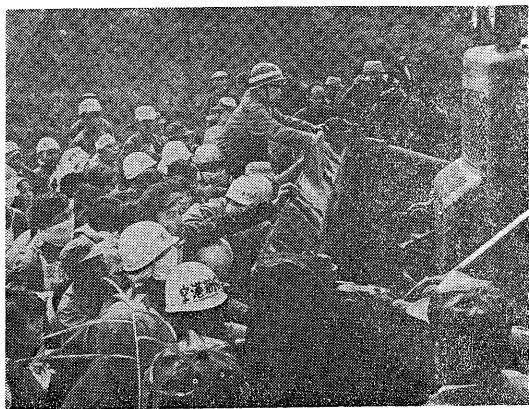
石井英祐 これから、この間の幹部会でも決定したように、反対同盟はこの強制測量に対して、組織をかけて闘うわけですが、やはり四千メートルの中だけにはいつてしまった闘争ではないかと思うんです。たしかにこの「土地収奪法」に対して断固として闘う決意をもって闘うわけなんです。だが、ちょっと気にかかっているのは、この時点で負けたならばこうなってしまうだろうと悲観的に考えないで、たしかにこの空港は今、ブルトーザーが一千町歩からの飛行場の予定地の中を歩いている。こういう状態では、反対してもしようがないんじゃないかという感じをあたる。しかし、ここで最後の一発をやるという考え方はなくて、現在、むこうがブルを入れてやっていると見通ししうえでなければ、完全にむこうとしても勝てないという確信で入ってきているものではないかと思うんです。

もう一つは、騒音地域の買い上げで、芝山あるいは滑走路の先端の四方八方を合計すると、この面積が飛行場とほぼ同じ広さという状態の中で、非常に政府・公団としても困って、敷地内と同じ金額で買うから売ってくれといってきたわけなんです。だから、われわれとしてもたしかに自分の持っている一坪の土地に対して、収用法で彼らが機動隊を全面にたてて強制的に取り上げようとしている事態ではあるが、その他にもまだまだ勝利する条件はいっぱいある。したがって、はつきりとした勝利の確信をもって闘えば必ずあとで

小長井 勝ち抜く展望ということに関して、同盟の方から……。  
 戸村 三里塚闘争はすでに砂川闘争を超えてしまっている。これがまずわれわれがとらえなければならぬ態度だと思ふ。砂川闘争どころではないと思ふ。法廷闘争で砂川闘争が勝ったから、あるいは長沼が訴訟に勝ったからという甘い考えをわれわれはこの際捨てなければいけない。それは決して法廷闘争がダメだということではないんです。そのまえに重要な問題として考えなければいけないのは、三里塚闘争はもう砂川闘争をとうに超えた闘いだということです。  
 最近、土地収用法がかけられて四千メートルの中にわれわれが追い込められていったような、タコが壺の中で自分の足を食い食い闘うということになると反対同盟は負けだと思ふ。その前にわれわれはどういう闘いを展開しなければならぬか。四千メートルの中の闘いだけではダメだということです。もっと柔軟な、強靱な、幅広い、日々千変万化する闘いを創造していかなければいけない。四千

### 千変万化のゲリラ戦法

状況をなんとか全員の力で克服して、連合反対同盟の幹部の方々の決意と方針の提起、それに対するわれわれ連合反対同盟員の思いきった信頼という関係でもって、婦人行動隊・老人行動隊・青行隊、あるいは反対同盟の行動隊という形で、お互いに十分意見を交換し、批判するところは批判しあっていく。こうなればお互いに慰めあっているわけにはいかない。あくまでもお互いに裸になったところで、議論を尽くして、正しい方針の下に、全反対同盟の力を集中して、本年一年間闘っていく必要があるかと思ひます。(拍手)



ブルトーザ一前座りこみ闘争 (44年11・12)

法、戦略があるわけなんです。それをわれわれは創造し、発展させていかなければならない。その発展によって、私たちの闘争も成長する。そこで弁護活動もある。私たちは今まで四ヶ年闘ってきましたが、そういうゲリラ戦法がでてこなかったのは残念なことです。公団がやっける道路を爆破することもない。  
 私は闘いというものは明日勝つという闘いじゃないと思ふんです。今年一年私たち同盟がそのまま健在だったら、もうこりゃあしめたもんだと思ふですね。来年の正月をみんなで天神峰の団結小屋で迎えることができたならば勝ったと。それこそ闘いだ。そういう意味合いにおいて、私たちは同盟休校の問題、少年行動隊の問題、

メートルの中にたこ壺のように入って、そこでスクラムを組んで、ワッショイ、ワッショイやって闘う。こういう闘いは一つのパターンで、それだけでは、もうダメだと思ふんです。また、機動隊がきたらまっこうから機動隊と立ち打ちをやるという闘いでもないと思ふ。もっともっと、有利な戦

も勝てる。さらに闘いを有利にするために、ここに組織をかけても土地収用法の粉砕のために、むこうの強制的な測量隊と闘うわけだが、「最後の一発だ」という考えは、一口に言って、捨てる必要がある。最後までわれわれは勝てるという確信をもって闘うが、後でも勝てる闘いをさらに有利にするために今、闘うという考えで生命をかけて闘うことが必要じゃないか。私はこの闘いが負けたら、一挙にやられると、これは最後の闘いだという考え方は絶対にしたくないというふうに思っております。

島寛征(青年行動隊) 一月二日に天浪の団結小屋の周りに反対同盟を中心として、同盟の有志の方々がバリケードを作ったわけですが、ある意味で、去年の闘いは、八月一日の御料牧場の闘争で八名が逮捕され、また、一月二日にはブルトーザのまわりに座りこんだために、一四名名の反対同盟員が逮捕されるといふ闘争をやりながら、去年一年間考えてみると、反対同盟としてはたしてはつきりした方針にもとづいて闘争をやっていたのかどうか、おそらく青年行動隊だけでも二〇名近い逮捕者をだしながら、しかし闘争としてはそういう大きな犠牲をはらったにもかかわらず、沈滞したというか、反対同盟全体が、一つの力となつて、敵にあたるという闘争を組むだけの強さをもてなかったんじゃないかというふうには私たちとしては考えているわけです。だけれども、反対同盟の団結した闘い、土地を売らない闘いが今年五年目にはいつて、やっぱり政府・公団に対する非常に大きな打撃となり、政府・公団のほうでも、飛行場の四千メートルの滑走路を来年の四月には完成して、一番機を飛ばすんだということが大言壮語しているために、なんとか世間の目をごまかそうと、自分たちの言分が実行されているんだということを世間に

知らせるために、一生懸命ブルトーザをもってきて天浪地区の条件派の土地と牧場の国有地をひっくり返しているんだと思ひます。今年の一月のはじめに行なわれたバリケードを築くという一つの反対同盟の決意、これはただ有志の方々だけではなくて、やはり本当に今、三里塚・芝山で反対している人たちの創意だと思ふ。したがって、この政府や公団に対する反撃の力を反対同盟全体のものとして、そうして今政府や公団がいつている、事業認定をしてから一坪用地や団結小屋を収用するというような、むこうのまったく無謀な方向に対して、反対同盟はつきりここで、われわれは、今まで、弾圧によって決してひるんではないんだ、あくまでも連合反対同盟は総力を挙げて、政府・公団と対決するかまえてあるということ、はつきり示す必要があるかと思ひます。それが一月二日に築かれたバリケードであらうし、また、一三日に連合反対同盟全体で築こうとしているバリケードである。ただ、バリケードを作っただけで、空港が阻止できるだろうというふうにはわれわれも考えていません。あくまでも反対同盟の一人一人の力でバリケードを守りとおしていく。一坪用地と団結小屋を守って、四千メートルの滑走路をどうしても作らせない、来年四月一日に政府が予定している一番機は絶対に飛ばさせないという堅い覚悟でもって、連合反対同盟がいつさいの力を本年の闘争に集中するならば、二千五百メートルの滑走路、あるいは三千二百の横風用滑走路にはまだまだ十分連合反対同盟員の所有地がたくさんあることを背景にして、今年、われわれ連合反対同盟が力をついに、敵の弾圧をおそれずに闘っていきなれば、かならずわれわれは勝てるという確信をもっています。そういう意味で、去年のような、方針があるのかないのかという



機動隊殲滅の問題もでてくる。本当に私たちの実力行動を開始しなければならぬ。私たちは生活の智慧もあり、馬鹿じゃない。ただいいなりになって、農地をぶんどられて、「五反百姓になれ」といって放りだされる農民じゃないですよ。五年間これだけ食べる農民として七桁農業の農民として闘ってきた農民が、どうしてこんな取奪法に負けてたまるかという、そういう闘争意欲が砂川闘争をこえても一歩踏みだせるかどうか。明日の闘争に向かってその点はどうか、決意だけではだめで、具体的に反対同盟はもっともって戦法、戦略をきたえ、敵がきたらどういうふうになちうちするか、それを討論しなければダメだと思う。最後に申し上げたいことは、四千米



強制測量阻止に総決起した反対同盟 (45年1・15)

一トルの中に追い込められないこと、もっと地理的に広い広範な有利な地位をもつて、たくみなゲリラ戦法をもつてやる。それが日本人はベトナム民族と違って民族性としてゲリラができない。これはまったくそのとおりで、しかしこれからゲリラが必要だと思えますし、ゲリラというものは、私た

ちがなにもカービン銃をもって闘うばかりではない。本当に生活の知恵としてでてこなければならぬ。それで闘って、私たちのできないところを法廷でもって弁護団が闘ってくれる。そこに私たちの安心立命感もある。そうして、最後に私たちは正義の闘いとして勝利する。ベトナムが勝利しているんですよ。アメリカ帝国主義をあの旧式な武器でもって、五二万の兵力を彼らは撃破している。アメリカのあの資本主義がぐらついている。早晚ぶっ倒れることは事実です。ベトナム農民の闘いに呼応して、この三里塚においてこの七〇年を突破していかなければならないという、遠大な理想をもっていただきたいと思えます。どうか皆さん、私たちの闘いは洋々たるものです。喜んで、笑いながら闘っていきける。決して悲観したじめじめした、そんな闘いじゃない。本当に生きている闘いを、心からお願ひしたいものであります。

反対同盟先頭に鉄の一撃を！

前田 戸村さんと鳥さん、柳川君の反対同盟からの堅い決意にこたえて、ぼくたち全学連も断固闘うということについて簡単に発言したいと思えます。今日この集会で反対同盟が三年六月月にわたって闘い抜いてきた経過について総括する形で、しかもその中から重要な教訓をくみとろうとする意味で、非常に貴重な討論がなされたと思えます。ぼくは聞いていてやはり三里塚闘争は非常に偉大な闘いである、日本の農民闘争の中でこのような闘争がかつてあったらどうか、このように本当に考えます。そしてこの三年半の闘いを闘い抜いてきた決意とこの経験をふまえるなら、三里塚決戦は必ず勝

てる。本当にこの教訓をくみつくして、みんなが総力でやるなら必ず勝るとの確信をもたことについてハッキリと確認したいと思えます。

一月強制測量は、後一週間、一月一日からはじまろうとしているわけですけど、しかしこの一月決戦とでもいえるような同盟の組織をかけた闘いは、ある意味では単なる土地取用法にもとづく測量であるというふうに考えたらまちがいがいいじゃないか、単なる立入り測量だととらえるべきじゃないかと思う。それはどうということかという、一つには立入り測量、反対派の土地をも測量することとはあるかもしれないが、強制立入り測量に名をかりて、反対同盟をぶっつぶすんだという本質的な攻撃の側面をほくらは見落してはならないと思う。さきほどから発言されていますが、岡野さんや藤崎さんに対する集中的な弾圧がはじまっていきます。それから敷地内に土地をもつすべての反対同盟の人たちに対して、「何をボヤボヤしてるんだ、現地をよくみる、山がくずれてい

ものだ。

現在の反対同盟の組織、戦力の重要な部分になっているのは芝山反対同盟だと思えます。その芝山反対同盟を動揺させる、なかに分裂をもちこむ、ぶっつぶすというのが彼らの狙いにほかならないのです。このような岡野さん、藤崎さんに対する集中的な攻撃、それから土地をもっている人たちに対するあらゆる攻撃を新聞や権力や公団、県一体となってやってくるのが二つめ。そしてさらに反対同盟、芝山までふくめて壊滅させるといのが、むこうの本質的な三つめの攻撃だと思えます。これが「この一月に強制立入り測量をやるぞ」というおどかしにほかならない。この一月というのは立入りを阻止するということと同時に、この闘いを通して反対同盟はどんなことがあっても壊滅しない、どんなことがあってもこの闘いと組織は防衛するんだという決意と態勢を今こそ創るときなんじゃないかと思えます。

最後に、現在の同盟の総力をあげて闘うなら、必ずこの闘いは勝てるし、そして敵が攻撃の環を反対同盟を破壊することにおいている限り、一月決戦をすぎても二月、三月、四月の段階になって反対同盟が今日の力をもっていたら、彼らは本当に敗北したといわなければいけないと思えます。ぼくはそういう意味で、反対同盟の皆さんが今こそ総力をあげて闘ってほしい。家族総動員の闘い、また子供をかかえて参加する闘い、そして本家も新宅も、あるいは東京にでている兄弟や知人や親戚やすべての友人まで含めて、「現地がもっとも大変だ」と、「今こそ結集せよ」と、あるいはすべての家族や知人に対して危篤電報をうつことも重要だと思えます。そういうよう

5ことが今こそ同盟の組織をかけた、あるいは転期、一大飛躍の時期に對して必要だと思ひます。今ここに集まられたすべての反対同盟の皆さんに最後にお願ひしたいことは、やはり一月一日はあつた一週間、この中で反対同盟をいかに強くするのかが、ここに参加しているすべての反対同盟の皆さんの責任であり任務だと思ひ込んで、ばくたち現地に在る現闘本部も頑張りませう。(拍手)

農民と共に——泣言いわず肚のすわった現地闘争——

小長井 現闘へきたのはどういう気持というか、何をここでやろうとしたのか、ここから何をつかみとろうとしたのか、知りたい。

杉森信一(反戦現闘) 四二年の八月にここにきたんです。まだそのころは、代々木がいたころです。一〇・八があつて、その後には戸村さんのところにきて、ずっと戸村さんの裏を借りていたわけです。一月三日に反戦、全学連の最初の統一行動が、千葉県反戦の主催で行なわれたんです。これが日共との最大の闘争だったわけです。それを契機にして現闘ができたんです。四二年の暮ですね。

前田輝明(全学連現闘) 反戦現闘や全学連現闘の歴史は、一〇・八の羽田以降ここに入ってきているわけです。日共に対する闘争の時代です。

杉森 だから、やっぱりここで新しい農民闘争が、しかも日本階級闘争の展望の中でもできる可能性があるんだというふうな一定の見通しがないまでは、ある意味でははじめての運動でしょう、なかなか踏み切りつかなかつたですね。富里の後半のころから、千葉の

現闘を開設して、ここにいるのは何なのかという問題がものすごくあつたですね。結局、一番大きな問題は、農村にあつても、なおかつ共産主義者として生きていく道というのはどういうことなのかという問題です。直接的には〇〇大学、××反戦で闘争をやるといふことだらうけれども、しかし、大きく考えれば、大学や、反戦から送られたんじゃないかと、むしろ革命というところから三里塚に送られてきたんだというふうな考え方が一つの現闘体質ですね。

それと、農民・農業問題と帝国主義ということからいえば、結局、帝国主義に對決し、これを打倒しないかぎり農民・農業問題は解決しないんです。しかも革命というのは、ごく簡単にいえば、飯を喰わなきゃもたない。都市の労働者が、二千万の農民に支えられてはじめて闘える。単純な労働同盟ということではないですが、農民というのは実に革命運動を左右する勢力で、実際そういう力をもっている。農民がどう動いていくか、これは本場に大きな問題です。

前田 当初はこんなに長期になるといふ感じはなかつた、正直なと

中の反動的な部分が空港の討論をはじめたんです。最初は三里塚の農民が権力に敵対するかぎりにおいて支援しようというところからはじまつたんです。それが大体はつきりしたのが、四二年六月の大橋運輸相がきて、成田駅前をやつた。あのときはじめて、常駐じゃないけれども、組織的に千葉県反戦の旗を掲げて参加したんです。だから、われわれが現闘へきたときには、一つは砂川闘争との関係です。あの砂川闘争は、いわば砂川と全学連と反戦の三者が合体することによって、反戦と全学連の位置がぐんと飛躍しましたね。やっぱり三里塚闘争は、そういう意味では、反戦と学生が結びつくことによって、非常に日本の階級闘争の中で広い位置を占めているんじゃないでしょうか。

それと、農民闘争をやりたいというぐあいには必ずしも思つてなかつたけれども、農民闘争がなんたるかということ全然わかつてなかつたんです。ただし、過去の農民闘争の文献なんかみてもさまざまのものがあるでしょう。荒々しい農民運動にはつきつけられるものがありますね。しかし、文献だけみているだけではダメで、実際に自分がそれに参加するというのはいへんな決意です。

もう一つ大きいのは、軍事空港だという問題です。しかし、そこで全学連現闘あるいは反戦現闘を開設して、ここにとじこもつて、その住民の一員になつてやるということでは、また別の飛躍があるんです。革命運動には見返りとか報酬というものはないわけ、あるとすれば、闘争の勝利と成功ですね。自分の思想が反映された闘争ができて、それが具体的な権力との闘争の中で喜びとかなにか感じられるわけでしょう。しかし実際そういうんじゃないんです。

ころ。四二年の一月三日の闘争から直接的には三里塚に入ったわけです。その頃の三里塚に対するイメージ・感覚というのは、デモにきた普通の学生と変つていない。

個人的な喜びと悲しみということからいえば、ここに埋没してしまふんじゃないかという感じがあまりした。学生運動をやっている自分とここにいる自分とは違ふんだ。東京へ行つて、「三里塚に足がついた」「百姓になった感じがする」とかいわれるのは非常にやだつたですね。

三里塚闘争の位置づけでも、現実には軍事空港でしょう。そのとに象徴される日本の基地闘争の天王山として、しかもわれわれにとっては非常に有利なところで、全国基地闘争の拠点防衛の一つに自分はきてるんだと、反戦、学生の闘いとまるっきり同じなんです。そういう意味では、七〇年闘争の一政治舞台として、三里塚闘争を考えますから、「百姓的で、三里塚に住みついた」といわれると、「絶対にちがう」といつてきたわけです。六八年の暮から六九年春ごろまでは区別されることに対しては連関を強調するわけです。

# 構造

¥160 経済構造社 (272)二六五九

5月号

## 「コミュニオン」の権力論

コミュニオンの連合と党構造……津村 番  
権力論と危機の現代的形態……黒木龍思  
共同体とコミュニオン……滝村隆一  
社会革命と工場評議会運動……滝口弘人  
フランスにおける革命思想の展開……坂本慶一  
ストラスプールの宣言……情況主義インタール

一月号 國安保七〇年の課題と展望

岩田弘／武藤一羊／鎌倉孝夫／蔵田計成／他  
二月号 國内乱における軍事問題  
湯浅越男／長尾久／中村丈夫／中島誠／他  
三月号 アメリカの反乱と現代世界  
小林富雄／雪山慶正／清水知久／長田衛／他  
四月号 レニン主義と現代革命  
広松涉／湯浅越男／岩田・菊地・津田／他

杉森 考えてみますと、六七年の一〇・八以降三・三一までの三里塚闘争は激動の七ヶ月の直接的延長にあるんです。だから、三・三一までいるぼくらの位置というのは階級闘争の最先頭なんですよ。前田 今はこちらかといえ、連闘を強調する時代から区別を強調する時代に入っているという感じがする。

杉森 ぼくは、その点ではこう思うんです。もういっぺん三里塚が階級闘争の先頭になったらすっきりするというんじゃないやなくて、三里塚闘争もこの間変ってきたんです。どういうふうに変ってきたかというところ、一〇・八以降の階級闘争ですけれども、日本の全社会が非常に揺れ動いてきている。激動と動乱の時代に入ってきている。そしてよく最近いわれますように、ものごとが原理に帰るといいますか、非常に資本家階級とプロレタリアートの対決の時代に入ってきている。そういうことが非常にはっきりしてきている。そうすると、その中で起こっている三里塚闘争はなんなのかということが、もっともっと鮮明になってくるんです。二・二六からはじまって、七月まで闘争をやった、その後、およそ一年三ヶ月は本当に静かな闘争で、それこそここにいるぼくらの役割は夜中の喧嘩の仲裁からありとあらゆることをやった。

その中で、しかし東京の闘争はポコポコ起こっている。ぼくらがなぜいるのかということが非常に不鮮明になっちゃうという時期から、しかし、六九年の階級闘争全体を通じて、あらためて七〇年を迎えた時点で、三里塚闘争が日本の階級闘争の中で、非常に重みをもっているんだということが、むしろ非常に鮮明になってきている。そのことが、自分が反戦・全学連現闘を開設して二年間やってきた、その闘争の継続の過程が今になってどういう意味をもって

きるのかどうか。その能力が自分に身につくのかどうか、その問題というのは相当大きいですね。主観主義的にそうだとはいふに信じたことというところもあるんだけれども、ここにいていふことは、その能力について、ある程度ついている……。

杉森 例えば、三年六ヶ月の間に、少なくとも農民闘争はどういう過程をとっていくのかということを考えるだけでも相当の教訓になりますからね。

小長井 しかもこれはやった者だけがわかることで、あれこれの文献を読んだだけではわからない。実際にこういふ中に直面して、自分でやってみてはじめて思い知る、運動というのはそういうものですね。はじめから闘争の論理と展望とがあって、必ず勝利するという確実な見通しの上に立って運動路線をもっていくという、かっこういいんじゃないからね。

前田 だから、全国学園闘争という中で、日本の学生が総体として決起していく、そういう状況が日本農民の総反乱、総決起として、きたるべき日本革命を領導する一つの重要な階級闘争の局面をなっていくとすれば、そのときこそ、あらゆるところに現闘的な拡がりをもちつつ三里塚での現闘の経験というものが教訓化されていくというところをいらないで、現地の重みに耐えながらやっている。

杉森 一月決戦の闘争の内容が、むこうが強制測量という、三里塚闘争の最大のヤマ場の武器を使ったからなにをやってもいいんだ、だから、非常に決戦なんだ、そういうことだけで激闘なんだということが規制されているんじゃないと思うんです。やはり一月の闘争ということに非常に規制されていると思うんです。一月闘争というのは、はじめて労働者が武器をもって闘った。というのは、民

いたか改めてとらえかえされるべきだと思っている。

前田 たしかにあの時期にいなかったとしたら、少なくとも、僕たちと農民との間に獲得されている地平はないですね。これはなんといおうと喧嘩の仲裁でもなんでもいえるべきなんだ。

この間どこへ行ってもしわれるのは、二年間いた唯一の党派、人間であるということですね。

小長井 政治焦点化したからやるというんじゃないやなくて、やっぱり革命運動と階級闘争総体の中での自分および自分によっている運動がどう展開するかということ、まさに自分の主体の中で現在のにとらえた者だけがここに残り得るということになるんじゃないかと思うんですけれども。しかも闘争の日常というのは、いやなことや、つらいことや、人にいえないようなことが沢山あるわけですね。

三里塚の現闘というのは、一種の具象的な映像として典型化されてきているということがいえると思うんです。現地闘争主義とよくいいますけれども、現地の闘争を拠点にして、現闘本部というものが、どんな局面を迎えても断固として死守して、頑張り、耐えぬいて、闘いの展望を決定的局面で切り拓く、前線の拠点になってやる。そうした現地闘争のイメージがあらゆる分野で定着してきている。そういうものとして主体化されてきたことは実に大きな役割を果たしたといえますね。

前田 全国学園闘争が、東大闘争の何時間かの後から一挙に一週間ぐらいたの間には拡がった力が、農民の中にもそれ以上の戦闘性をもってあるということですね。ただ、そのとき、日本階級闘争の、つまり権力とぶつかる農民運動の政治指導を、そういう大衆化の中でで衆が武装して起ち上る普遍性をあらわしていると思うんです。そうすると、七〇年代の闘争というのは、一月闘争に萌芽的、端的にみられた、民衆がみずから武器をもって闘うという要素もっている。

そうすると、三里塚闘争は、七〇年代との関係において、一月闘争をもっと一歩進めたような形でいかないかぎり、また、これは勝利もこないんだということなんです。しかもそのことが達成できれば、まだ反戦や学生のもっている武装というものは、非常に特異なものです。しかし、三里塚の民衆が、みずから武装して闘いに立つならば、それは七〇年代における民衆の武装した闘いの普遍性を大きく示すことになるだろう。

小長井 ここじゃ多数派だからね。

杉森 ということは、日本の民衆の中には、そういう闘争として承認してゆくものもっているじゃないか。そうすると、結局、決戦の中で三里塚の農民が思想的にそこまでいくかは別としても、具体的にやってみようということができればいいですね。

# 支配の構造と崩壊の要因(一)

戦後民主主義とはなにか

小長井 良 浩

《目次》

第一章	なにをみすえるべきか
第二章	天皇制支配の体系と命脈
一	体制的危機と政治的死闘
二	天皇制支配の体系的構造(1統治根拠 2国民教育 3国民統制 4実力機関 5支配階級)〈以上本身〉
第三章	原点における戦後民主主義
一	天皇制支配の解体と戦後体制の形成
二	占領政策の所産としての支配体制の合理化
三	戦後民主主義における反抗形式の定立
第四章	議会制民主主義における集票と多数形成の現実
第五章	保守与党と改良野党による政治決定の図式
第六章	支配の現状と特質
第七章	崩壊の条件の成熟
第八章	結論

## 第一章 なにをみすえるべきか

さしあたり、人々は、賃金が安いのに物価が高いのは不満だが、いろいろおかしなことはあっても世の中を変えてまでなんとかしようとは思わない、むしろ安定した、なかなかいい社会だと思っている。

そして、自分たちも過当競争にうちかかって金を貯え、地位を築いて、うまくやっついこうということにとらえられている。

仕事に生きる、職業に生きる、事業に生きる、企業に生きる、機構に生きる、体制に生きるのがある。必死になってしがみついて競り上がろうとする。例えば、もはや労働組合のむこうを張った「国鉄をよくする会」「国鉄を再建する会」「国鉄を守る会」「国鉄を明るくする会」とどまるというのではなく、「国鉄に生きる会」

というのである。

しかし、七〇年代に生きるすべての人々を巻き込んでしまふ、日本はどうなるのか、日本をどうするのかという問題が一人一人にせまってくる状況は、年末選挙の自民党圧勝の謳歌と万国博覧会の盛んな宣伝の下で、たゆみなく進んでいるのだ。

戦後民主主義下の体制は、明らかに、「戦後」の体質をすてなくてはならないところまで来た。

七〇年代の流動下の来るべき大転換において、体制に乗るのか、体制を壊すのか。体制に乗って文句をつけていくという中間的不徹底に時代を領導する立場はない。

みよ。実際、中間的改良諸党は、民社党が頭打ち、公明党が出版妨害問題で袋叩き、日本社会党が解体的危機、日本共産党と称しながら革命をすてて体制内改良野党化、どこも先の方針がでないのがある。

現在、体制は戦後の体質のなかで、建前をそのままにしながら、現実を要請に則応させて、行けるところまでなんとかやっついこうとしている。大衆は「自由」「民主」党という、戦後の条件の枠付で支持を与えている。それでも、体制に対する漠たる不満を改良野党に託している人々も広範にある。

たしかに、原点における「戦後民主主義」は、日本帝国主義を解体禁圧したのだ。すなわち、アメリカには逆らわない(国際協調主義)、軍隊によって侵略しない(平和主義)、国民を国策に統制しない(基本的人権の尊重と国民主義)というのが新憲法の基本原則とされていた。

そのままでは、日米関係の矛盾をすべて日本が国内的に処理せよ

るを得ない負荷にあえぐということであり(対米追従)、中国大陸周辺および華僑圏に進出せざるを得ない日本帝国主義が独自の中国政策をもちえないことに通じ、アジア危機のさなかにはまりこもうというのにアメリカに頼るはかなく独力で軍事的に打開できず、内政が帝国主義段階に則応できない不随をもどかしがらなくてはならないのである。しかも、戦後世界体制は、根柢的な動揺と危機の時代に入っている。

したがって、体制が「戦後」の枠付では、帝国主義として膨脹するとともに、支配が破綻から崩壊へ陥るであろう。

体制的危機の時代では、現在の体制内各派では保守的の中間派になつてしまい、社会主義か帝国主義か、革命か反動かの左右の分岐が死活の問題としてすべての人々に徹底してつきつけられてくる。

そのとき、体制内に、積極的打開か消極的彌縫か、強硬策か現状維持策か、左翼内に、妥協か対決か、転向か貫徹か、屈服か革命か、すさまじい亀裂が起こらざるをえない。

政治方針をめぐって、全政治勢力を巻き込む主導権を争奪する死闘が始まる。

平時にそなえていても、有事は思いもよらないきかたをする。情勢が到来してしまつてから気付いたのでは遅いのだ。脱落であり、失格である。機が熟したことに気がつきさえしないということもある。もっと極端に、事態を誤解することすら犯しかねない。運動は、つねに、つぎはなにか、でなくてはならない。

今こそ、体制を真正面にすえて、支配の構造と崩壊の要因の問題に、大胆にとりくまなくてはならない。そして、ここに結集せよ、という革命の理想と現実性を高々とさ

し示さなくてはならない。そうすればかならず勝てる。情勢は、現実、そこまで及ぶ。

時代を決定する問題を真向からとらえ、大衆を結集しうる政治理念に導かれた正しい政治方針を示すことができる組織された政治勢力であってこそ、未来を領導することができる。

したがって、否でも応でも、七〇年の日本列島の現実からはじめざるをえない。

われわれの対象である七〇年日本は、毛沢東がさしずめ党内少数派ながら、いずれ中国大陸で権力を獲得することを目途して、まず『中国社会各階級の分析』（一九二六年三月）をおこない、『湖南省農民運動の視察報告』（一九二七年三月）をあらわした世界とは、比較にならないほどとらえにくい複雑な高度資本主義文明社会である。

そのトータルな把握と解析とが、いかに大きな総合力を要しようとも、挑まなくてはならない。

「現実が複雑だ」という異口同音の言葉を最後に、これまで身のまわりからどれほどの人が体制の中に陥没していったことか。

もとより、一代にして中国大陸を制覇し、さらに社会主義権力をたたきなおそうとまでした巨額には驚嘆せざるをえないが、われわれの実践にとって先訓となるのは、当時、中国大陸において極少数派の彼が、中国社会各階級総体をとらえ、『書物主義に反対する』（一九三〇年五月）として、頑強に中国大陸の現実に立脚して、革命の実践の苦闘によってえた経験からわたりだした理論にもついで革命を勝利に導く政治方針をあみだしていった足跡である。戦前、マルクス主義の移入にあたり、日本資本主義の発展段階と

現状分析、したがって、日本革命の本質規定をめぐって起った講座派と労働派との論争にもかわらぬ（そして、戦後、天皇制に関する神山十志賀論争にもかわらぬ）今日、われわれが実践的に日本革命の問題を検討するに際しては、むしろ屈強な日本帝国主義の戦争遂行力を解体し、再び日本が極東において米英ソの脅威とならないようにする占領政策がどこにむけられたかをみなくてはならない。

革命運動がどのような理論と方針をもったかについては、二七年、三二年テーゼをみなくてはならないが、現実がどうであったかは政治の実践が実証してしまっている。

占領支配は資本主義の生産様式の廃絶には及ばないが、日本帝国主義の復活を厳重に禁止した。それが占領政策である。

したがって、資本主義体制の基盤のうえに、占領政策がなにを廃絶し、なにをもつて拘束したかをみるとともに、それらがどのように変貌をとり現在にいたっているかをとらえるならば、現下の支配の構造は明らかにならざるをえないであろう。

そして、文明社会では、支配者は自己の権力を堅持してこれを奪取されることのないよう、体制を法制化し、その顛覆を予防的に法禁しているから、法制度が支配の構造についてみるうえで重要な資料となる。

かくて、いかなる行為が体制にとって危険であり、どのような存在が体制にとって合致するかは、すでに支配の政策と法制において定式化されている。

そこで、崩壊の要因は、政策と法制とが対象とする現実のなかに、はつきりとみることができようであろう。

## 第二章 天皇制支配の体系と命脈

### 一 体制的危機と政治的死闘

ロシア革命と第一次世界大戦を経た戦後世界において、日本帝国主義の国内的矛盾と国際的市場競争とは体制的危機にまで深刻化し、帝国主義戦争による軍事的打開か、社会主義革命による体制的止揚か、もはやいずれしかなかった。

第一次世界大戦は帝国主義の危機を解決しなかったばかりでなく、むしろ危機を進行せしめたのであり、体制的危機を解決するには帝国主義にとつぎは戦争であり、戦争をめぐって政治的死闘がくりひろげられた。

とりわけ、日本帝国主義は、日清、日露の乾坤一擲の勝負を乗り切り、世界大戦の圏外にあってボロ儲けして、一躍、「三大強国」と称せられるにいたって、そこまでは来たものの、その先、どうやっていくのか、ぬきさしならない状態となってしまうていた。

そして、体制はそのままでは現実に適応できない不随の機構と未期的な頹廢を露呈していた。

伊藤博文が明治憲法をつくるモデルにしたドイツの皇帝制は倒壊していた。

米英の対日干渉、大戦中獲得した権益の奪還、中国政策の混乱、軍縮問題、国際的孤立化、財政政策の分裂、金本位問題、経済恐慌、失業、農村の疲弊、政党的腐敗、世相の頹廢、いわゆる怪文書の乱

舞、勃興する労働運動、小作争議の深刻化、危険思想の蔓延……

まさに、体制的危機の現象であった。

危機に直面して、むしろ危機に直面すればこそ、支配層の内部に分裂、抗争が生じていた。

政友会が積極政策をとるのに対して、民政党は緊縮政策を「明るく正しく強き政治」とであるとす。政友会内閣が放漫財政であると非難されれば、民政党内閣が消極財政で景気対策がないとされる。

田中内閣（政友会）が対支強硬政策をとって山東出兵を繰返し、狂暴な国内治安弾圧を断行して不評判となると、浜口内閣（民政党）が「幣原軟弱外交」によって後退し、ロンドン海軍軍縮条約を批准する。井上準之助蔵相（浜口内閣）が第一次大戦によって閉鎖されていた金を解禁し、完全な金本位制を回復し為替に動揺をなくし、自由経済において制覇する独占金融資本の確立を策して、デフレ政策をとれば、高橋是清蔵相（犬養内閣）は金本位制を再停止して、

自国資本主義圏の軍事的拡大にともなうインフレ政策によって景気を回復しようとする。

これらがたんに人心の刷新をはかるイメージ・チェンジとして転回するというのではなく、暗礁にのりあげて一方の極から他方の極へ政治方針が逆転するのである。しかも、それでもどうにもならない。

体制的危機の時代がおとずれたことは明らかであった。

「現状ではどうにもならない」「それではどうするか」「このままでは日本はどうなるのか」という不安が民衆を領していた。

すべての政治勢力が模索し、政治方針をめぐって激突した。一九一九年（大正八年）すでに支那革命に投じていた北一輝が上

海で排日運動をまのあたりにしながら書いた『日本改造案原理大綱』は、「今や大日本帝国ハ内憂外患並ビ到ラントスル有史未曾有ノ国難ニ臨メリ」と緒言を書き起こしている。

一九二〇年一月社会主義同盟が組織され、一九二二年七月、いわゆる第一次共産党が結成され、一九二四年春の解党決議を克服して、一九二六年一月党再建大会が開かれていた。

つぎの政治指導をめぐって、右から左まで各派が一斉に動き始めていたのである。

もとより、宮廷（皇族、華族、元老、重臣）、政党、財閥、地主、軍上層、高級官僚、という体制を保守しようとする既成勢力があった。しかし、旧勢力は情勢に追隨して彌縫しようとするだけで、戦争が無謀であるというのならどうすればよいのか、積極的な現状打開の政治方針をもたないまま頹廢していた。そこで、つねに軍に引きまわされ、軍をおさえることしかなしえず、軍を指導する政治ではなかった。一九三一年（昭和六年）、満州事変という日本帝国主義を破局に導いた重大な政治的決定すら、若槻礼次郎民政党内閣の幣原敬外外交に対する閣東軍の独走であった。

このような内外情勢への危機感により、体制の中から、天皇を頂点とする統治の大系という団体を明徴し、不純腐敗分子を排除しなくては危機を乗り切れないとする反動が、体制的危機の切実な表現として起こりうる。

五・一五事件（一九三二年）で犬養首相射殺を決定した海軍中射三上卓は、熱烈に趣意を起草している（現代史資料(4)四九四頁）。

日本国民に檄す

日本国民よ！

長期政権を樹立して態勢を確立した。戦争は近い、戦争によってしか矛盾は解決できない。しかるに、日本国内の現状は、困難に際会してこのだらしのない無統制ぶりだ。天皇にへばりついている支配階級が悪い、今こそ皇軍の赤誠の子が起って昭和維新を断行し、天皇親政の下、万国に冠たるわが国体を護持し、皇道を発揚しなくてはならないと檄せられた。

実際、いかにも軍人らしい風貌の荒木貞夫大将が「軍はやる」と全国を遊説したのに共鳴して、「この人についていくほかない」と考えた民衆も多かった。軍は大家をひきつけていった。

そして、直面する政治課題である戦争を遂行する軍部として、この中心の陸軍に、皇道派と統制派の政治方針の対立を生じた。

皇道派は、危機の基底に敏感な精神的な対応として、天皇の大系に殉ずることを求めた。一旦緩急あれば天皇の軍隊の中堅として野戦で戦死する隊付青年将校にとっては、生命をかける国体であることを熱願する心情に傾倒し、皇軍の軍事が絶対で、昭和維新を唱えるだけで、全体の政治がなかった。彼らの血気にとっては、統制派が既成勢力と癒着する我慢できない存在に映ったが、二・二六事件を決定しても、その後の政治的プログラムがまったくなくないことをもって、破綻した。

統制派は、陸軍大学校卒のエリート軍事官僚にふさわしく、近代戦が総力戦であるところをみて、国内全体に統制ある戦争体制を確立することを急務とした。軍務局長永田鉄山少将を軸とし、後藤文夫、唐沢俊樹（内務省）、岸信介（商工省）、迫水久常（大蔵省）、和田博雄（農林省）らいわゆる革新官僚と結び、木戸幸一（侯爵、貴族院議員）、商工書記官、のちに内大臣）、原田熊雄（西園寺秘書）

刻下の祖国日本を直視せよ、政治、外交、経済、教育、思想、軍事、何処に皇国日本の姿ありや。

政権党利に旨ひたる政党と之に結託して民衆の膏血を搾る財閥と更に之を擁護して圧制日に長ずる官憲と軟弱外交と墮落せる教育と腐敗せる軍部と悪化する思想と塗炭に苦しむ農民、労働者階級と而して群衆する口舌の徒と……

日本は今や斯くの如き錯騒せる墮落の淵に既に死なんとしてゐる。革新の時機！今にして立たずんば日本は亡滅せんのみ。

国民よ！武器を執つて立て、「今や邦家救済の道は唯一つ」直接行動！以外に何物もない、国民諸君よ！

天皇の御名に於て君側の奸を屠れ！国民の敵たる既成政党と財閥を殺せ！

横暴極まる官憲を膺懲せよ！奸賊、特権階級を抹殺せよ！

農民よ、労働者よ、全国民よ祖国日本を守れ！

而下して、陛下聖明の下、建国の精神に販り国民自治の大精神に徹して人材を登用し明らかな維新日本を建設せよ。

民衆よ！この建設を念願しつゝ先づ破壊だ！

凡ての現存する醜悪なる制度をぶち壊せ！偉大なる建設の前には徹底的な破壊を要す。

吾等日本は日本の現状を哭して赤手世に魁けて諸君と共に昭和維新の炬火を点せんとするもの。

素より現存する左傾、右傾何れの団体にも属せぬ、日本の興亡は吾等「国民前衛隊」決行の成否に非ずして吾等の精神を持して統起する国民諸君の実行力如何に懸る起て！起つて真の日本を建設せよ！

昭和七年五月 海軍青年将校 米英ソとの開戦は必至となつた、独伊は旺盛である、各国とも

ら若手宮廷勢力と結んだ。

左翼も、社会民主主義の諸流派から、共産党、党内各派まで、大衆運動も含めて、さまざまにわかれた。

治安維持法等による苛酷な権力弾圧下にあつて、しかし、天皇制打倒、帝国主義戦争反対、戦争を内乱へ、日本革命の実現という左翼としての存在を問われる課題のさしせまってくる時代であった。

これらの政治勢力の間の激闘がいかにさまざまだったかは、この間の政治的事件において、各派が対立者を殺してしまわなくてはならないとまでしたことによってみることが出来る。

国内は、それこそ、政治方針をめぐる死闘の時代であった。突先の指導者がこれだけ襲撃された。

財閥・安田善次郎（21.9.28刺殺）／首相・原敬（21.11.4刺殺）／摂政・裕仁（23.12.27未遂）／「虎の門事件」／元戒嚴司令官（陸軍大将）・福田雅太郎（24.9.1未遂）／東京地方裁判所検事局長次席検事・石田基（25.10.30謀殺）／首相・浜口雄幸（30.11.4狙撃）／前蔵相（元日銀総裁）・井上準之助（32.2.9射殺）、三井合名理事長・岡塚磨（32.3.5射殺）／「血盟団事件」／首相・犬養毅（32.5.15射殺）／「五・一五事件」／政友会総裁・鈴木喜三郎（31.11.13暗殺計画発覚）／民政党総裁・若槻礼次郎（33.11.21未遂）／東京帝大教授（貴族院議員）・美濃部達吉（36.2.1未遂）／首相（海軍大将）・岡田啓介（未遂）、内大臣（子爵）・齋藤実（銃殺）／大蔵大臣・高橋是清（銃殺）、侍従長（海軍大将）・鈴木貫太郎（未遂）、教育総監（陸軍大将）・渡辺錠太郎（刺殺）、内務大臣・後藤文夫（未遂）、前内大臣・牧野伸顯（未遂）／「二・二六事件」

たしかに、皇道派というところの「昭和維新」であった。

統制派は、中心の陸軍省軍務局長（陸軍少将）永田鉄山が皇道派相沢中佐によって、ほうむられた。（35812刺殺）

三一年（昭和六年）三月事件、一〇月事件、三二年（昭和七年）五・一五事件、三三年（昭和八年）神兵隊事件、三四年（昭和九年）陸軍士官学校事件、三五年（昭和一〇年）相沢中佐事件、三六年（昭和一一年）二二六事件と毎年うち続く軍の叛乱に対しては、支配階級は、相沢中佐死刑、二・二六事件参加者五名（現・元将校）死刑、北一輝・西田税死刑をもって威嚇報復し、決着をつけた。

刑事司法においても、思想犯は殺してもかまわないというのが通念であった。

大杉栄・伊藤野枝（23916虐殺）、河合義虎・平沢計七（2394虐殺）、渡辺政之輔（28106自決）、山本宣治（2935刺殺）、岩田義道（32113拷問死）、小林多喜二（33220拷問死）、野呂栄太郎（34219獄死）、国領五一郎（43317獄死）、尾崎秀実（44117死刑）、市川正一（45351獄死）

宮本顕治、袴田里見らの査問では、変死者（小畑達夫）をだして

いる。反対派を叩くために、「事件」が政治的に利用された。左翼の刑事弾圧だけではない。例えば、朴烈・金子文子怪写真事件（二六年）を北一輝が絶好の材料とした。政・財・官界の要人が連座した帝人事件（三四年）に及んでは、司法ファッショであるといわれた。枚挙にいとまがない。国内の内部抗争は激烈であった。

こうした死闘の果に、総力戦への政治方針をもっとも明確にもって推進してきた政治勢力が、陸軍統制派の東条英機大将を首相に、賀屋興宣、岸信介その他革新官僚を結集して組閣し、米英との決戦

ムコトヲ期ス

御名 御璽

昭和十六年十二月八日

内閣総理大臣兼	東条 英機
陸軍大臣兼	橋田 邦彦
文部大臣	鈴木 貞一
国務大臣	井野 碩哉
農林大臣兼	小泉 親彦
拓務大臣	岩村 通世
厚生大臣	嶋田繁太郎
司法大臣	東郷 茂徳
海軍大臣	寺島 健
外務大臣	賀屋 興宣
逓信大臣	岸 信介
大蔵大臣	八田 嘉明
商工大臣	
鉄道大臣	

その結果は、日本列島を焦土と化し、軍人二五〇万人、民間人八〇万人の戦争死という戦争の惨禍を招いたのであり、また、それだけのことをかけた問題であった。

しかし、戦争が内乱、革命に転化することなく、国内体制は護持されたまま、占領軍の進駐を迎えた。支配の構造は、革命派の潰滅している状況の下においては、それほどに強固であった。

を始めたのであった。日米関係の矛盾は、戦争の激突となった。

### 米国及英国二対スル宣戦ノ詔書

天佑ヲ保有シ万世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有衆ニ示ス  
朕茲ニ米國及英國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戦ニ從事シ朕カ百僚有司ハ励精職務ヲ奉行シ朕カ衆庶ハ各々其ノ本分ヲ尽シ億兆一心國家ノ總力ヲ拳ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ不願ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳ヲ措カサル所而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ万邦共榮ノ樂ヲ借ニスルハ之亦帝國カ常ニ國交ノ要義ト為ス所ナリ今ヤ不幸ニシテ米英兩國トキン端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕カ志ナラムヤ中華民國政府曩ニ帝國ノ真意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有余ヲ経タリ幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提携スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ待ミテ兄弟未タ牆ニ相闚クヲ使メス米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シ平和ノ美名に匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス刺ヘ与國ヲ誘ヒ帝國ノ周辺ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラニル妨害ヲ与ヘ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存ニ重大ナル脅威ヲ加フ朕ハ政府ヲシテ事變ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ弥リタルモ彼ハ毫毛交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遲延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス斯ノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ関スル我ノ積年ノ努力は悉ク水泡ニ帰シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ為斷然起ツテ一切ノ障礙ヲ破砕スルノ外ナキナリ  
皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ有衆ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セ

### 二 天皇制支配の体系的構造

#### 1 統治根拠

敗戦によっても揺らぐことのなかった国内支配の体制は、いかなる構造であったか。

政治支配の体系の頂点には「天皇」がそびえ立っていた。その天皇は、現人神（アラヒトガミ）、現御神（アキツミカミ）として、王権を根拠づける神話と皇室を中心に構成された国史によって、權威づけられていた。

そして、その法制的表現が大日本帝國憲法であった。明治憲法（旧憲法）第一条は、「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とうちだし、天孫降臨の神勅を法制化し、支配の正統根拠とした。国体、政体の変革は、神意にさからうことになるので、第三条において、「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と禁止されていた。

第四条で、「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治権ヲ總覽シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」というのが、統治政治支配が天皇を頂点とし、その名において行なわれる大系を示したものである。

これらの条規の解釈に当り、上杉慎吉流の絶対主義的構成と、美濃部達吉流の自由主義的構成との間を時流にに応じた運用の流動と学説上の対立があったが、最後のには、天皇機関説事件（一九三五年・昭和一〇年）と、これにひき続く国体明徴運動によって、暴力的に決着つけられたのであった。

明治憲法と時期を同じくして制定された教育勅語は、国民の精神規範として、統治の客体としての国民を思想的に体制に同化せし

める支配手段であった。

天皇機関説事件で検察当局が美濃部達吉の憲法学説を問議したのは、国家法人説という法理論とか、政治・経済・軍事に関する詔勅を批判の対象とすることができると解釈していた点とかではなくて、教育勅語についての批判は臣下の分として絶対に許されないとする見解を俗説として斥けたことであった。

## 2 国民教育

イ 戦前、「家」に生れた者は、生れながらにして身分的階層秩序の中に組み込まれていた。

日本社会総体が天皇を家長とする家族的構成であった。(川島武宣『日本社会の家族的構成』一九四八年)

民法親族編、相続編は、「家」を制度とし、「戸主」の家族に対する権力を法定した。「戸主」が其権利ヲ行フコト能ハサルトキハ親族会之ヲ行フのである(旧民法七五一条)。

家の中の親子関係は、家父長の権力のもとに従う子の主従関係として規定された。

性による厳格な差別があった。女子はきわめて劣位におかれた。

「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」(旧民法七八八条)。「妻ハ夫ト同居スル義務ヲ負フ」(同七八九条)。妻は法律行為について無能力であった(廃止前の民法一四一条―一八条)。日常の家事については妻は夫の代理人とみなされ、夫はこれを否認することができた(旧民法八〇四条)。夫唱婦随、男尊女卑の思想である。夫が妻をもつことは、社会的実力であるとされても、妻については姦通罪の制裁があった(廃止前の刑法一八三条)。

親権は、原則として、父が行なう(同八七七条)。

体操まで、自然に国家の意志が貫かれていた。

学校行事は、登退校時の奉安殿への敬礼、二宮尊徳像の建立、朝礼講話、国旗掲揚、君ケ代斉唱、毎朝御製の奉唱、モールス信号、手旗信号の習得、軍事教練、柔剣道、各種記念日における勅語奉戴、校長講話、校内忠霊室・陸海軍墓地・護国神社への参拝、天皇が靖国神社へ行幸の同時刻に全国各学校で一斉に整列敬礼などといった運営であった。

初等教育を終えれば、社会的身分に従って、上級学校に進学する者と実社会に奉公に出る者との差別がはっきりとあらわれ(山本有三『路傍の石』)頭がよくても貧乏では、師範学校、鉄道教習所、通信講習所などに進み、社会の中堅を担うほかなかった。

一九二五年(大正一四年)小樽高商にはじまる軍事教練、配属将校反対の学生運動が全国で弾圧されたからは、中等学校以上にも軍体育制はがっちりといふこいでいた。

いづれにしても、大学は庶民には遠い存在であった。

ハ 「陸海軍」は、兵役の義務によって徴兵し(明治憲法二〇条)、兵舎に監禁して、除隊まで厳格に訓練を施した。

ここでも、「軍人勅諭」をはじめ、暗記の連続である。

思惟教育はここで完了し、堅固な軍隊が組織された(本誌四号『反軍運動に就て』参照)。軍隊は、暴動に対して動員されても、内部動揺するということはなかった。

除隊後も在郷軍人として、予備軍に組織されていた。

二 こうして、日本に生れついた人間は、生長過程に対応して、家と学校と軍隊とによって訓育されて、一人前になり、地域社会に送り出され、統治の対象として、体制にとりこまれる。

女子には、参政権がなかった。

長幼の序が、法定されていた。

例えば、家督相続の順序は「年長者ヲ先ニス」(旧民法九七〇条)のごとくである。

「家」は、長男の家督相続制によって、家産が包括的に承継されることにもとづき、物質的に保障されていた。

「すなわち、氏族的遺制たる『家』および祖先祭祀と不可分に結合されたところの、封建的家父長権に支配されるヒエラルヒー的家族団体の秩序(家族制度)が、国家権力の保障を得たのである」(川島武宣『民法』(3)(昭和三〇年版)二五頁)

口 「学校」は支配の重要な環であった。

教育の義務は、大日本帝国憲法に「臣民権利義務」として明規されていたわけではないが、兵役、納税と並んで、日本臣民の三大義務の一つであった。義務教育は普及率を誇った。

教師は、師範学校において体制の忠実な下僕に養成されて、教育現場に臨んだ。

教材は国定教科書で、文部省の方針を「教師用」で実践せしめた。

教科も、修身で身分的階層秩序に服従すべきことを教え、初等科四年より教育勅語を暗記せしめ、国語といっても、修身とどう違うのか子供には区別がつかない話でみちみちていた。初等科五年から初まる国史では、天孫降臨の神勅の暗記に始まり、歴代天皇名の全部暗記、要するに天皇による人民支配の説話の暗記につぐ暗記が強調された。神々のまします高天原(タカマガハラ)はどこにあるのかという質問が子供からでて、教師は当惑した。国史は実践の検討素材でなく、支配の強制手段であった。音楽、習字、図画、工作、

社会生活は様々な身分的制約と諸々の統制的規範とが支配していた。誰にも、華族、士族、平民という身分があった。

年功序列と席次がやかましかった。

職業の選択もいろいろな容喙や制約を受けた。例えば、長男が家業を継がないとか、生地を離れるというのは、大問題であった。

配偶者の選択も、ただちに家柄、家格、財産等の均衡が問題になった。親の決めた結婚でなくては、「自由結婚」といわれる。

地域共同体の拘束は強く、戦時には、隣組まで組織された。

「我邦古来の醇風美俗」として、万邦に対して誇るべき風俗習慣であるとされたのである。

## 3 国民統制

イ 思想と表現とは、体制の規格に統制されていた。

天皇制支配の体制と調和しない思想は存在を許されなかった。治安維持法の歴史をみるならば、共産主義の弾圧に始まり、社会民主主義、キリスト教、天理教などにまで及んだ跡が明白である。(本誌刊号参照)

口 集会、行進、言論、出版、報道、映像、およそ表現する行動は、いたって不自由であった。人権に対する極度の侵害について、ここに述べるとすれば、本稿の全体の均衡を失するだろう。

ハ 体制を揺がすような政治的事件については、ニュースそのものが統制され、「記事解禁」になるまで報道が差止められ、報道については内務省・陸海軍の事前検閲が行なわれ、自己規制と伏字だらけの新聞、書籍でも、発禁処分が加えられた(まるで獄中だ)。

いづれにしても、思想、行動、情報を規制して、支配について「疑う」という機会がもてない国家統制体制になっていた。



イ 支配の大系を紊されることのないよう、内政の総体をとりしきるのが、内務省であった。

内務省は、強大な権力を行使した。同省は、神社・地方・警保・社会・土木・衛生・都市計画の七局から構成されていた。

今日の総理府・自治省・警察庁・労働省・厚生省・建設省を統合した権限を所轄していたわけである。

体制の秩序に背くものには、内務省警保局に統括され各県警察部の分掌する警察の嚴重な取締があった。

拘禁は、事実上、無制限であった。

拷問は、普通であった。

弁護人との秘密交通は認められなかった。

口 刑事司法は、警察——検事局——刑事裁判所（予審、公判）の系列による強力な糾問主義であった。

警察の拷問、検事局の確認、予審判事の訊問調書によって、公判にいたるときは、すっかり事件は固められてしまっていた。

公判では、裁判官は、老大な訴訟記録を熟読し、事件について予断をもって臨み、記録上疑問とするところがあれば、まず被告人尋問を試みた。検事は、判事の右脇、壇上に並び、これに直面する被告人に付添って、弁護人が控えた。まさにお白州であった。囚人服に深い編笠をかぶって白昼路上を刑務所から引立てられてくる姿は、衆人に支配の力を実感させた。

思想検事は、司法部の主流であり、平沼騏一郎は首相に、鈴木喜三郎は政友会総裁、内務相になるといように、栄達した。高等文

官試験司法科合格者中、二回試験成績優秀者が競って検事に任官した。

ハ 大日本帝国陸海軍は、たしかに強大な国軍として君臨した。

明治憲法「一条」天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」は、統帥権の独立と解釈された。同一二条「天皇ハ陸海軍ノ編成及常備兵額ヲ定ム」るのである。

そして、戦時事変においては、憲法に定める「臣民権利義務」は停止する（同三一条）。

皇軍の精神的権威は絶対であった。

軍に睨まれるということがどれほどおそれられたことか。召集令状一枚で抹殺されるのである。

憲兵司令部は、内政に対しても強力に介入した。東条英機は憲兵を効果的に使用して、政治的地位を築いた。

#### 5 支配階級

イ 天皇は、統治権の帰属主体であったが、大権の行使については無容責であった。支配の名分である天皇をいわゆるタマとして傷つけないよう配慮されていた。天皇をかつぐ者にとっては、自己の支配のために強力な名分であり、自己の責任のためには便利な免脱であった。伊藤博文の苦心のあったところである。

口 天皇の「元老」（明治維新以来の元勳政治家。たとえば山県有朋、松方正義、西園寺公望。官制上の機関ではない）、「内大臣」、「重臣」会議、「枢密院」（議長、副議長、顧問官）、「宮内大臣」、「侍従長」という天皇側近の宮中勢力が補弼機関として、重要政務の決定に参与した。例えば、元老、内大臣、重臣等が閣閣の大命の降下すべき後継内閣首班を推薦する慣行であった（法学協会「注解日

本國憲法」参照)

国務大臣の補弼は、大権のすべてに及ばず、統帥大権、官務大権、榮典大権、祭祀大権が除かれ、狹義の国務大権に限られた。

ハ 軍部は、統帥権の独立にたてこもった。

軍令組織の中枢機関である大本営、陸軍・参謀本部、海軍・軍令部、軍政組織の中央機関である陸軍省、海軍省は、いずれも官制で定められた。強制徴兵制度を定めた兵役法、各般の軍事公用負担を課する法規、陸軍刑法、海軍刑法などの国民との関係のみが法律事項であった。軍は、軍事費については、政府および議会に圧力を加えた。（例えば、二・二六事件では、軍事費激増に反対であった高橋是清蔵相が殺されている）

ニ 立法権については、「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法権ヲ行フ」（明治憲法五条）。「帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス」（同三三条）との対等で地位に優劣のない両院制であった。

うち、「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勲任セララルタル議員ヲ以テ組織ス」（同三四条）とされていて、法律でなく勅令で院制が定められた。

また、「衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」（同三五条）とされていたが、普通選挙法は、一九二五年（大正一四年）治安維持法制定と引換に制定され、しかも、選挙人満二五才、被選挙人満三〇才以上の日本臣民男子とされて、女子には参政権が認められなかった。

帝國議會は、法律や予算の制定に参与する機能をもっていたが、独立命令、緊急命令、条約締結、宣戦・戒嚴の宣告、非常大権などに関する天皇の機能によって制約され、予算審議権に各種の制約が

定められていた（宮沢俊義「憲法」参照）。

議會は、むきだしに大政に「翼賛」することを機能とすることが求められていた。

ホ 行政権については、天皇を国務各大臣が補弼する官僚内閣制で議院内閣制でなく、大正デモクラシーによる一時期を除いて「憲政の常道」による政党内閣主義が育たず、天皇が国務大臣の任免を行ない、軍部大臣武官制とあいまって、閣内統一を保つことが容易ではなく、内閣総理大臣の首長的地位が弱かった。

官僚は、藩閥内閣時代には超然主義を唱え、政党華やかなりし時代となると政党に追従し、軍閥が権力を握れば軍閥に迎合して、つねに人民を支配する優越的地位に立った（黒田秀俊「血ぬられた言論」参照）。

ヘ 「司法権ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」（同五七条）。したがって、裁判所の玄関正面には、大きな菊の御紋章が輝いていた。

司法裁判所は、民事、刑事事件の裁判のみを行ない、特別裁判所として、行政裁判所、軍法会議等が設けられた。

「安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得」（同五九条但書）と

いうのであった。

ト この体制における支配階級として、宮中、財閥、地主、政党、軍閥、官僚が、大日本帝国の実権を握っていたのである。

（以下次号）

# 現代革命論への模索

■新左翼革命論の構築のために  
廣松 渉著

B 6 美装 / ¥ 6 8 0

マルクス・エンゲルスの革命理論の原像から、その後の史的展開をあとづけ、旧左翼の崩壊と新左翼登場の必然性を理論的に解明し、現代国家独占資本主義下におけるマルクス主義運動の第三段階を切り拓く新しい革命論を体系化した必読の書。

# 反権力の思想と行動

鶴見良行著

B 6 美装 / ¥ 6 8 0

アメリカ新左翼の動向と支配体制の分析、日本の反戦市民運動の渦中で運動の要請に応じて書かれた思想的論文と運動論など、現場から行動を通じて形成された、著者の反権力と反戦の思想的成果のすべてが、この一巻に収められている。

# マルクス科学と哲学

花崎皋平著

A 5 上製 / ¥ 9 8 0

東京都千代田区神保町1-1-32  
電話(03) 294-6224 盛田書店

# 部落からの告発

大阪部落解放研究所編 七五〇円

昨年大阪の一隅で起きた矢田教育差別事件は、今日における部落差別の形態と意味を浮き彫りにしたばかりでなく、思想とはなにか、教師のしごととはなにか、労働組合運動とはなにか、についての根本的な問題提起であった。解放同盟と日共との対決・闘争の真因と経過とを追うなかで「昭和のエタ狩り」への鋭い批判を当事者たちがおこなった。

# ドキュメント 沖繩闘争

新崎盛暉編

B 6・七五〇円

第二、第三の「琉球処分」に抗して孤高を闘いを貫徹し抜いた沖繩25年の歴史が提起した世界的課題を、第一人者たる編者が総括す

# 現代世界の農業問題

丸毛忍 山本秀夫編 A 5・九五〇円

# 戦後民主主義への告発

竹内静子 B 6・四五〇円

# 反戦派労働運動

陶山健一 B 6・六五〇円

東京都千代田区神田神保町一五二  
振替東京一四四〇三七 亜紀書房

# 破防法公判記録

(二)

〔解説〕 四・二八沖繩闘争破防法事件に対して、東京地裁なかなずく横川所長代行はきわめて悪質な役割を果たした。

横川代行は同年二月四日、第三次分割表(「一六」)を通知して、事件を九グループに分断して五ヶ部に配点する措置を一方的に強行するにいたった。

1 これに対して、破防法弾劾・沖繩闘争弁護団は同年二月七日付強行分離配点に対する意見書(「一八」)をもって、従来の経過における東京地裁、ことに横川所長代行による折衝の蹂躪、不信義、不正義を明確にし、これを弾劾するとともに、かつて六〇年安保闘争関係事件において、一連の事件であることを理由に三事件を併合、統一裁判を行なった事実、および三里塚空港反対の二・二六、三・一〇、三・三一各成田デモ事件等につき千葉地裁においては、これを統合して審理し、実質的な統一公判を行なおうとしている事実を指摘して、本件について通例の取扱を求めることの当然性を明らかにした。そして、本件事件において対象とされるのは、国家の暴力の総体と反体制運動の暴力の総体との衝突において、いずれが正当であるかの問題であるにかかわらず、今日の東京地裁が右視座を欠落していることを指摘した。

そして、現在、多数の被告人を長期勾留していることに對して、

ただちに身柄を釈放すべきことを要求するとともに、本件統一要求については、裁判所において固定の観念を固執するのではなく、解決のため粘り強く追求すべきであり、弁護団は誠実交渉態度をもって事態に対処することを申し入れた。

2 しかるに、東京地裁は右意見書に対して、内容的に対応することができず、送り返すという暴挙にでた(「一九」)。

そして、裁判所は被告諸君を分断して、弁護団との話し合いを拒否して遮二無二分割公判を強行せんとして、刑事六部は一月二日付事前の打合わせについて(「二一」)、刑事二六部は一月九日付事件審理に関する打合わせについて(「二二」)を弁護人に送付してきた。

そこで、弁護団は一月二〇日付申入書(「二三」)をもって各配点部は弁護団と統一折衝等を行なうべき旨申し入れた。

これに対して、刑事六部裁判長斎川貞造は、右申し入れに応答することなく、一月二七日付審理方式について(「二四」)において、弁護人らと審理方式につき打合わせたという虚構の事実を書面にして全弁護人に配付する有様であった。

そのため、弁護団は二月一三日付申入書(「二五」)を各配点部に送付して、四・二八沖繩闘争事件の係属する六ヶ部それぞれを代表する裁判官全員が一堂に会して、弁護団と本事件の審理方式等につき

話し合うべき旨を再度申し入れた。

右申入書において、弁護団は、統一折衝のための裁判官と弁護団との全体会議は、六九年八月一日に唯一度短時分(約二〇分)行なわれたのみであるので、裁判所においては強行方針を固執することなく、虚心に統一折衝の話し合いに応ずべきこと、現在二二名の被告人が長期勾留されており、重大な人権問題であるのみならず、公判準備に著しい障害を来していることを強調した。それとともに刑事六部裁判長門馬良夫は、弁護団が事件をひきのぼしている旨の不謹慎な発言をなしたことに對しては、弁護人が検察官手持証拠を閲覧、謄写して公判準備活動をしようにも、検察官の証拠整理が遅れていて、二月一〇日現在、一件の記録閲覧もできないことを指摘して、遅延の責は検察官が負うべきことを明らかにした。

3 しかしながら、裁判所は右申入書を無視した上、刑事一二部二係裁判長新関雅夫にいたっては、二月一六日付弁護人宛照会(二六)において、弁護人が現在のグループ別配点については強いてこれを争わないと表明したと、全く虚偽の事実を記載して、事前の打合わせに応ずるよう迫るにいたった。

また、二月一六日付被告人宛照会(二七)においては、裁判所が統一折衝に應じないことを棚に上げて、弁護団の態度のために公判が遅れているとの趣旨を強調した上、弁護人に何らの通知もなく、弁護人等に関するアンケート様式文書に回答することを要求した。

右弁護人宛照会(二六)に對して、弁護団は照会に對する回答書(二九)において、小長井弁護人と新関裁判長との折衝の経過をまったく歪曲して書面に記した新関雅夫の卑劣というべき態度を糾弾し、事理を明確にするともに、被告人宛照会(二七)を直送した

ことに抗議して、裁判所が弁護人に対して猜疑と不信の念にかられている実態を暴露した。

4 なお、刑事六部からの一月二七日審理方式について(二四)に對しては、弁護団の二月二〇日付回答書(二八)において、横地検事の「証拠書類の整理ができました」という虚構の事実を作出する態度を強く非難した。

5 かくて裁判所は、弁護団の正当な統一折衝申し入れに応えることなく、みずからが審理を強行する正当性の根拠を何一つ見出し得ぬ状態に追い詰められた挙句、刑事六部齋川および門馬各裁判長は二月二六日付公判期日の指定について照会(三〇)(三一)を送付して、何ら大義名なき分割強行への歩を一步進めたのである。

これに對して、弁護団は三月五日付質問書(三五)をもってその態度を問いただしたが、右質問に答えず、刑事六部は三月六日付公判期日通知書(三七)(三八)を送付して、恥ずべき分割公判強行に踏み切った。

6 一方、被告人のうち田中和明、高野洋一、松野俊孝の三君は、それぞれ刑事二部の二、一八部の二、一八部の三に単独で係属していたが、右三名についても、弁護団は全被告人と統一して審理すべきことを強く要求して一月八日付上申書(二〇)を提出したが、田中、高野両君について裁判所はきわめて不当にも単独審理を強行せんとしている。右経過は、二月二八日付第一回公判期日前の打合わせについて(通知)(三三)、弁護団の三月二日付求釈明書(三三)、裁判官粕谷俊治の三月四日付第一回公判期日前の打合わせについて(三四)、弁護団の三月九日付質問書(三六)に明らかとなり、弁護団無視の問答無用の権力行使の道に他ならない。

### 〔一八〕 強行分離配点に対する意見書

昭和四四年二月一七日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

東京地方裁判所 御中

一、今日までの経過における東京地裁、ことに横川代行の非道(前号収録)

二、七〇年安保闘争関係事件統一裁判の必然性

1 六〇年安保闘争に對して、横川敏雄東京地裁刑事代行は、同地裁刑事八部裁判長として、五九年一月二七日国会突入事件、六〇年一月一六日羽田事件、同年四月二六日チャペル・セントリー前国会デモ事件を「年余にわたって行われた安保改定阻止運動の過程で発生した一連の事件のうちの最初の段階のものである」として、三件を併合、統一裁判を進め、六一年一月二二日、「これらの事件に共通していること」を検討のうえ、被告人三三名に有罪判決を言渡した(『判例時報』二九五号)。

右横川判決の論理に従えば、現在、東京地裁に係属したまま審理が開始されていない四・二八沖繩デー関係事件、一〇月二一日反戦デー関係事件、一月一六、一七日佐藤首相訪米阻止闘争関係事件等は、七〇年安保の一環として、現下の国際国内情勢のもとにおいて、沖繩返還問題を基軸に、日米共同声明、安保条約の自動延長等の名目で、実質的な安保改定が行なわれることを阻止するための運動において生じたのであるから、「年余にわたって行われた安保改定阻止運動の過程で発生した一連の事件のうちの」決戦の「段階のものである」ゆえ、「こ

これらの事件に共通していること」をいわゆる統一公判において検討のうえ、判断されるべきことになる。

実際に、被告人、日時、場所、罪名等を異にする各事件を一ヶ部にまとめて審理する統一公判方式は、通例のことで、なんら異とするに足らない。

本件について、通例の取扱を求めるとは、当然のことである。

現に、この種集団的公安事件の一例として、六八年二月二六日、三月一〇日、三月三一日等成田空港設置反対闘争事件について、千葉地裁は、統一公判(ないし統合公判)によって審理することとしている。

1 弁論の併合は、法が明規するところである(刑訴法三二三条)。東京地裁には、政治的思想表現の自由(憲法二一条)について、誤解がある。保持し、これを放棄してはいない「被告人」について、分離解体することは許されない。

この視座の欠落しているところに、今日の東京地裁の根本的な誤謬とそれが惹起する混乱の原因がある。

2 統一公判を妨げる口実として、法廷の收容能力、裁判官の認識能力、法廷警察、訴訟指揮などが挙げられることがある。

しかし、これらは、統一公判を実施する際配慮すべき事項ではあっても、統一公判自体を妨げる事由ではない。

法廷という物的設備は如何様にも対応をはかることができ、現に裁判官が処理している被告人の人数からすれば、この種事件についてだけ認識能力を問題にするのがおかしい。法廷警察、訴訟指揮についての懸念は、官僚裁判官の事務処理とし

て、不公平偏駁な裁判を強行しようとするとき生ずるものとすれば、裁判が当事者の心服をえられないため権力によって支配するといふのであつてはならない。

いづれにせよ、物的設備や技術的便宜に人間の運命が従属してはならないのであつて、まして、裁判官の、裁判姿勢がただされれば、今日の統一公判を支援する要素は払拭されるものと信ずる。

弁護団は、今日までの東京地裁との折衝の経過のなかで、そのことを繰り返して来たのである。

三、当面の基本方針についての弁護団の意見

1 現在、多数の被告人が長期勾留されていることが、弁護団が終始訴えているように、重大な人権問題であり、公判準備に支障を来す原因である。

裁判所は、年末を控え、ただちに、被告人の身柄を釈放すべきである。

2 横川代行昭和四四年二月四日付強行分離配点通告(横川第三次分割案)は、白紙撤回されるべきである。

憲法二一条の市民的自由は、思想表現の自由であり、ここで表現とは本件の行動である。憲法判断を行なう裁判所は、行動を対象とすることによって、必然的に、行動において表現された思想を、裁判の対象とする。

東京地裁は、「政治体制」「のあり方などが直接裁かれるわけではなく、被告人らの言論や思想までが、裁判の対象とされるわけではない」としているが、「被告人らの言論や思想」が「政治体制のあり方」を問うた行動について、「裁判の対象」

としているのに、「政治体制」「のあり方などが直接裁かれるわけではなく」ただか「背景事実」に押しとどめようとするのは、まことに不条理である。

これでは、東京地裁がなんと強弁しようとも、「政治体制」「のあり方など」はことさらに裁判の対象外に免罪される。そして、不公平にも、その「政治体制」によって「被告人」とされたものについて、行動だけをとらえて、その「政治体制」が設けた制裁法規にあてはめることしか行なおうとしないということである。

かくて、裁判所が中立公正でなく、「政治体制」の支配に負担する「自らの役割について謙虚でなければならぬ」として、いることこそが、東京地裁のいうとおり、まさに「実質的な基本的な問題」である。(引用は、東京地方裁判所刑事長代行横川敏雄名義昭和四四年四月三日付「東大関係事件の取り扱い」に関する基本方針。折衝経過において、東京地裁側から、本弁護団に対し、右文書を参照すべきものとされた。)

これらの事件において対象とされるのは、国家権力の暴力と反体制運動の暴力との衝突についてであり、そこで問題とされるのは、いづれが正当であるかということである。すなわち、国家の暴力の総体と運動の暴力の総体とが「政治体制」「のあり方など」をめぐって衝突して生起するのが、この種集団的公安事件であるから、本来、「政治体制」「のあり方など」こそが問題の中心であつて、それと無関係な判断はありえないのである。

それゆえ、運動参加者を各個人ないしその若干の集合たる

仔細に経緯を御検討のうえ、良識をもって真摯に対処されるよう要望します。

昭和四五年一月七日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

東京地裁各配点部 御中

〔二〇〕 上 申 書

四・二八沖繩デモ事件被告人 高野洋一

昭和四五年一月八日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

東京地方裁判所刑事第一八部二係 御中  
右弁護人 葉山 岳夫

記

被告人は、沖繩奪還、安保粉砕、日帝打倒の政治思想をもって当日の霞ヶ関、首相官邸デモ行動を敢行すべく行動したものであつて、右行動を行う途中、四・二八デモ警備の警官隊に相対し、弾圧されたものである。

右被告人の行為は、当日の四・二八デモ全体の状況の中でのみ正確に認識、評価し得るものである。

沖繩奪還、安保粉砕の政治思想をもって闘った被告人らの行為全体の有機的連関性においてのみ、すなわち有機的結合そのものとして把握されなければならない。

したがって被告人のみを単独に審理することは、とうてい許されないものと思料する。

まして、被告人について審理を進めるについては、沖繩奪還闘争

3 横川代行は、八月一五日の弁護団との会見の際、主席にあつて、本件を一ケ部にまとめて審理することはできないとの観念を折衝に先立って表明しているが、この固定観念をもって、進行について横車を押すことのないよう、いわゆる平賀書簡問題、本件の今日までの経緯等にかんがみ、とくに嚴重に申入れらる。

〔一九〕 書 面

別添「強行分離配点に対する意見書」を東京地裁刑事部宛送付したところ、昭和四四年一月一日小松裁判官、同月二五日付御庁刑事首席書記官より送り返されてきたので、あらためて送付します。

としての四・二八沖繩デーの意義、破防法を頂点とする機動隊等による警備体制の実態および違法等につき、極めて多回数の公判期日が当然予定されるべきであつて、単独審理に適するものではない。また、事件発生場所が異なると言つても、それは程度の差にすぎず、あえて単独審理を強行する理由には、全くなり得ない。被告人自身が他の被告人らとの統一した審理を強く要求しているものである。

以上、弁護団の強い要求等に基づき、単独審理されるべきでないことを強く申し入れる次第である。

弁護団の主張の詳細は、別添「強行分離配点に対する意見書」記載のとおりである。 以上

〔二二〕 事前の打合わせについて

昭和四五年一月二日

東京地方裁判所刑事第六部

裁判長裁判官 齋川 貞造

弁護人 葉山岳夫 殿

別紙のとおり被告人萩森正一ほか三三名に対する兇器準備集合等被告事件が裁定合議事件として当部に係属することになりました。つきましては、訴訟の促進を計るため刑事訴訟規則第一七八条の一〇により、左記のとおり当該被告人の弁護人および検察官と事前の打合せをいたしますので出頭されるよう通知いたします。

一日 時 昭和四五年一月二六日午後一時  
一場 所 東京地方裁判所刑事第六部裁判官室

種野伸二郎 大浜 光政 前原 英文	兇器準備集合、 威力業務妨害 " " 威力業務妨害、 公務執行妨害、 新幹線特例法違反	上坂 道義 古屋 広文 石亀千比朗	兇器準備集合、 威力業務妨害 兇器準備集合、 威力業務妨害、 公務執行妨害、 兇器準備集合、 威力業務妨害
-------------------------	--	-------------------------	---

〔二三〕 事件審理に関する打合わせについて

昭和四五年一月一九日

東京地方裁判所刑事第二六部

裁判長裁判官 井 口 浩二

弁護人各位 殿

このたび、刑事事第二六部に別紙(一)および(二)の各被告人に対する兇器準備集合等被告事件が裁定合議事件として配て、心になりまされた。

つきましては、検察官、弁護人出席のうえ、左記日時、場所において、右各事件の審理に關し、打合わせをしたいと存じますので、ご参集くださるよう連絡いたします。

日時 一月二三日(金)午後〇時三〇分から午後二時まで。

場所 東京地裁三階会議室

なお、当日さしかえの方は、あらかじめ、その旨およびご都合のよい日を当部書記官室(電話内線二五二二番)まで、ご連絡ください。

おって、右打合わせ日までに、各被告人について主任弁護人の指

一 打合せ事項 公判期日の指定、併合の範囲その他訴訟の進行について

なお、やむを得ない理由により出頭できない場合はその旨、および都合の付く最も早い日時を折返し書面にてお知らせ下さい。

被告人氏名	罪 名	被告人氏名	罪 名
萩森 正一	兇器準備集合、 威力業務妨害	結柴 誠一	兇器準備集合、 威力業務妨害、 建造物侵入、公 務執行妨害
土谷 宣弘	" "	西村 正治	兇器準備集合、 威力業務妨害
小川 志郎	" "	高橋 秀美	" "
山本 恵司	" "	筋 健一	" "
斎藤 幸広	" "	金山 泰生	" "
村岡 孝彦	" "	松本 雅行	" "
黒島 善輝	" "	狭間 孝	兇器準備集合、 威力業務妨害
伊与田耕治	" "	林 公門	兇器準備集合、 威力業務妨害
朝日野 昇	" "	鈴木 徳行	兇器準備集合、 威力業務妨害
横井 健	" "	阪本 七郎	" "
和田 博寿	" "	久保 研二	兇器準備集合、 威力業務妨害、 建造物侵入、公 務執行妨害、新 幹線特例法違反
小笠原照也	" "	中野 育雄	兇器準備集合
近浦 能夫	" "		
土屋 憲雄	兇器準備集合、 威力業務妨害		
味岡 修	兇器準備集合、 威力業務妨害		

定をなし、右書面を当部に提出するようご配慮ください。

別紙(一)

4・28沖繩デー事件 5グループ(二六部Aグループ)

罪 名	被告人名
兇器準備集合、 公務執行妨害	河原 淳武
" "	平西 一夫
" "	大西 一彦
" "	仙谷 一香
" "	検田 要郎
" "	広田 要郎
" "	徳差 一文
" "	柏崎 宏文
" "	高橋 忠司
" "	高橋 英生
" "	丸山 英世
" "	米田 源二
" "	山田 寛道
" "	山田 道二
" "	佐藤 道二
" "	佐藤 道二
兇器準備集合	佐野 茂樹

以上

別紙(二)

4・28沖繩デー事件 6(二六部グループ)

味岡 修	44.9.20	兇器準備集合、威力業務妨害	不詳
前原 英文	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害、新幹線特例法違反	会社員
古屋 広文	(イ)44.4.10 (ロ)44.5.5 (ハ)44.9.22	兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害	無職
久保 研二	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害、建造物侵入、威力業務妨害、兇器準備集合	竜谷大
鈴木 徳行	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害	立命館大
中野 育雄	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害	大阪工大
結紫 誠一	44.6.26	兇器準備集合、威力業務妨害、建造物侵入、兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害	横浜国大
萩森 正一	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害	広島大
土谷 宜弘	〃	〃	〃
小川 志郎	〃	〃	〃
山本 恵司	〃	〃	〃
斎藤 幸広	〃	〃	〃
村岡 孝彦	〃	〃	〃
黒島 善輝	〃	〃	〃
伊与田耕治	〃	〃	〃

罪 名	被告人名
公務執行妨害	赤松 桂
〃	佐藤 潤
公務執行妨害、兇器準備集合	宇津木 信一
〃	菊池 章
〃	吉田 幹夫
〃	神田 和男
〃	吉田 義行
〃	湯本 義実
〃	村田 守成
公務執行妨害、兇器準備集合	岡部 正治
公務執行妨害、兇器準備集合	村松 正治

〔二三〕 申入書

先に破防法、四・二八事件の進行について、一月七日付送付書において、経緯を示すなかで意見を具申したところでありますが、本弁護団としては、御庁と統一した交渉を求めました。その後、各配点部から、バラバラに、各種の照会等が重ねられ、錯線をいたすらに加え、大変、困惑しております。

すみやかに、例えば、各配点部が統一弁護団と統一交渉に臨まれるなど、適宜、事態に対処されるよう、申入れます。

昭和四五年一月二〇日

東京地方裁判所各配点部 御中

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

以上

〔二四〕 審理方式について

昭和四五年一月二七日  
東京地方裁判所刑事第六部  
裁判長裁判官 斉川 貞造

弁護人 葉山岳夫 殿

去る一月一二日付をもって通知したとおり、当部係属中の被告人萩森正一ほか三四名に対する兇器準備集合等被告事件につき一月二六日、当部裁判官室において横地博檢察官、小長井良浩弁護人出席のうえ、事前の打合せをした結果、檢察官より立証の都合上別紙四・二八事件被告人一覧表記載のとおり六つに分けて審理して欲しい旨の希望があったので、右檢察官の希望する審理方式に対しての意見(できる限り具体的に、又、審理方式について対案があればそれを)を来る二月二〇日までに書面をもって提出願いたい。以上

四・二八事件被告人一覧表

被告人氏名	起訴年月日	被告事件名	職業	備考
西村 正治	44.5.20	兇器準備集合、威力業務妨害	横浜国大	
高橋 秀実	〃	〃	〃	
助 健一	〃	〃	〃	
金山 泰生	〃	〃	〃	
樋野伸二郎	〃	〃	同志社大	
上坂 道義	〃	〃	新聞配	
大浜 光政	〃	〃	会社員	

〔二五〕 申入書

昭和四五年二月一三日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

東京地方裁判所 御中

弁護士 小長井 良浩

松野 俊孝	44.11.13	兇器準備集合、威力業務妨害	広島大
小川 進	44.5.20	〃	鳥取大
朝日野 昇	〃	〃	〃
横井 健	〃	〃	〃
和田 博寿	〃	〃	〃
小笠原照也	〃	〃	〃
近浦 能夫	〃	〃	〃
土屋 憲雄	〃	兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害	九州大
石亀千比朗	〃	兇器準備集合、威力業務妨害	無職
松本 雅行	〃	〃	信州大
狭間 孝	〃	〃	〃
阪本 七郎	〃	兇器準備集合、威力業務妨害、公務執行妨害	富山大
林 公門	〃	〃	立命館大

当弁護団は、四・二八沖繩闘争事件の係属している刑事第二部、

第六部、第二二部二係、第二六部、第一八部二係、第二二部二係各部をそれぞれ代表する裁判官全員が一堂に会され、当弁護団と本件事件の審理方式等につき話し合われることを、再々度申し入れる。

二、

横川敏雄東京地裁刑事所長代行は、強く統一公判を要求する当弁護団、被告団の意向を無視し、かつ、当弁護団と一度も沖繩闘争事件公判問題につき話し合いを行うことなく昭和四四年七月二一日付書面をもって第一次分割表(一五分割案)を一方的に通告された。

当弁護団は、このような事態を放置し得ず横川代行ないし地裁担当官との間で話し合いを求めた結果、八月一五日にいたりようやく横川代行はじめ裁定合議委員会構成裁判官と当弁護団との第一回全体会議が行なわれるにいたった。

右会議は、時間的制約があったので、再度裁定合議委員会委員等と当弁護団とで打衝することをとり決めた。

そこで右会議を開催するに先立っての窓口折衝を裁定合議委員の小松裁判官と小長井弁護人との間で行うこととなり、折衝が継続されていた。

ところが、横川代行は、右折衝を無視して、同年一月一九日第二次分割表(九分割案)を一方的に郵送して強行を策した。

かくて、横川代行によってこれまでの折角の進展は蹂躪され、問題解決は、いたずらに遠からしめられた。

さらに同代行は、同年二月四日には、第三次分割表を通告して、九グループを五ヶ部に配点する措置を一方的に強行することを明らかにしたのである。

八月一五日の横川代行、裁定合議委員と当弁護団において、再度

会議を開催する旨の約束は、遂に横川代行らによって破棄されたまま現在にいたっているのである。

右経緯は、昭和四四年二月一七日付当弁護団の「強行分離配点に対する意見書」に明記するとおりである。

当弁護団は、沖繩闘争事件の配点を受けた各部においては、前記横川代行らの信義に反する強行方針を固執されることなく、虚心に統一打衝の話し合いに応じられることを強く再々度要求するものである。

三、

現在、二二名の被告人が長期勾留されている。すでに一〇〇日以上にわたり裁判官によって勾留されている被告人は、一九名におよんでおり、うち、二九〇日以上勾留されている被告人は、九名におよんでいるのである。

このような長期勾留は、重大な人権問題であるのみならず、公判準備に著しい障害を来している。すなわち被告人の防禦権は、侵害されているものと言わざるを得ない。

かかる状況は、刑事訴訟における実質的当事者主義の観点から見て、重大な問題であり、身柄問題は、公判問題と切り離せない重大問題である。

四、

右のとおり当弁護団は、全被告人の即時保釈許可を強く要求しているものであるが、当弁護団の当職に対して、門馬良夫裁判官は、一月二八日に、弁護団は事件をひきのぼして、ずいぶん被告人を保釈させた旨の発言をなしている。右発言は、弁護人が即座に非を指摘したため、同裁判官において取消されたごとくであるが、きわめ

て不謹慎な言辭がいわゆる公式の席上あらわれたことに驚かざるをえない。

弁護団においては、公判準備のための弁護活動の一環として検察官提出予定証拠の記録の閲覧、謄写をなすべく先年秋来、弁護人から検察官宛照会し、とくに先年末同年二月二六日に記録の整理状況を配点部に対応する各検察官に照会したところ、いずれも未整理で記録の閲覧すら出来なかつた。

先般、刑事第六部に係属する萩森正一外の検察官側証拠についても裁判所において確約されたところにより整理はできたとの検察官の通知にもかかわらず、同四五年二月一〇日正午現在、いまだに未整理で閲覧できない実情にある。

破防法関係被告人の証拠にいたっては、昨秋来東京地検内のゼロックス屋が一〇回近くにわたって問合わせても、いまだに閲覧、謄写ができないのである。

ちなみに、この間にあって、各配点部対応の公判部検察官から、なんらの関係の連絡もみていない。

遅延しているのは、まさに、検察官提出予定証拠の整理なのである。このような現状にあって、当弁護団が事件をのぼした云々との言辭を吐く裁判官が御庁の一部に思うに思いたせば、弁護団としても重大な決意を固めざるをえない。

また、当職は、全配点部との話し合いを申し入れており、他の係属部においては検討中と考えられる折柄、現段階において、分離を前提とする各部との事件準備のための打合せについては、応じかねるとの意思を明示したにもかかわらず、刑事第六部斎川裁判長において、当職らと審理方式につき打合せたとの書面を全弁護人に配布

したことは、まことに遺憾であり迷惑である。

五、

当弁護団は、裁判所におかれて、全事件を一ヶ部に配点することはできない、ないしは、一旦当部に配点された以上このまま進行せざるをえないという観念を固定して権力に訴えるのではなく、本件の裁判がいかにあるべきか基本からとらえなおし、東京地裁のメーデー事件方式、千葉地裁の成田事件方式等をも十分参酌され、当事者も心服する方式を実現する方途を良識的に追求すべきであると考える。

弁護団は、あくまで誠実交渉態度をもって事態に対処する覚悟であることを重ねて明らかにする。以上

〔二六〕 弁護人宛照会

昭和四五年二月一六日

東京地方裁判所刑事第十二部の二

弁護人 小長井良浩 殿  
照会  
裁判長裁判官 新 関 雅 夫

当刑事第一二部の二(合議部)においては、過日四・二八沖繩デ―事件の二箇グループ計三四件の配点を受け(その後二件は配点替え)、その審理を担当することになりましたが、この点については、その当時東京地方裁判所刑事所長代行横川敏雄刑事名で通知されたところでありませう。当刑事第一二部の二としては、早急に公判前の打合せを行いたく、かねて関係弁護人らにその旨申入れておりましたところ、先般、破防法沖繩闘争弁護団の小長井弁護人において来

訪の上、「現在のグループ別配点については、やむを得ないものと  
考え、強いてこれを争わないが、弁護側の準備の都合上なお保釈の  
努力をしたく、そのため事前の打合せ迄には暫時の猶予を得たい」  
という趣旨の申入があり、これを了承していた訳であります。しか  
しながら、その後、昭和四五年二月一三日付破防法沖繩闘争弁護団  
の小長井弁護士提出の申入書と題する書面によると、検察官との相  
互連絡、証拠の整理等に関し、早急に準備を督促すべき必要が認め  
られ、且つ同申入書に関し釈明を求めたい部分もありますので、刑  
訴規則第一七八条の一〇第一項に従い、事前の打合せを行いたく、  
左記期日の内、御希望の日を至急回答して下さい。

記

二月二日(土) 午前中  
二三日(月) 昼休み中  
二四日(火) 勤務時間中  
二五日(水) 昼休み中  
二六日(木) 勤務時間中

〔二七〕 被告人宛照会

昭和四五年二月一六日

東京地方裁判所刑事第一二部の二

被告人 池上 仁 殿

裁判長裁判官 新 関 雅 夫

照会

貴殿はかねて、威力業務妨害事件(四・二八沖繩デー事件)によ  
り東京地方裁判所に起訴されているところ昭和四四年二月その他

三三名の事件と共に二グループ(一グループ一七名)として、当刑  
事第一二部の二(合議部)に配点(その後二件は配点替え)されま  
した。右配点が遅れた経緯については、弁護士から既に説明があっ  
たと思いますが、事件は起訴当初、通常の事務分配に従い、当刑事  
第一二部の二とは別個独立の単独裁判官の係に係属しました。そこ  
で各係において検察官、弁護人らの意見を聴き検討され、更に、裁  
判所の委員会等で審議が重ねられ、殊に「破防法弾劾・沖繩闘争弁  
護団」(その構成は小長井良浩弁護士ら一〇名の弁護士と聞いている)  
の弁護士とは、同年一月中旬頃まで何回となく接渉が行われ  
た末、前記配点となったものであります。

当刑事第一二部の二においては、かねてから検察官、弁護人に対  
し公判の準備として、事前の打合せ方を申入れておりますが、「破  
防法弾劾・沖繩闘争弁護団」から、事前の打合せ迄にはなお暫時の猶  
予を得たい旨、次いで現段階での打合せには応じかねる旨の意思表  
明があり、未だその手続には至っておりません。そのため公判開始  
までには、なお暫く時間を要すると思っておりますが、他の同種事件  
につき既に裁判を終了した人達も多いとみられる現況に鑑み、早急  
に事前の打合せを行うよう鋭意努力中であります。

ついては、起訴後相当日時が経過し、又学校の卒業期でもありま  
すので、各自につき別添回答書記載の事項を調査したく照会致しま  
すから同回答書に記入の上、昭和四五年三月一〇日までに返送して  
下さる。

回答書

昭和四五年二月一六日付照会に対し次のとおり回答(該当箇所を  
○で囲む)します

(一) 起訴状謄本は

- 1 受け取った
  - 2 まだ受け取っていない
- (二) 弁護士(私選)は
- 1 ( ) 名依頼した
  - 2 公判には

- イ 右弁護士全員
- ロ 内( ) 名
- 3 右弁護士以外にも弁護士(私選)を依頼する予定が  
イある(名位)  
ロない

(三) 主任弁護士は

- 1 弁護士 氏に依頼する予定である
- 2 弁護人に指定を一任する
- 3 まだどちらとも決めていない

(四) 制限住居等は

- 1 変更がない
- 2 変更の予定である

イ 予定先

ロ 時期

ハ その他(具体的に記載すること)

(因) 公判開始時期等について(注意)ここでは事件の内容に触れないこ  
と)

1 重要事項

2 要理理由

昭和 年 月 日

被告人

東京地方裁判所刑事第一二部の二

裁判長裁判官 新 関 雅 夫

〔二八〕 回答書

昭和四五年一月二七日付「審理方式について」なる文書に対する  
回答書

標記の件に関する現段階における弁護人の意見は、昭和四五年二  
月一三日付申入書のとおりである。

ちなみに、標記文書別紙横地検察官案については、同検察官がい  
まだに証拠の整理もせず、その点に関する裁判所に対する誓約も果  
さず、弁護士宛「証拠書類の整理ができました」などと虚構を作出  
するがごとき挙に出ているからには、御庁においてかかる汚れたる  
検察官の追行態度を弾劾さるべきでこそあれ、これをもっていかな  
る意味合においても参考さるべき筋合ではないと思料する。

昭和四五年二月二〇日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

右代表者弁護士 小長井 良 浩

東京地裁判事六部 御中

〔二九〕 照会に対する回答書

一、貴職の昭和四五年二月一六日付「照会」と題する文書、二月一  
九日一六時、当事務所に到着した。



あまりのひどさに驚きのあまり、あらわす言葉を知らないほどである。

二、そもそも、本弁護士が横川代行にかかる一方的強行配点措置について、嚴重に抗議してきたことは、すでに、いずれも文書にて、一月七日、貴部にも、弁護士意見書を送付し、一月二〇日付「申入書」において再度注意を喚起し、二月一三日付「申入書」において、再々度、その趣旨を強調したところであり、また、直接口頭でも、一月二〇日、(貴「照会書」には、「先般」とあるが、同日を指標するものと思われる)小長井弁護士が貴部を訪問し、同旨の態度を明示したところである。

ただ、弁護士としては、ここで、各配点部との間において、現段階で横川代行の一方的強行配点の非違から議論することは、本件審理のあるべき方式の発見のためにならずしも望ましくないと考えられるので、横川代行の措置に関する問題の議論はしばらくおき、「当弁護士は、沖繩闘争事件の配点を受けた各部においては、前記横川代行らの信義に反する強行方針を固執されることなく、虚心に統一折衝の話し合いに応じられること」(二月一三日付弁護士申入書第二項)を裁判所に希求し、いづれにしても身柄問題が本件の円滑な進行にとって不可欠な重大事項である所以を説明し、刑事第一四部との折衝を尽くすことを明らかにしたのである。

そして、新関裁判長は、「御趣旨はわかりました。こちらとしても、よく検討します。」と答えられたので、弁護士も辞去したのが、当日の経緯である。

三、しかるに、貴職の「照会」書によれば、

釈の努力をしたく、そのための事前の打合せ迄には暫時の猶予を得たい。」などと横川代行の非違を黙認したかのように記載するとは、なんたることであろうか。

しかも、貴職は、一月二〇日も含め、弁護士が回を重ねて申入れている各配点部との統一接渉の熱誠こめた申入については、まったく、黙殺してはばからないのである。

身柄問題については、審理方式問題との事実上の密接不可分な関連性を御片がうち出している(審理方式が決まらないかぎり身柄は出さない)ことから、弁護士としては、審理方式について折衝する「暫時の猶予を得たい」とした意見表明が、貴職の「照会」書ではなぜか欠落し、かえって、「グループ別配点を争わない」という虚構の記載と、「弁護人の準備」に仮托されているのは、不見識をこえて、もはや卑劣ではないか。

五、聞けば、貴部は、事前にはもとより、事後においても、弁護人にはなんらの連絡さえもなく、弁護士が貴部はじめ各部と折衝中、被告人に進行に関するアンケート様文書を直送された由、貴部の弁護士に対する独断と偏見の一端の赤裸々な発露と解さざるを得ない。

あまつさえ、弁護団の昭和四五年二月一三日付申入書に対しては、正面から真摯に応えようとしなさい。

裁判所が弁護人の趣意をかくまで歪めたのみか、弁護人をかくまでないがしろにして、事件のいゆる進行をはかるうとするのは、裁判所が弁護人に対し審理の基礎となる基本的信頼関係をおかないこと、すなわち、猜疑と不信にかられて手段を選ばない挙に出ていることを示すものにほかならない。

「先般破防法沖繩闘争弁護団の小長井弁護士において来訪の上、『現在のグループ別配点については、やむを得ないものと考え、強いてこれを争わないが、弁護側の準備の都合上なお釈の努力をしたく、そのため事前の打合せ迄には暫時の猶予を得たい』という趣旨の申入があり、これを了承していた訳であります。」

として、曲解というよりはむしろ捏造と評さなくてはならない付会の主張を構えて、そこから「事前の打合せ」への出頭方を申越されてきたことは、当惑のきわみである。

四、弁護士らは、横川代行の非違に対する弁護士意見という何人にも誤解など生じようもない事実について、貴職が牽強附会の主張を試みた事態を重視する。

弁護士意見は、すでに、貴部に直接、三次にわたって、文書により、申入れたところである。

文書のみでは、弁護人の良識をもって本件に対処しようとする態度についてあるいは不徹底であってはいけないと思料し、とくに、一月二〇日付弁護士申入書発出にあたり同日、小長井弁護士みずから、貴部にも訪問し、その意のあるところを敷衍したのであった。そこで、右申入書記載のとおり、横川代行の非違について、昭和四四年一月一七日付「弁護士意見書」を援用し、弁護人の横川代行の非違に対し抗議しつつも、その取扱については、当面、別扱にするのが得策ではないかと建議したことをもって、あなたも小長井弁護士が、

「現在のグループ別配点については、やむを得ないものと考え、強いてこれを争わないが、弁護士側の準備の都合上なお保

弁護士としては、貴職の右「照会」書を完全に撤回し、現行刑事訴訟構造における弁護人の地位を尊重し、向後かかる非違を累行しないことを、この際、同形式の文書をもって、表明されることを厳に申入れる。

この当然の前提が確立されなかり、いまもって検察官が証拠閲覧の機会を与えないため訴訟準備ができないこと、照会書指定期日の差支えなどは別として、貴部の審理について、毅然たる決意を固めざるをえないことを申し添えるものである。

昭和四五年二月二〇日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

右代表者弁護士 小長井 良浩  
東京地方裁判所刑事第二部の二 御中

### 〔三〇〕 公判期日の指定について照会

昭和四五年二月二六日

東京地方裁判所刑事第六部

弁護士 小長井良浩 殿  
裁判長裁判官 斉川 貞造

当部係属中の被告人横井健ほか一六名に対する威力業務妨害等被告事件につき、第一回公判期日を指定したいので三月二〇日以降四月末日までの当部の開廷日(火、水、金、土旺)で弁護士において差支えのある日をその理由を付して来る三月五日までに書面をもって回答願いたい。

以上

〔三一〕 公判期日の指定について照会

昭和四五年二月二六日

東京地方裁判所刑事第六部

裁判長裁判官 門 馬 良 夫

弁護人 小長井良浩 殿

当部係属中の被告人松本雅行ほか一七名に対する威力業務妨害等被告事件につき、第一回公判期日を指定したので三月二〇日以降四月末日までの当部の開廷日（火、水、金、土、日）で弁護人において差支えのある日とその理由を付して来る三月五日までに書面をもって回答願いたい。

〔三二〕 第一回公判期日前の打合せについて

（通知）

以上

兇器準備結集・公務執行妨害・暴力行為等処罰に関する法律違反  
・道路交通法違反

被告人 高野洋一

右の者に対する頭書被告事件につき、すでに勾留も長期にわたっており、当部としては三月中旬以降、下旬ころには第一回公判を開き、適正迅速に審理を進める予定であります。そこで期日指定、訴訟の進行等について十分御意見を伺うため訴訟関係人（検察官・弁護人）の事前打合せを行いたいと思っておりますので、三月三日（火）同四日（水）同五日（木）同七日（土）の各午後二時四〇分ころ、同六日（金）の午前一〇時から午後五時までのいずれの日でも結構ですから判事室までご参集下さい。

御手数ですがご都合のよい日時を折返しお知らせ下さい。なお主任弁護人の届出も打合せの当日までにして下さい。

昭和四五年二月二八日

東京地方裁判所刑事第一八部二係

裁判官 粕 谷 俊 治

葉山岳夫 殿

連絡先・刑事18部2係 高橋書記官

〔三三〕 求釈明書

四・二八沖繩闘争関係

兇器準備結集・公務執行妨害・暴力行為等処罰に関する法律違反、道路交通法違反

被告人 高野洋一

昭和四五年三月二日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

右弁護人 葉 山 岳 夫

東京地方裁判所刑事第一八部二係 御中

記

すでに当弁護団は、四・二八沖繩闘争関係事件の係属している刑事部に対して、各部をそれぞれ代表する裁判官全員が一堂に会され、当弁護団と本件沖繩闘争関係事件の審理方式等につき話し合いを申し入れ本年二月一三日付書面において再々度右申し入れを行いました。

貴部におかれては、右申し入れを無視することによって、当事者たる弁護人、被告人の地位を蹂躪され、不当かつ軽率きわまる挙に

出られることのない旨当弁護団は、確信するものであります。本年二月二八日付通知は、如何なる趣旨か理解し兼ねます。

当弁護団の右申し入れに対する書面による回答なきままに、かかる書面を通知される貴裁判官の真意はまことに不可解であります。当弁護団の申し入れに対して何等の対応、回答なきまま、いたずらに自己の配点を受けた事件のみを処理されんとする態度は、まことに不可解であります。

統一乃至統合裁判を強く要求する被告人らの熱望、当弁護団の申し入れに、まず、第一に対処されることが事の筋道かと存じますが如何でしょうか。

弁護団との話し合いを尽した上での期日の打合せ、等があるべきではないでしょうか。

以上の諸点につき、書面にて釈明されたく申し入れます。当弁護団は、統一乃至統合裁判による、迅速なる審理を強く要望するものであります。

〔三四〕 第一回公判期日前の打合せについて

兇器準備結集、公務執行妨害、暴力行為等処罰に関する法律違反  
道路交通法違反

被告人 高野洋一

右の者に対する頭書被告事件につき、貴弁護人から当部にあて昭和四五年三月二日付書面の提出がありました。受訴裁判所としては、もとより当事者双方の言い分を十分聴き、公正迅速な訴訟の進行をはかるため、刑訴規則一七八条の一〇の定めるところに従い、打合せ期日に当事者双方の出席を得て、期日指定・訴訟の進行等の

必要な事項につき事前の打合せをしたいと思っておりますので、ご協力戴きたい。

なお、ご希望があれば右打合せに被告人の出頭を考慮してもよいと思えます。そして事前打合せの際、右三月二日付書面記載の諸点を含め、隔意なき当事者双方の意見を具体的に十分お聴きした上、受訴裁判所としての訴訟進行に関する見解を説明し、公正迅速な訴訟の運営をしたいと考えております。

右の次第なので、すでにお知らせしてありますように事前打合せの希望日を折返しご回答戴きたい。

昭和四五年三月四日

東京地方裁判所刑事第一八部二係

裁判官 粕 谷 俊 治

弁護人 葉山岳夫 殿

〔三五〕 質問書

貴職の昭和四五年二月二六日付「公判期日の指定について照会」に対し、回答する必要上、左記事項について、文書にて明らかにされたい。

先般、面会の際の貴職らの態度からしても、もはや従来再三再四にわたる弁護人の申入を無視して、分離強行する用意と考えられるため、とくに回答に先立って、質問する。

記

貴職の前記照会書は、弁護人の申入にもかかわらず、貴部に強行分離配点された事件についてそのまま公判期日指定するためのものか。

昭和四五年三月五日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

弁護人 小長井 良浩

東京地方裁判所刑事第六部

裁判長 門馬良夫 殿

### 〔三六〕 質問書

四・二八沖繩闘争関係

兇器準備集結等 被告人 高野洋一

昭和四五年三月九日

破防法弾劾・沖繩闘争弁護団

右弁護人 葉山 岳夫

東京地方裁判所刑事第一八部二係

粕谷俊治裁判官 殿

貴職の昭和四五年三月四日付「第一回公判期日前の打合せについて」において、貴職は、三月二日付当職の求釈明書に対して何ら書面にて釈明されることなく、第一回公判期日前の打合せのみを当職らに迫られています。

貴職の態度は、もはや、再三にわたる弁護人の申入および被告人の要求を無視して、分離、単独公判を強行するものと思われませんが、事理を明らかにするため右貴職文書への回答に先立ち、質問いたします。

記

貴職の前記書面は、弁護人の申入にもかかわらず、貴部に強行分離配点された事件について、そのまま第一回公判期日を指定するた

めのものですか。

### 〔三七〕 公判期日通知書

被告人 齋藤 幸広

萩森 正一

土谷 宜弘

山本 恵司

右の者に対する、兇器準備集結等被告事件について、昭和四五年三月二七日午前一〇時に当裁判所刑事第五〇四号法廷(本庁舎五階)で公判を開廷しますから、お知らせします。

昭和四五年三月六日

東京地方裁判所刑事第六部

裁判所書記官 須藤 勇

弁護人 小長井良浩 殿

### 〔三八〕 公判期日通知書

被告人 横井 健

近浦 能夫

阪本 七郎

土屋 憲雄

狭間 孝

朝日野 昇

石亀千比朗

小川 進

林 公門

和田 博寿

小笠原照也

松本 雅行

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

小川 進

小笠原照也

### 辞任に当って被告団の諸君へ

一 破防法弾劾・四・二八沖繩闘争弁護団は、いわゆる四・二八デモ事件の弁護人たる地位を辞任するのやむなきにいたった。

東京地裁は、昭和四四年八月一日、事件の審理方式等について、裁判所、弁護人間の交渉を約諾しながら、横川所長代行が同年二月四日一方的に強行分離配点し、さらに本年三月五日、同月七日、齊川、門馬両裁判官は、弁護人の交渉継続申入を一蹴して横川代行の横車を受けた一方的な期日指定に及んだ。裁判所の固定した分離方針を呑まなければ、問答無用なのである。

この期間、弁護団は辛苦を重ねて本件に対処してきた。しかるに、門馬裁判官のとき、この職務行為を評して、本年一月二十八日、裁判所のいわゆる公式の席上、「事件をひきのぼしてすいぶん被告人を保釈させた」とのきわめて不謹慎な言辭を弄していたため、弁護人による非の指摘により、即座に取消さざるをえないという驚くべき不詳事まで現出している。事実は、弁護人、被告人らの当初から一貫せる申立にもかかわらず、いまだに二四名という多数被告人を獄中に拘禁して、人権を侵害し、弁護権、防禦権を剝奪している。

裁判所が権力のみならず訴えるかか一方的強行態度を固め、弁護人をおぼろげにしてはばからぬ事態においては、もはや、弁護人の地位は、司法権力によって撃滅せしめられ、弁護人の職責を尽すことのできない段階にたちいらしめられたといわなくてはならない。

ちなみに、弁護権尊重の確認のうえに立った成田デモ三事件その他現地闘争事件についての、千葉地裁における交渉は、昭和四四年六月四日以降本件と同じ弁護人が担当して行なわれ、昭和四五年三月二日、裁判所、検察庁、弁護団間に、統一裁判(裁判所はあえて「統合裁判」と称している)についての合意が円満に成立しているのである。

二 「刑罰は、多くの場合において、人の自由に対するつよい侵害である。だから、多くの権利宣言は、罪刑法定主義そのほかの刑罰に関する基本原則を定める例である。明治憲法は、『日本臣民は法律に依るに非ずして処罰を受くることなし』(二三条)と定めたが、日本国憲法は、明治憲法の下で実際に見られたような人権じゅうりんを徹底的に排除するために、この点について、多くの規定を設けている」(宮沢『憲法』(五版)一五六頁)。そもそも刑事訴訟の本則たる事項がとくに憲法という法形式になっているのは、法律が裁判官等の解釈運用で歪曲され、「刑事司法作用による諸種のいわゆる人権侵害の弊害が極めて多かったので、かかる弊害を根絶するため、特に綿密な規定を置いているのである。これらの規定については、別に刑事訴訟法の講義において詳しく述べられるであろう」(佐藤功『日本国憲法講義案』一六〇頁)とされている。

およそ弁護人選任は、国民の重き基本的人権である。「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができ、被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを付する。」(憲法三七条三項)。

裁判所が法の下の平等の原則(憲法一四條)に従うかぎり、任意的弁護事件(刑訴法二八九條、二九〇條)であっても国選弁護人が

付される。「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を付しなければならない」(刑訴法三六条)。

「被告人に弁護人を依頼する意思があるのに自らこれを依頼することができない事情が判明したときは、(刑事訴訟)法三六条の請求がなくても憲法三七条三項後段により職権で弁護人を付さねばならない」(司法「研修所刑事弁護実務」三二頁)。

昭和三年三月東京三弁護士会においては、「国選弁護人受任心得」を傳達しているが、とくに、  
 「(二)弁護人は受任した事件につき品位を保ち誠実にその職に当らなければならぬ。  
 (三)弁護人は速かに弁護担当の連絡、被告人との面接、事実の調査等をしなければならぬ」と定められている。

「弁護人」は、私選たると、国選たると、弁護人としての訴訟法上の義務と責任に異なるところはなく、等しく、憲法、刑事訴訟法、刑事訴訟法規則、弁護士法、弁護士倫理、弁護士会規等の規範にのっとり、誠実に、被告人の弁護に当らなくてはならない。

もとより国選弁護人も、私選弁護人と同様、等しく刑事弁護人として、被告人その他の関係者に面接する等適当な方法によって、十分に意見交換を遂げ、事実関係を確かめる義務を負う(刑訴規則一七八条の六、二項一号)。国選弁護人は、例えば、被告人諸君が求めるならば、被告人諸君のあげる関係者にも面接して、事案に連続し、形式的に「弁護人」として法廷に立会うのではなく、実質的に被告人の弁護を尽すよう揮身の尽力を惜しむべきでないことになっ

ているのである。

「実務においては、事実を正確に見出すことが何より重要である。依頼者がその知っていることを、すべて弁護士に話しても、それで十分信頼できる情報が得られるわけではない。……依頼者が、何らかの書類について話した場合は、決してそれだけで満足してはいけない。必ず自分分でその書類、それもできれば原本を見る必要がある。また依頼者の話が、特定の場所や、証拠物品にふれた時は、事情の許すかぎり、その場所なり、その物を自ら見るように努めるべきである」(司法研修所『米国弁護士実務手引』一六頁下段)。

こうして、「弁護人は一旦事件を引受けた以上最も憎むべき犯罪者であっても弁護しなければならない。弁護人は事件の不正を判定すべき裁判官ではなく被告人のために事実を顕出しあらゆる論議を尽せばよいのである。弁護人が自己の判断により事件は弁論の余地もないからという理由で、弁護人としての努力を惜しんではいない」(司法研修所『刑事弁護実務』二六頁)。

国選弁護人が弁護人の義務に違反したときは、その弁護士の所属弁護士会にこれを懲戒することを求めることができる(弁護士法五八条)。その様式等手続については、先に、東京地裁所長が東大闘争弁護団所屬弁護士に対して行なった懲戒請求事案が参照されるであらう。

弁護団は、諸君らの問題を弁護士全体に提起するとともに、当面、四・二八沖繩闘争に適用された破防法の弾効に集注する。  
 三 権力による弁護権および弁護人選任権の否認に対しては、依然として、「闘争のうちに汝は汝の権利を見出さねばならない」(イェ

ーリンク『権利のための闘争』)という提言を喚起しなければならぬ。

本日以降、弁護人としては、委任終了後の事務処理義務において諸君らの問題に対処することになるが、いずれ、本件の刑事司法にも見られる体制の現状を根柢的に変革する苦闘の途において、諸君とあいまみえる日を期するものである。

一九七〇年三月一八日

破防法弾効・四・二八沖繩闘争弁護団

代表者 小長井 良 治  
 弁護士 弁護士

被告人各位 殿

#### 四・二八被告団全国総会基調報告

はじめに

四・二八破防法、沖繩裁判闘争は決定的局面に突入した。昨年来、約一年に亘ってのいわば公判なき裁判闘争によって決定的に追いつめられ、分割公判の犯罪性を完全に暴露された東京地方裁判所は、分割公判強行の大義名分を完全に失い、さらに、再びめぐりくる四・二八沖繩闘争の爆発が七〇年安保闘争として巨大な昂揚を作りだすことを目前にして、なりふりかまわず召換状を發して分割公判を強行するという反撃に転じたのである。

この分割公判の強行は弁護団の存在を無視し、弁護権、弁護人選任権を破壊し、何があんでも階級的報復を加えようという、東大裁判における欠席公判、実刑判決につぐ、否、横川体制のもとにつく

られた裁判所の反動化のより一層のエスカレートし七〇年治安体制の一環といわねばならない。弁護団、被告団はこの決定的な段階にあつて一歩もひかず、徹底的な闘いを開始することを決意した。

弁護団は、弁護団を徹底的に無視した地裁の設定した公判に出ることによって、弁護権、弁護人選任権の破壊を迫認することを拒否し、本来、破防法被告を中心に被告が統一されるべきことから、破防法被告を除く全被告の弁護人たる地位を辞任することを決意した。

被告団は総会を開き、この弁護団の弁護士としての全存在を賭けた一大決意を、われわれ被告団に対する最も誠実な、かつ最も革命的な連帯であるとして、一人の反対もなく支持することを決定し、全被告団が一丸となって闘いぬくことを決意した。

一年に及ぶ被告団の検討のなかで、われわれは本裁判を破防法粉碎・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉碎として闘いぬくことを明確にしてきた。これまでの弁護団の徹底かつ熾烈な闘いによって切り拓かれた地平をふまえ、さらに、弁護権、弁護人選任権の無視としてあらわれた権力の危機的な状況と、そこからあらわれる狂気じみた攻撃に断固たる反撃を加えようではないか。

四・二八闘争の革命的爆発を恐れた権力は四・二八闘争の前夜に破防法を発動し、事前に闘いを封殺しようとした。しかし、われわれは断固として四・二八闘争の爆発をかちとり、一月決戦の道を切り拓いた。今、地裁は、四・二八裁判の前夜に四・二八破防法・沖繩裁判闘争の勇姿に恐れ、かかる暴挙にて被告団、弁護団の闘いの封殺をねらってきた。

われわれはこれもまた粉碎して歴史的な任務を切り拓くだろう。この闘いの勝利的遂行は東大裁判闘争をより発展させ、さらに、一

○、一月決戦の裁判闘争の道を切り拓く歴史的な闘争となるだろう。

I 四・二八闘争の意義(略)

II 四・二八破防法・沖繩裁判闘争の意義と獲得目標

破防法粉碎・統一公判獲得・司法総体告発・裁判の事務処理方式粉碎・闘争陣地構築

四・二八沖繩闘争の爆発を目前にひかえ、権力はもはやいかなる警備体制をもっても人民の進撃をおさえられぬことを知り、そして、そのなかに革命のヒドラを見出し出して、破防法の適用、事前検挙を開始した。朝鮮戦争をまえに、日本階級闘争を限定的に破壊しようとして攻撃をかけ、なおかつ人民の闘いに恐怖した権力は、五年破防法を成立させ、もって日共の完全武装解除に成功した。

以来、破防法は「発動せぬことに意義がある」などと権力にうそぶかれたほど、日本階級闘争の敗北的狀況がつづいた。しかし、一〇・八羽田闘争以来、日本階級闘争は帝国主義の危機の深化の中で、その勇姿を現わしはじめ、沖繩闘争の爆発が七〇年、七〇年代の内乱的死闘の時代の導火線となること、すなわち革命の現実性を権力が見出し出したとき、革命の予防弾圧としての破防法が発動されたのである。

四・二八破防法・沖繩裁判闘争は、まずもってこの革命予防弾圧法たる破防法を対決点とする。この破防法・沖繩裁判によって、七〇年治安体制の一環としての破防法の本格的適用を粉碎しようかどは、組織を守り、革命に勝利する展望において極めて大きな任務であるといわねばならない。

し、削減し、認めず、彼らの階級的報復の高効率化をはかるうとしている。この七〇年治安体制の一環としての攻撃を断固粉碎しようではないか。

われわれ四・二八破防法・沖繩統一被告団は、したがって、本裁判闘争の獲得目標は、基本的には裁判の幻想性の暴露、破防法粉碎・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉碎・闘争陣地確立を一体のものとして基本とする。

この長期かつ徹底した闘いによって、東大裁判における司法の幻想性はますます暴露され、階級裁判としての姿をますます露呈させるを得なくなるであろう。

III 基本方針

1 裁判所の攻撃のポイント 分割強行・弁護権II防御権の否認

東京地裁は不当長期勾留により、実刑の事前執行を行ないつつ、身柄を文字通り人質として、裁判強行に屈服させようとしてきた。今なお破防法被告をはじめとする二四名の不当長期勾留こそ、そのことを雄弁に物語っている。しかし、ここに一年に亘る弁護団の闘いによって文字通り追いつめられた地裁は、弁護権、弁護人選任権を完全に無視、抹殺して分割を強行しようとしてきた。ブルジョア法規としても認めざるを得ないこの権利の否認こそ、今日の地裁の反動化を如実に示している。われわれはこの問題を些細な問題として看過してはならない。破防法弾劾・沖繩闘争統一弁護団の『辞任にあたって統一被告団の諸君へ』に明確に示されているように、この重大な問題に対する彼らの攻撃こそ、彼らの弱さの表現でもあ

さらに、四・二八沖繩闘争が沖繩闘争勝利・安保粉碎・日帝打倒の七〇年代階級闘争の突破口を切り開く決定的な闘いであったにもかかわらず、裁判所はその全思想の展開と裁判闘争の決定的前進をおそれ、被告人の行為を単なる「兇器準備集合」「暴力行為」として葬り去ろうとしている。

一方では事前に破壊活動防止法を適用し、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって」とその政治的目的を問題にし、それを裁こうとし、それによって実現された行為を「思想を載くのではないから」と分断する、こうした権力のやり口を許すわけにはいかない。

大量逮捕、大量起訴、長期勾留をもって、闘ったものの団結をくずすべく、これらを転向強要の武器として、彼らは統一被告団を分解し、分断してきよとした。破防法被告を先頭に百名に近い被告の団結に恐怖して分割公判を強行しようというのだ。被告団、弁護団の当然の要求II統一公判要求の前に右往左往して、分割第一次案、第二次案、第三次案と一人相撲をとってきた彼らは、もはや何一つ理論的反論も加えることもできず、ただただ強権的に分割公判を強行しようとしている。われわれはあくまでも統一公判を獲得しなければならぬ。

さらに、彼らは裁判における階級的報復としての有効性を高めるべく、起訴II有罪という形で、いかにして速く、スムーズに被告を獄に入れるか、そして、人民大衆と長期に亘り隔離せしめるかを目的意識的に追求しつづけてきた。分割公判を強行することもこうした攻撃の一環である。速く、スムーズに、事務処理として裁判を進行させるために、彼らは、被告の権利、人権など、出来る限り制限

る。われわれ、なかならずほとんど獄中にある一〇、一月闘争統一被告団は、七〇年闘争裁判に先きかけて、この重大な前人未踏の問題にあたる荣誉を担うこととなった。この問題が新たな司法権力の攻撃のポイントになっていくことを明確に見抜こう。そして、これは、統一公判要求を拒否して分割公判を強行する司法権力の攻撃の必然的な事態であることを明らかにしよう。

2 被告団闘争の意義と組織方針

破防法粉碎・統一公判獲得・裁判の事務処理方式粉碎、さらに、弁護権、弁護人選任権否認粉碎の闘いの担い手は、われわれ被告団である。

今なお不法にも獄中に拘留されている一九名のデモ事件被告を先頭に、われわれは、分離公判をすすめる権力の攻撃をはねのけ、闘う統一被告団の一員を構成してきた。

今や、闘いはわれわれの手ににぎられている。権力の分割、分断に屈することなく、われわれは常に統一被告でなければならぬ。権力が分割、分断を策すれば策するほど、われわれはますます強固な統一被告団を形成しなければならぬ。すでに一〇、一月闘争労働者被告団は、獄中から全国反戦統一被告団、差別被告団、地域被告団を形成し、新たな被告団運動の展開を開始したが、われわれは法廷において文字通りみずからが主体となって裁判闘争を全うし、七〇年代被告団闘争の先頭をきらなければならない。

われわれの原則は、いかなる権力の分割、分断にも屈することなく、闘う被告団を常に形成することである。六〇年代の弁護団に寄りかかった裁判闘争はもはや止揚されねばならない。被告団の一人一人が裁判闘争に習熟し、革命的被告団の闘いをつくり得る組織方

破防法研究 バックナンバー

《4号》 200円(〒55)

討論・反戦派労働運動のゆくてに  
ワイマール共和国の崩壊 大瀬 振  
反軍運動に就て 憲兵少佐・稲垣弘毅  
反戦ピラ事件 起訴状、『アンチ安保』  
破防法公判記録 1

《3号》 200円(〒55)

日本共産党と破防法 田川 和夫  
対談・非合法時代 春日庄次郎  
長谷川 浩  
暴力の復権のために 本多 延嘉

《2号》 150円(〒45)

対談・治安維持法の体験 大内 兵衛  
小長井良浩  
治安維持法と私 志賀 義雄  
闘いの論理と心理 井上 正治  
長期拘禁との闘い 松本 健男  
メッセージ さらぎ徳二

《創刊号》 品切れ

IV 当面する被告団の任務(略)

それ故、われわれは裁判所に弁護人の選任を請求する。  
このことは、いうまでもなく弁護人がいなくても裁判闘争を闘いぬくわれわれの決意があつてはじめて出来ることである。すなわち、勿論、国選弁護人にわれわれの弁護をあずけるのではなく、敵階級のつける弁護人がいささかなりとも敵と通ずるならば、これとも決定的に闘いぬくことを決意して、裁判所、検察官と対決するのである。  
弁護人は、国選、私選を問わず、被告人を弁護すべき義務がある。その義務をとことん要求し、その活動を点検しぬくことである。被告との接見弁護方針の一致、記録の閲覧、謄写、その他一切に亘つて弁護権を追求せしめることである。  
一人一人の被告が各自、弁護人のあり方と行動とを監視せよ。

**複刻版 日本共産主義者団 関係資料(機関紙版)**

◆目次◆  
■趣旨・規約  
■当面の方針  
■民衆の声  
■嵐をついて  
■党建設者

500冊 限定出版 発売中!  
額価3,000円

太平洋戦争突入直前の反戦・変革  
闘争の生きた内容  
文書・機関紙誌のすべてをガリ刷  
のまま再現!

〈東京連絡所〉  
**みどり書房**  
東京都目黒区緑丘1-22-3  
TEL (03) 718-5018

発行・大阪発売所  
**日本共産主義者団40周年記念刊行会**  
大阪市北区曾根崎上1の21. TEL (06) 312-1143

- 針をうちたてなければならぬ。民主集中的な組織方針によって、強固で、いつでも、いかなる事態にも敏速かつ強力に対応できる組織を形成しなければならぬ。  
被告の住居は全国各地に拡がっており、多くの党派、あるいは非党派を含んでいる。しかし、われわれが定めた目標の達成のために団結した組織を形成しよう。
- 組織体制  
・各被告との連絡・常任被告体制―各グループ二人  
2 中央執行体制と事務局体制  
・中央に居る常任と事務局とで中央執行体制を構成する。  
常時、各地方の被告と連絡をとる。  
・事務局は事務局員によって構成し、全国会議の招集を行ない定期的に被告団通達(ニュース)等の文書を発行する。
- 被告団事務局の設置と常駐体制  
・被告間で常に連絡をとれる事務所を四月中に(早急に)設置し、基本的には事務局員、中央在住の被告が常駐する。
- 被告団通達の定期化  
・二週間に一度(日曜日)被告団ニュースを発行する。
- 対外的裁判闘争ニュースの刊行
- 財政方針の確立
- 3 弁護権、弁護人選任権、防御権問題  
弁護権、弁護人選任権は奪われて、そのままですすことはできない。被告の防御権の根本問題である。これを否認した地裁はこの問題でおいづめられなければならない。  
〔関係法規〕基本的なもの

- 1 憲法三七条第三項  
「刑事被告人は、いかなる場合にも資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」
- 2 刑事訴訟法三〇条第一項  
「被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。」
- 3 同三一条第一項、第二項  
「弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。」  
「簡易裁判所、家庭裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。」
- 4 同三六条  
「被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所はその請求により、被告人のため弁護人を附さなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。」
- 5 刑事訴訟規則二八条  
「法(二)刑訴法)第三六条の規定による弁護人の選任の請求をするには、その理由を示さなければならない。」  
勿論、弁護人問題でもっとも望ましいことは信頼できる弁護士を選任することである。しかし、権力によってわれわれはその道を閉ざされた。だからといって、そのまま弁護人なしで進むのは、地裁の弁護権、弁護人選任権の否認をそのまま追認することとなる。

五号をおくる。今号はまったく難産であった。発行予定を守るべく努力はしたが、原稿の集まりと印刷のおくれで思うようにはいかなかった。読者からの少なからぬつきあげをばげみにして、隔月発行を維持しなければならぬことを再確認している。

「ラオス内戦」「タイ軍のラオス派兵」「カンボジア政変」と、この間のアジアをめぐる情勢は危機の深刻さを一層鋭くつきつけている。「ポスト・ベトナム」の幻想を無慈悲にふぎとばし、インドシナ半島全体を「百年戦争」的泥沼にひきづりこむほど戦後世界の危機は広く、かつ深い。

北小路論文は、危機のアジアの根底的変革の方向をはっきりと解明している。

アジア人民の苦闘を、真実、革命へと解き放つカギは、読者一人一人の現在と未来にあることもまた明らかである。

七〇年の闘魂は、成田の農民のなかに火の玉のごとく宿っている。「三里塚・現地」は、闘いぬいてきたものの直言であり、外来者による観察では伝わってこない反対同盟の生き生きとした闘いの息吹きを感じとること

ができよう。七〇年代の闘いの巨大な戦訓として、文句なく貴重である。

小長井論文は、予定よりはるかに拡大されたため、今号より数回にわたり掲載する。

情勢の急転回に依って、隔月刊にわかれは未だ遅々たる歩みではある。隔月刊という制約によって、絶えず口惜しい思いをしなければならぬ。けれど、商業出版界の荒廃の中で、『破防法研究』は他にとってかわることのできないなかではある。

老大な情報と多彩な問題のなから、確実に読みとられなくてはならない核心を伝えることの難かしさと大切さに責められている。

企業資本の下に肥大化した商業雑誌が、手を替え品を替え、精こりもなく看板を塗りかえては読者の目をごまかそうとしても、賈物は賈物、したり顔して「革命」を口説しようとも、虚像は虚像である。

『破防法研究』の立場からすれば、自称新左翼誌に、大資本の「広告」がいくつも載る現象は、まことに不可解というほかはない。われわれは歯ざしりする思いをこらえ、あせらず、たゆまず、確実に、ただひたすら前に進むことのほかはないと考えている。

読者との関係以外にものを求めま

いとすわれわれの立場は、商業的観点からすれば、間尺に合っていない。しかし、本質的な関係によって以外に『破防法研究』を生きたものたらしめることはできないのである。商業的ルートに乗っかることを心よしとしないわれわれにとって、購読者の増加傾向はこのほか嬉しい。水路は拡がってきてはいるが未だ求めに及ばざればならない。

少なからぬ読者から書店を御紹介いただいたことに感謝する。今後も『破防法研究』の拡大のために読者諸氏の御協力をお願いする。

定期購読者で、本を送ってもまだ二、三戻ってくることもある。住所変更の際はかならず連絡してほしい。

(NKK)

破防法研究 第五号

一九七〇年三月一日発行

東京都港区新橋二一八六一  
新橋石田ビル 小長井法律事務所  
電話(〇三)五〇三二五八五八  
大阪府北区本橋町一七  
高橋ビル西四号館 大阪合同法律事務所  
電話(〇六)三六二一七五四一

編集・発行 破防法研究会

前進 縮刷版 [全6巻]

六〇年から七〇年へ 革命的共産主義運動十年の全容

第一巻ついに発刊!

●60年安保闘争と革命的共産主義運動の創成期  
創刊号(59・9 革共同全国委結成)から、60年安保闘争の全期間 ブンド崩壊と革命的左翼の試練、その再武装のための闘い(61・62)、さらに右派・革マルとの決別(62・63 革共同第三次分裂)をとおして激動の時代を準備した中核派の闘い、一六四号(63・12)までの四年間  
【付録】安保ブンド機関紙「戦旗」創刊号から革共同結果を訴える最終号まで  
2000円(〒1000円)

●菊倍判・P410 2000円(〒1000円)  
●第二巻(64・65年) 日韓闘争と全学連再建の闘い。(四月刊行予定)  
●第三巻(66・67年) 10・8 羽田闘争に始まる激動を準備した苦闘の二年間の闘い。(既刊) 1300円  
●第四巻(68年) 「激動の七ヶ月」から10・21闘争の爆発へ(68年) 「激動の七ヶ月」(既刊) 1000円  
●第五巻(69年) 大学闘争の怒濤から沖繩闘争、「11月決戦」へ(七月刊行予定)  
●別巻 解説・索引・年表 (九月刊行予定)

東京都豊島区東池袋2-62-9  
振替口座/東京88857番

前進社

音の単行本

疎外の構造 ◆討論 羽仁五郎

\*永遠に残る音の証言!

録音内容

LPソノシート両面盤8枚

- 新しい市民運動像
- 戦後民主主義の亀裂
- 日本の裁判 ●状況からの脱皮
- 本文記事本文24ページ
- 激動の中の知性-羽仁五郎 針生一郎著
- 用語解説

好評発売中! 価850円

登場人物  
小長井良浩  
小田実  
吉川勇一  
山根二郎  
竹中 芳  
松本健男  
和田英夫  
正木ひろし  
瀬戸内晴美



株式会社朝日ソノラマ ●全国有名書店・朝日新聞販売店で取扱い中  
●104 東京都中央区銀座4-2-6 ☎(563)6021-9 振替東京40311

# 東大闘争

「獄中書簡」発刊委員会編

# 獄中書簡集

三十数時間におたり権力と闘い抜いた、  
革命戦士たちの獄中からのメッセージ/  
70年代階級闘争も生き抜き、より巨大な  
人間として成長しつづける彼らの熱い情  
念が、火矢となってわれらの胸を射抜く。  
前進を！ ■全2巻・四六判・各680円

# 金嬉老の法廷陳述

金嬉老公判  
対策委員会編

本書は、二日間延べ九時間半におたり語り語られた言葉をできるだけ忠実に再現した  
ものである。「法廷陳述」という語から想像されるものとは異なり、不当にも「ライ  
フル魔」と呼ばれるまでに至る一朝鮮人の半生の記録であり、現在静岡刑務所に留  
置されている金嬉老にとって、残された闘いの手段である／四六判・680円

# '70年代治安対策の実態

吉原公一郎著

機動隊の七〇年作戦・自衛隊治安出動の実態・警察官の意識・自衛隊員の意識・  
自衛隊の幹部教育・資料一九七〇年の展望とその対策／四六判・780円